刑政第49巻第7号

矯正図書館

4088

刑政

第四十九卷　七月號　第七號

思想犯保護觀察法生る	正木亮	2
思想犯保護觀察法の思想的意義	牧野英一	5
初犯釋放者の再入に關する統計的考察（二・完）	豐多摩刑務所教務課	14
行刑影響の三面的關係に就て	戸田作造	30
受刑者の日本精神並に神に對する考へ方	那須信道	50
「刑法に於ける革命」——ナチス刑法の類推處罰——	ローレンス・プロイス	66
新刊紹介		79
横濱刑務所新築落成式		82
雜報		

財團法人　刑務協會發行

1074

矯正図書館



横濱刑務所新築落成式に於ける司法大臣の祝辞　上圖右より光行檢事總長皆川控訴院長

岩松刑務協會々長の祝辞　東所長の式辞　朝倉工事主任の工事報告

刑政第49巻第7号

矯正図書館

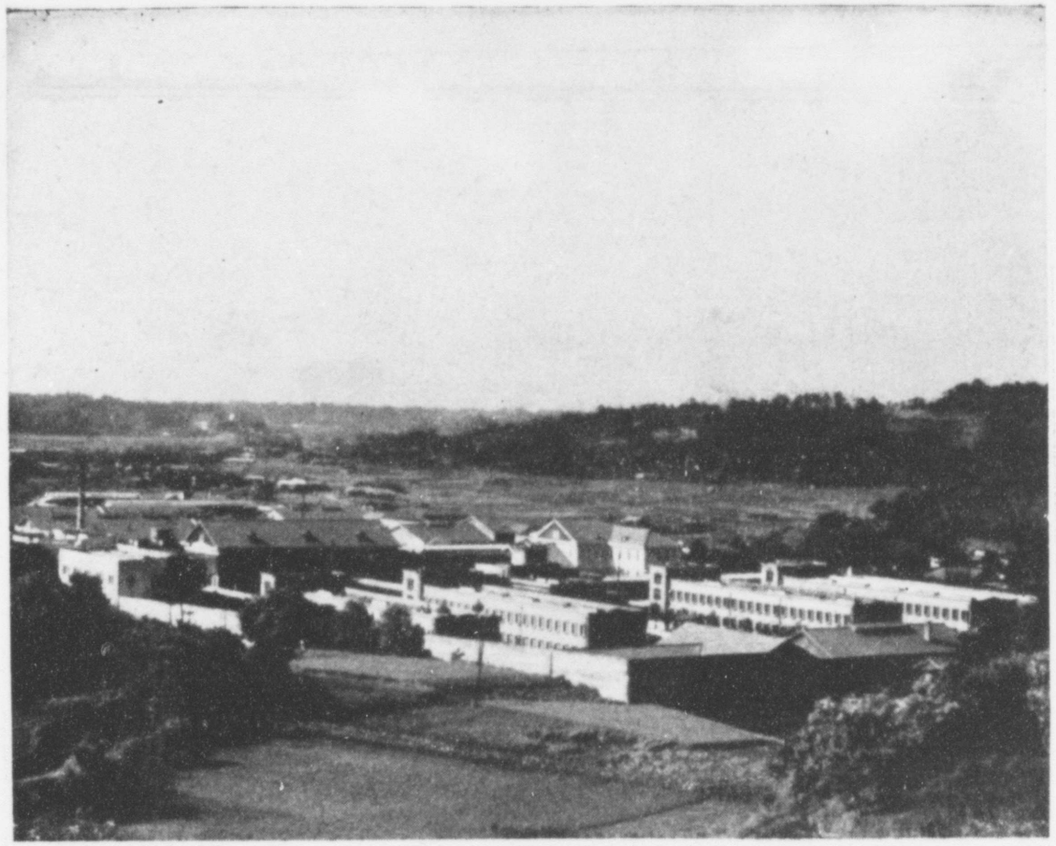
武道會記念寫眞集



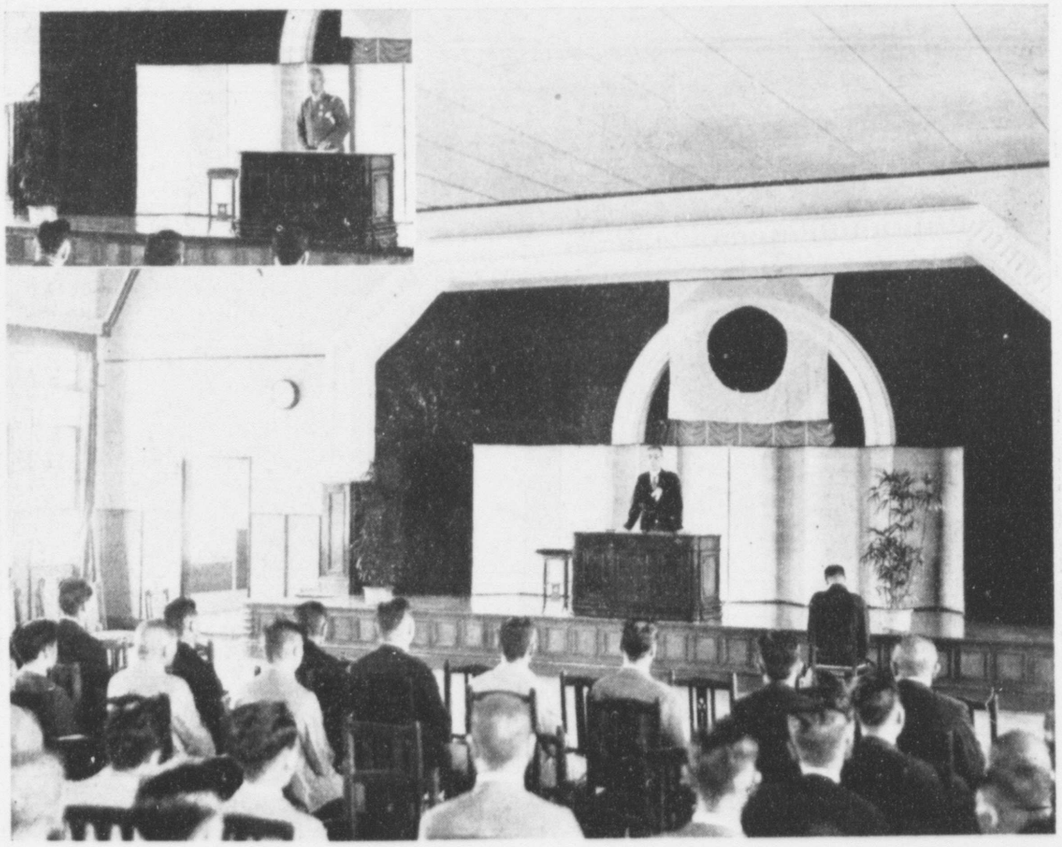


上圖 第三區 下圖 第一區





新裝成れる横濱刑務所



全國刑務所品評會に於ける岩松會長の挨拶　上圖 明石彼服本廳審査部長の講評

矯正図書館

刑政



第四十九巻

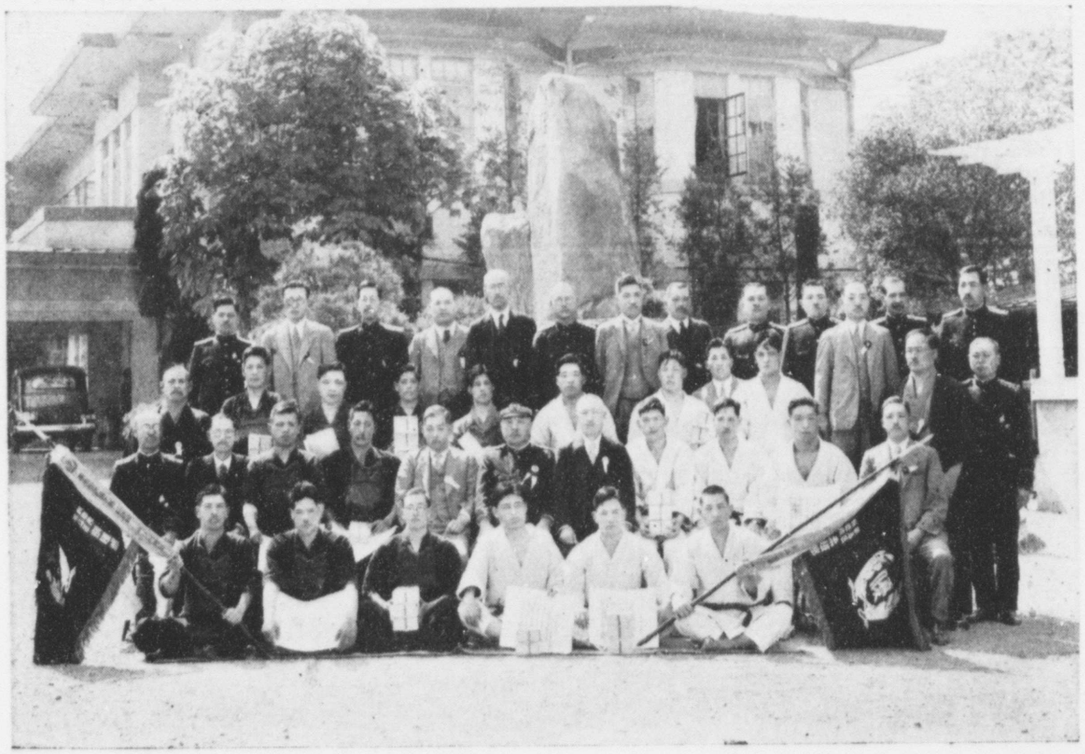
第七號

上圖　第二區





下圖　第五區



思想犯保護觀察法生る

昭和十一年五月二十八日法律第二十九號を以て思想犯保護觀察法が生れた。之を保護觀察制度そのものの上より見れば大正十一年法律第四十二號の少年法第六條に於て之を見ることが出來るから、さして新しいものでもなく又珍らしいものでもない。

しかし、吾々はこの保護觀察制度が、われわれが常に主張して置かなかつた普通犯罪の上に及ばずして反つて改過遷善の不能をさへ叫ばれた思想犯人に對して特に用ゐられたことに注意を拂つて置かねばならないのである。

元來思想犯なる概念は所謂確信犯と一致するものであることは今更いふまでもないが、その確信犯なる名稱の由來はもともと此の種の行動が固き信念の上に立ち之を拋棄せしむることの不能なるものであるとの見方に立つたものであつたからである。されば、一面に於ては此の種犯人の心情が非破廉恥的なることを掬して之に輕き刑罰例へばクストデイア・ホネスタの如きを以て對すべしと主張する學者があるに對して、ロムブローゾの如く此の種の犯人は國家の諸制に服せざる限り自己の福利を要求する權利もなくその祖國に住まふことすら許されぬといふ理由から流刑をさへ强調したものすらあつた。

刑罰の緩嚴いづれをとるかは之を少時措き少くとも確信犯なるものが轉向不能なりとの觀念を前提としたものであつたことは否定し得ないものであつたのである。而もかやうな轉向不能論の通用して居る時代に於て私達は所謂確信犯人と雖敎化可能なりとの前提を抱持すべきであると力說したのである。確信犯人

と雖、人である。而して、人の心裡變轉の狀況は千變萬化よく斷定し難く概念の固定を爲し難い。確固たる信念を動搖し得ずと雖、それは信念の固定から來るのではなくて動搖に導く手段の未發見に基くものである。恰も不治と謂はるる患者に對して醫者が之を不治とあきらめることなくして邁進しつつあると同じやうに確信犯人も亦行刑敎化の可能的對象であるといふことは私達の持論であつたのである。

嬉しいことにはその後の情勢は實際的に確信犯人の轉向といふことが續々あらはれた。此の現象に對して學者の中にはそんな種類の轉向者は實際の確信犯人ではないからこそしかく轉向するのであるといふものがあつたが、しかし、とにかく確信犯概念の領域に動搖を來たしたことは事實であつた。

この時に當つてわが司法當局は敢然として確信犯に對する敎育敎化の可能性を是認するところの立法に成功したのである。即ち思想犯保護觀察法第一條に於て刑の執行猶豫の言渡されたる場合、訴追を必要とせざる場合乃至假出獄を許されたる場合を前提として保護觀察を付することが出來るとなしたのはかやうな宥恕を是認したことそれ自體に於て確信犯の敎化可能を認むることになつたのである。從來刑事學界に於て敎育刑の暗礁であるとさへされて居たこの敎化不能の概念が思想犯を中心とする司法當局の立法によつて何なく打破されたことに吾人は痛快を叫ぶのである。

さて、然しながらかやうな根本思想の下、而して敎育可能主義の下に打ち立てられたこの思想犯保護觀察法が如何なる組織の下に、如何なる人物の下に運用實施されるかに付ては此の法律丈けでは明かでない。私をしてきたんなくいはしむるならば保護觀察法の如き規準法にあらざる具體法に於てはむしろ概念よりも保護觀察の運用そのものを例へばどんな人を補導者にするとか

矯正図書館

或は保護司に選任するとかを規定することがむしろ此の法律の重點でもあるのではなかつたかとも考へられるのである。例へば、此等思想犯人の保護の重點をナチスの司法保護のやうに精神陶冶に置くべきか或は生活保護に置くべきかは少くとも法規の上に於て明かにされて欲しいものであつた。それによつて保護觀察の向ふべき途は自ら明かとなり保護觀察を以て有り難迷惑であると考へるが如き誤解は當然に消え失せたであらうことを信ずるものである。

とまれ思想犯保護觀察法の制定されたことは洵に慶賀の至りに堪へぬがしかしその運用を誤るに於ては吾人が最も要望久しうしつつある他の一般の保護觀察制度の實現を遠き彼岸に追ひ逃がす憂の起ることを杞憂せねばならぬのである。最も困難事とせらるる思想犯を試驗材料として比較的容易に成功するであらうと考へらるる他の犯人に對する觀察制度を竟に拋棄せねばならぬ運命に立ち至らねばならぬであらうことが憂懼せられないでもない。

されば、今此の保護觀察法の運用に際しては當局は之を只に思想犯のみの問題として考へてはならぬ。それが成否はやがては普通犯人への保護觀察の成否、一般保護事業制度確立の成否等の運命に重大なる關係を持つものであることを忘れてはならない。その點に於て私は第一に當局に對して保護觀察の實行者の選任を愼重にして禍根を將來にのこさぬことに留意せられんことを望むと共に保護觀察所の門をくぐることに躊躇せしめたりすることを細心の注意を以て避けられんことを敢て進言して置き度い。

昭和十一年六月十四日

正木亮

思想犯保護觀察法の思想的意義

牧野英一

一　思想犯保護觀察制度の確立
二　治安維持法の威嚇主義と確信犯人論
三　確信犯人と教育的處遇
四　この新法律に對する二三の考察

一

一　昭和十一年五月二十八日法律第二十九號をもつて思想犯保護觀察法が制定せられた。翌二十九日の官報において公布せられた如くである。この法律は、曾て議會で停頓したことがあつた。しかし、今次の議會においてはやすらかに通過したといふことにならう。兎にかく、この法律の制定に依つて、わが國の刑事政策も亦一段の進歩を見ようといふことになつたのである。

この法律については、その第十四條に示されるやうに『保護觀察所及保護觀察審査會の組織及權限竝に保護觀察の實行に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む』といふことになつてゐる

のであるから、この勅令が制定せられるまで、實際的なことはまだわからないのである。ただ、いはゆる思想犯に對しては、國家は『保護觀察』を爲すことにしたといふだけのことが玆に確立したのである。わたくしも亦、ただこれだけの點について、この法律が、全法律の體系上、いかなる地位を占めるべきであるか、また刑事法の進化一般においていかなる意義を持つべきであるか、を考へて見たいとおもふ。

わたくしは、一見むしろ平凡なこの法律が、思想的には實に重要な價値をもつてゐるのであることを考へるのである。一方においては、いはゆる思想犯人が保護を必要とするものであることとは、あまりにも明白であるのであるが、しかし、われわれは、思想犯人がいかに追求せられたかのむしろ悲痛な種種の出來事について記憶が新たなのである。しかも、その加へられた彈壓につれて、いちはやく、更にそれに對する保護の必要といふことが意識されなければならぬことになつたのである。治安維持法は大正十四年法律第四十六號として制定された。それが昭和三年に、勅令第百二十九號に依り、緊急の必要あるものとして改正された。かやうな一種の徑路を進めた、その法律は、その後、その進化の曲線においておのづから方向を一變することになつたのである。今、その法律を補完するに、この『思想犯保護觀察法』をもつてして、かやうな犯罪現象に對する國家的措置が、恐らくは、思想的に、コペルニカス的轉向をせねばならぬとされることになつたのである。わたくしは、かやうな點に興味をもつて、事の推移をながめてゐる。

二

この新法律について、まづ、二三の點を擧げておかう。

この法律は、第一條に依ると『治安維持法の罪を犯したる者に對し刑の執行猶豫の言渡ありたる場合又は訴追を必要とせざる爲公訴を提起せざる場合』において、その本人に對し適用せられるものである。なほ『刑の執行を終り又は假出獄を許されたる場合』につき亦しかりとされてゐる。

保護の目的は、第二條に依ると『本人を保護して更に罪を犯すの危險を防止する爲其の思想及行動を觀察するものとす』といふことになつてゐる。保護のために觀察するのであり、觀察の內容は『保護』に在るのだといふことにならう。

保護觀察の方法は、第三條に依ると『本人を保護觀察所の保護司の觀察に付し又は保護者に引渡し若は保護團體、寺院、教會、病院其の他適當なる者に委託して之を爲す』といふことになる。わたくしは、その列擧の中に、その最後のものとして『病院』が擧げられてゐることを、また、注意すべきだと考へる。刑の效果を補完するのに病院をもつてすること、又、恐らくは、場合に依り刑に代へて病院をもつてすることが實際的であり效果的である、といふことのおのづから豫定されてゐるわけである。——昨年八月ベルリンで開かれた第十一回國際刑務及刑法會議で、ナチス・ドイツの人人は、その應報的害惡刑を主張したのであつたが、しかし、ドイツが、その機會において、列國の委員たちに誇りをもつて參觀せしめた監獄は、却つて教育刑的施設のものであつたとされてゐる。さうして、フランスの委員が報告したものに、ブランデンブルグ・ゲールデンの監獄などはその施設においても、その運用においても、監獄よりはむしろ病院を思はしめるものがある、とい

ふやうなことが見えてゐる。一種の皮肉であるともいひ得よう。

保護觀察の期間は不定期的である。第五條は、之を一應、二年と規定してゐるが、同時に『特に繼續の必要ある場合に於ては(中略)之を更新することを得』といふことにしてゐるのである。保護方法は當然不定期主義を採らねばならぬのであつて、しかも、一應、二年とことわつてあるところに、この種の保護方法が刑罰に對して有つ一種の關係の明かにされるものがあるのでもある。

保護觀察所といふ公務所が新設されることになる。その觀察所に保護司が置かれることになる。さうして別に、保護觀察審査會といふものが設置されるのである。

保護觀察の內容が別に勅令に依つて規定せらるべきは上に擧げたが如し。この法律においては、特に、勅令に讓り得ないものが二點規定されてゐる。第四條に『保護觀察に付せられたる者に對しては居住、交友又は通信の制限其の他適當なる條件の遵守を命ずることを得』とあるのがその一。第八條に『保護觀察所は必要あるときは保護司をして本人を同行せしむることを得』とあるのがその二。

第十二條に依ると『少年にして治安維持法の罪を犯したる者には少年法の保護處分に關する規定を適用せず』といふことになつてゐる。それは、この法律に依る保護に收容することになるのである。

三 この法律の前身たる法案が、さきの議會において問題とされた經緯については、別にその詳細を敍說しておく必要があらう。それは、その向の人人に對して希望せねばならぬ。それは

思想犯人の思想の執拗な者に對して豫防拘禁の制度が設けらるべきものとされて、議會の問題となつたのであつた。裁判所において言渡された刑につき、その執行を終了したのにかかはらず、更に、法律を遡及せしめて豫防拘禁を行はうといふのは、刑事制度一般の立場からして果して妥當な方策であるかが疑はれねばならなかつたのである。われわれは、固より、しかく犯罪性において執拗なる者に對し國家が無爲に了るべきでないことを考へねばならぬのであるが、しかし、裁判が、事後に規定せられる豫防拘禁の制度の遡及に因つて是正されるといふことは、裁判の權威をして全うせしめるゆゑんのものでないことをも考へねばならぬ。況や、その豫防拘禁を決定すべき手續の如何が更に考慮せらるべき問題たるにおいてをや。裁判がその宣告した刑期において短かきに過ぎたといふ失敗は、他に方法を求めてその補完の途を考へねばならぬことである。名稱を異にして實は刑たるに過ぎないものを遡及せしめるとあつては、國家として、行動が明朗でないといはねばならぬ。若し夫れ、當時の法案が典據としたイギリスの豫防拘禁制度については、その功過に對し、學界すでに定說があるのでもあつた。されば、その法案は、おのづから、その運命をたどらねばならなかつたのである。

若し夫れ、前議會において、その法案に關し、憲法上の論議が微妙にからんだといふ事實は、不幸な出來事であつたといはねばならぬ。それは、今、ここで、わたくしの深入りすべき限りでない。それで、この第六十九回議會においては、單純に『保護觀察』を內容として法案が提出されたのである。すなはち、

第一に、この法律は、前法案に見るやうな豫防拘禁の制度を包含しない。純正に『保護』といふ立場から事を考へようといふのである。

第二に、この法律は、固より裁判上の失敗として右に掲げたやうな場合、すなはち執拗な思想犯人に對しても適用せられるのであるが、しかし、それに適用せらるべき方法は『保護』を出るべきでない。

第三に、この法律は、主として、矯正の可能な者に對して、その矯正方法を講ぜむとするところに、趣旨を存ずるものと考ふべきものである。これは、刑の教育的機能を追完せむとするものである。

二

一　わたくしは、治安維持法の威嚇主義をまづ回想せねばならぬ。治安維持法に規定せられる行爲に就き、その動機として法律上規定せられるところ――國體の變革、私有財産制度の否認――を考察するときは、それが犯罪として特に重いものであるとされることに對し、何人も異論はないはずである。しかし、その行爲の內容は、その第一條について見るときは、單に結社の組織である。第二條に就いて見るときは實行に關する協議である。治安維持法は、はじめ、これを、ほぼ、內亂の豫備陰謀に關する刑法第七十八條に準じて取扱つたのであつたが、治安維持令において之を一變した。國體の變革を目的とする場合に關しては死刑乃至五年以上の自由刑とする

ことに因つて、それに執行猶豫の適用を拒否するまでにしたのである。

若し夫れ第三條乃至第五條に規定せらるる煽動罪乃至教唆罪に至つては、從來の判例及び通說は、事が、よし內亂罪に關する場合においても、罪と爲ることなきものとしてゐるのでなからうか。（內亂の豫備陰謀といふことに關する微妙な論議のことは之を別にしよう。少くとも共犯の從屬性といふことは、判例上、さし當り動かしがたいことになつてゐる）。しからば、治安維持法は、その犯罪を內亂罪以上に重大視してゐるものであり、極度の威嚇主義をもつてこれに臨んでゐるものといはねばならぬ。

しかし、わたくしは、曾て朴烈事件についていつたことがある。わが刑法は、その第七十三條の罪についても酌量減輕を除外してはゐないし、若し犯罪人が心神耗弱者である場合には、その刑は、法律上、五年にまで下り得るものであることを考へねばならぬ、と。その當時、政府がその犯罪人に對して減刑を奏請したのにつき、議會で兎角の議論があつた。わたくしは政治論をするつもりでなく、ただ、刑法上の立場から一應の論評を試みたのであつた。政府は、その犯罪人がその環境においてむしろ同情すべき事情に在つたのであり、さうして、年齡の特に若いことを理由として擧げた。惟ふに、これを無期懲役に處することは、十年にして假出獄が許され得るものなることを豫定したものといはねばならぬ。政府が犯罪人の環境と年齡とを擧げてゐるのは、全制度における機構一般の運用として教育主義を承認したものといふことになるのであるまいか。さうして、減ぜられて無期刑を科せられたのは、假出獄の制度を參酌することに因つて、絕對不定

期刑に處せられたことになるのである。わたくしは、一派の人人がその應報論威嚇論からそこに構成してゐられる一種の論理の形式的な可能性を認めないとはいはない。しかし、われわれとしては、教育刑論を豫定することに因つて、政府の措置と全刑事制度とが調和的に理解され得ることを考へ、さうして、そこに國家の使命に對する文化的な進歩的な觀念が成立し得るものなることを信じたのである。

治安維持法に至つては、その當初の形式上、執行猶豫が全般的に許されるのであつた。その後、事情の特に重大視せらるるものがあるとのことで、緊急勅令に依る改正があつたのであるが、それでも、特殊の場合の外、廣く執行猶豫が許されることになつてゐる。さうして、それ故に、現に多數の犯罪人が執行猶豫の言渡を受けたのであつた。刑事訴訟法第二百七十九條の運用上、起訴猶豫に付せられた者は更に多いとのことであつた。

わたくしは、なほ、一つの挿話を想起する。最近に、治安維持法第一條第一項前段に該當するとされた者に對し、大審院が執行猶豫の言渡をしたといふのである。ために、懲戒裁判が開かれるまでになつた。懲戒裁判所の判決に依ると、刑事その部の人人は、被告人の行爲をもつて第一條第一項後段に該當するものと認めたにかかはらず錯誤に因つてその前段を適用したといふにあるらしい。しかし、また、傳ふるところに依ると、原審の裁判所は、事實としてその前段に該當するものたることは疑を容れないけれども、情狀としては執行猶豫を許すべきものと認めたのであつた。ただ、法規がそれを許さないためにそれに從つただけだともいふのである。判決の結

論とするところが、實情に照らして妥當であるとはされたが、法規の形式的な適用について不幸な問題を引起したのである。わたくしは、その事件につき論評を加へるつもりはないが、現に治安維持法第一條第一項前段が執行猶豫を拒否したことにつき、かの放火罪、强盜罪の規定が執行猶豫を拒否してゐるのに對すると同樣の批評があることを知つてゐる。その批評を考へ合はせることに因つて、大審院の右の懲戒事件から、われわれは、事を反省することの深いものがあるのである。

治安維持法の犯罪人は、一方において、かの確信犯人の範疇に屬するものだとされてゐるのであるが、しかし、他方、その環境乃至年齡を考へ合はせて見ると、政府が曾て朴烈事件において減刑を奏請したことが回想されるのである。治安維持法がその威嚇主義的色彩の濃厚なるにもかかはらず、現代の刑法における立法の特色を捨てないで、刑の裁量範圍を擴めておいたことは、治安維持法をして、その威嚇主義を超えつつ、適當に社會的機能を營ましめることになつたのである。事件の具體性に當面してゐる裁判所は、全刑事制度に內在する基本的精神に從つて、治安維持法を運用すべく、適當な努力を重ねたものといひ得よう。

世上、一部の論者には、今なほ刑罰の個別化すなはち教育刑の原理をもつて、刑罰の一般的豫防的作用を無視するものだとして、批難を加へつつあるのがある。さて、治安維持法のかやうな適用は、果して、治安維持法のいはゆる權威、すなはち社會の一般に對する威嚇的警告的作用を害したものといふことを得べきであらうか。わたくしは、强くこれを否定せねばならぬと同時に、刑

罰の一般豫防的作用は、重かるべきに重く、輕かるべきに輕きを明かにすることに因つて、むしろ、より能く達せられ得るのだ、といふわたくしの年來の主張を、ここにも繰り返しておくに止めよう。兎にかく、今、政府は、治安維持法の適用上、その威嚇性を強めるべく仕事を進めないで、方向を保護觀察の方面に向けて、一變することになつたのである。

二　治安維持法違反の犯罪人――すなはち思想犯人――は、確信犯人として、その刑法上の處理が、特に困難な問題とされてゐる。一方においては、それは罰せねばならぬものであるにもかゝはらず、ひないのであるが、しかし、その犯人が何故にしかく罪を犯すに至つたかの原因を探査するときは、國家として大に反省せねばならぬものがあるのである。又、他方においては、犯罪人は教育矯正せねばならぬものであるが、しかし、その犯人は、確信から行動する者なるの意義において、教育矯正の不能な者だともされてゐるのである。斯くして、確信犯問題は刑法の希望峰だとされてゐるのである。

確信犯人に關しては、わたくしは、同學の人人と相當に論爭を重ねたことである。第一に、田中（耕太郎）教授と爭つた。田中教授は、現代の刑事立法における罪刑法定主義の弛緩を難じ、刑法がそれに因つて政治上階級的に濫用される虞ありとされ、事が更に階級鬪爭に及んだのに對して、わたくしは答へた。『果して法律上刑を固定することに因つて確信犯人は無用な國家の鎭壓から免れることができるものであらうか。若し確信犯人をして進化的犯人としての適當な處置を受けしめようとならば、むしろ罪刑法定主義と拘泥しない方が、實際において策の得たものになるのである。刑の本質を應報的なものとして更に之を法律上固定せしめることになると、例へば、治安維持法の類が、果して如何に立法せられたであらうかと省察せねばなるまい』と（拙著『刑法研究』第五卷第七九頁）。

第二に、わたくしは、小野教授と爭つた。小野教授も亦應報刑論者害惡刑論者であり、同時に、われわれの教育刑論を『階級的欺瞞』といふやうな語で批評してゐられるのである。わたくしも亦固より行刑の實際において改善不能の者に逢著するといふ經驗的な事實を無視するのでない。しかし、その故をもつて、かやうな者乃至確信犯人には、害惡だに與へれば刑の『正義』が全うされるものと考へることはできない。しかのみならず、かやうな者は、われわれが今日において改善せしめ得ないといふだけのもので、それが客觀的に改善の不能なものであるといふことの科學的證明は決して成立してゐないのである。わたくしは、いはゆる改善不能者に對してもなほ改善可能の希望を保持しつつ、行刑の改良乃至行刑科學の發展を考へたい。さうして、更に、改善不能乃至確信犯的の犯人が若干あるといふ事實は、一般の犯罪人に對しての、從つて、行刑そのものの要點としての教育刑の原則を捨て、やはり害惡主義に依らねばならぬ、といふ理論を引き出させるものではない』と（拙著『刑法研究』第五卷第一四五頁）。小野教授は、害惡刑主義に依つて、教育刑主義の『階級的欺瞞』を是正し得るもののやうに評してゐられるのを、わたくしは、却つて反對に考へたいのである。正義を標榜して害惡刑を科するところにこそ、却つて、いはゆる『階級的欺瞞』が疑はれることになるのでならうか。

第三に、わたくしは、おなじくいはゆる階級論を重要視せらるる瀧川教授と爭つた。瀧川教授は、わたくしに迫つて曰く『筆者（瀧川教授）の教育刑に對する疑問は、現實において教育刑の存しないのは勿論、理念としての教育刑すら、果して成立の餘地があるかといふことである。例へば、謂ゆる確信犯人に對して治安維持法は極刑を科して居るが、確信犯人を刑罰によつて教育するといふことが何を意味するか。筆者には理解出來ない』と。わたくしは、これに對して二つの點から答へた。第一に、確信犯人の問題は慣習犯人のそれと共に刑法論上の希望峰である。それはいかに之を處置すべきかの適當な方法を見出すにつき、われわれの現代の知るところは甚だ乏しいからである。しかし、その故をもつて全刑法の原理としての教育刑論を否定することは適當でない。多數の犯罪人、それは、やがて偶發犯人の範疇に入るべきものであるが、それに對する教育刑的施設は、事實として最近に發達を進めつつあるのであるし、理念としてそれは否定されようとも思はれないからである。第二に、慣習犯人に對しては、各種の技術的方法を刑罰に加へることに因つてその改善に對する希望を保持せねばならぬが如く、確信犯人に對しても、國家がその採るところの正當なる限り、その種の犯罪人は、畢竟、われわれの確信に從つて國家の正當性を理解すべきだ、といふ信念の下に事を進めねばならぬ。ここにそれ等の者に對する教育刑の要點がある』と（拙稿『教育刑と確信犯人』志林第三三卷第一號第七號）。わたくしは、慣習犯人に對するが如く確信犯人に對しても、不幸にして、さし當つては、離隔處分以外の多くの爲しどころなきことを考へねばならぬのである。しかし、さし當りの方策としてさうであつても、アメリカ刑務協會の原則宣言に見えてゐるやうに、犯罪人は結局改善可能のものだといふの信念に基づいて事を運ぶの意氣を拋ちたくないのである。この點についても、昨年のベルリン會議で、スイスのウイッツウイル典獄として令名あるケラーハルスがいつた。自分としては、自分が適當な影響を及ぼすことのできなかつたことはあるが、その場合には、責は自分に在つたと考へる、自分はその者を適當に處遇するの方法を發見しなかつたのだ、と。そこで、問題となるのは、一方において確信犯人の教育不能性を認めつつ、他方において刑罰の應報性贖罪性害惡性を高調せられる瀧川教授は、確信犯人に對して國家がいかなる處置を採ればいいとされるのであらうかの點である。これに對して、瀧川教授は果して適當な答解をわれわれに與へてゐられるのであらうか。われわれは、ただ、確信犯人の立場に對して一種の理解の惜しまるべきでないことを瀧川教授が論ぜられるのを知つてゐるだけである。ただそれだけである。さればこそ、瀧川教授は、確信犯人に對する刑法上の處置につき、何等積極的な見地を明かにされてゐないといふことになるのではあるまいか。そこに罪刑法定主義を說くのはいかなる意義のものになるのであらうか。

三

一　思想犯人は、學者のいはゆる進化的犯罪人の範疇に屬するのである。この意味において、おなじく刑法上の希望峰ながら、それは、慣習犯人と對蹠的地位に在るものである。さうして、斯

くして、思想犯人に對しては、一種の理解の惜しまれないものがあるのである。その現はれが、十九世紀において發達した政治犯人の處遇、すなはち、いはゆる名譽拘禁の制度である。それで、治安維持法においても、われわれは、懲役刑の外に、やはり禁錮刑を認めてゐるのである。論者の或ものは、俘虜に對するとおなじやうな處遇が確信犯人に對して採らるべきものとしてゐる。

最近に至つてファッショ・イタリヤとナチス・ドイツとは、政治犯人に對し、十九世紀における傳統と全く反對の立法主義を明かにすることになつた。そこには、政治犯人に對する一種の理解とはなれて、昔の威嚇時代の刑罰を思はしめるやうな峻嚴な制度が創定されつつあるのである。われわれは、イタリヤとドイツとの現狀が、革命期から脫却してゐないのだといふことを反省することに因つて、その立法のかくの如きを理解し得るのである。

しかし、必しも革命期といふことを考へないでも、政治犯といふ現象は、それ自體がいはゆる進化的犯罪に屬してゐるといふところから、微妙な矛盾性を具有するのである。自國の權力階級から見るにおいては、罪、政治犯より重きはなしといふことになつて、豫備陰謀さへが重く處罰せられるのであるのに對し、外國は、その引渡を拒んでこれを保護することになるのである。最近に、犯罪の鎭壓に關する國際協調の運動がその歩を進めるにつれて、各種の犯罪に關する統一法制定の國際條約が發達し、同時に犯人の引渡が容易にされ圓滑にされようとするのにかかはらず、テロリズム乃至無政府主義といふやうな特殊の場合を除くの外は、やはり、政治犯人に對する十九世紀の傳統が保持されてゐるのである。國際刑務委員會が最近に定めた犯人引渡條約模

範案も、亦明かに政治犯人を引渡から除外してゐるのである。

二

そこで、われわれは、政治犯人に對する寬容といふことを考へて見ねばならぬのである。一般の退化的犯罪人に對しても、犯罪の原因を生物學的に及び社會學的に考へて見るにおいては、犯罪人を惡むといふことの外に、國家において理解すべきものの多いことはいふまでもない。これが、いふまでもなく刑事政策論の出發點である。おなじことが、一層強い理由をもつて政治犯人に關しいひ得ることではあるまいか。ただ、その故をもつて、一部の論者の主張してゐるやうに、政治犯人を放任すべし、といふ結論は出て來るものでない。——われわれの教育刑論に反對しつつある應報刑論者の間にかやうな放任論の見えてゐるやうに思はれるのは、わたくしの誤解であらうか。われわれが、治安維持法の前身たる過激社會運動取締法案に對して反對し、治安維持法の運用に關して一再ならず所見を公にしてゐるのは、そんな理由に因るものではない。——いふまでもなく、國家の秩序ある進歩に對して妨害を敢てする者に對しては、國家は之を鎭壓するに遺漏なきを期せねばならぬ。この意味において國家は十分に强く、刑政は十分に嚴肅眞摯でなければならぬのである。

しかし、刑政の嚴肅眞摯は、いかなる意味においても、刑罰が無用な害惡であることを容認することになるものでない。それは、いかなる場合においても國家乃至社會の保全に必要なる最小限度に止まらねばならぬのである。刑罰經濟の原則については、ここに重ねて說くの必要はなからう。わが國の害惡刑論者の中には、經濟的といふやうな考へ方をひたすらに唯物的なもの

とし、その觀念論的な立場からこれを排斥し、わたくしの主張たる行刑における三位一體の原則をあざわらつてゐるのがあるが、果して、わたくしからも、重ねてここにそれを論評するの必要があるものであらうか。

そこで、確信犯人に對する處遇を俘虜とおなじからしめるといふ主張——これはラードブルッフの主張である——が問題になるのである。確信犯人に對しては離隔より外に方法なしといふことを動かすべからざるものとするにおいては、それは、少くともさし當つての方法としては一理あるものといひ得よう。しかし、わたくしがそれに對して滿足を表し得ないのは、その考へ方が、單に消極的なものであることである。ラードブルッフは、リストの改善主義を高調して、その流れを汲んでゐる學者であるにかかはらず、何故に、そこに滿足してゐられるのであらうか。それは、少くとも理念論として甚だあきたりない。おそらくは、當面の實際論たるに過ぎないといふことになるのであらう。兎にかく、ドイツの一九二五年案がその趣旨でできたのであつた。

わたくしは、國家をもつて單に權力の主體と考へたくない。國家は、その權力をもつて、正義を明かにし、事物の合理性を實現化せしめるものである。若し國家の理念としてかくの如き考へ方が許されるものとするならば、確信犯人に對しては、國家は、その誤まれる確信を飜へさしめることができないはずがない、といひ得らるべきではあるまいか。それは固より理念である。しかし、理念なるが故に、われわれは、それに向つて常に一歩を進めねばならぬのである。確信犯人に對しての信念を飜へさしめ得ない國家理念があるのだとするならば、われわれは、われわれの

かやうな國家理念において修正を要するものがありはしないかを考へて見ることにせねばならぬのである。

されば、確信犯人に對する保護的處遇の原理は、國家理念の自己反省といふ點にその出發點を持つものともいひ得よう。

三 斯くして、わたくしは、曾て木村教授の確信犯人論に關して論じたところを玆にくり返したい。木村教授は曰く、『確信犯人は社會の水準を突破するところの犯人である。然るに、この社會と個人との間隔は永久的固定的ではない。社會は常に進歩發展を續けて行くものである。されば若し社會が確信犯人の高さまで進化するならば、確信犯人は自然に社會化せられて了ふであらうし、又、確信犯人が社會を自己の水準にまで發展せしめるならば、その反社會性は自然に失はれて了ふであらう。確信犯人と普通犯人との區別はここに在る』と。これが、俗には、『勝てば官軍負ければ賊』といふ諺に依つて表示されてゐるところのものである。『故に、普通犯人に對する教育とは、彼を社會的水準に高めることに因つて社會の中に編入することであり、之に反して、確信犯人に對するそれは、社會が確信犯人の思想どほりに變革せられない限り、確信犯人をして社會的水準が彼の高さにまで昇り來るのを待つことを教へ、以て彼を社會化することに在る』といふことにならう。換言すれば、確信犯人に對しては、われわれの生活における『秩序』といふことを教育せねばならぬのである。そは、理念は、秩序に適合することに因つて、實踐上意義を成すものであるからである。さて、しかし、かやうな考へ方は、確信犯人の觀念としても理念的なもので

あり、方策としても亦理念を出でないものである。實際においては、確信犯人と稱せらるる者が純正にしかりといふわけにはゆくまいし、又、實に『社會の進化は確信犯人に依つて暗示せられたものと異れる道程を辿るかも知れないし、又社會の進化は確信犯人の有する理想の方向に展開せしめられて行かぬとも豫斷し得ないであらう。そこに、確信犯人の犯罪の條件性といふことがある』。われわれは、この意味において、確信犯人が常に吾人の文化を導いて行くものであるとまで考へてはならない。しかし、確信犯人とその處罰との沿革は、これをやや古きものに就いて今から考へるとき、われわれは、甚だ屢、確信犯人問題に固有な一種の皮肉を看取せねばならぬのである。確信犯人が刑罰的鎭壓から免かれるべきでないといふことは疑ないにしても、これをドイツ刑法の用語に從はむか、いはゆる『破廉耻的』な要素がそこに缺けてゐることの多いのを考察し、國家はそれに對して十分寬容の態度を示すべきではなからうか。すなはち、かやうな見地から考へるならば、木村教授のいはれるやうに『今かかる確信犯人の社會進化の上における地位と役割とを考慮するならば、彼を徒らに現存社會水準にまで引き下げる爲に、否、彼を現存社會から排除せむ爲に實力を行使するといふことが如何に不妥當であるかといふことは、十分理解せられねばならぬであらう』。わたくしは、右の故をもつて、一方には、國家が確信犯人に對する社會防衞につき遺漏があつてはならぬことを切言せねばならぬが——この意味において國家の態度は、十分『嚴肅』にして且つ『眞摯』なることを必要とする——しかし、他方において、それは、いかなる意味においても、いはゆる權威主義を主張することになるわけのものでないことを揚言せねば

ならぬ。（拙著『刑法研究』第五卷第三六一頁以下參看）。

されば、わたくしはいつた。『事實において、確信犯人は之を放置し得るものでない。問題は、ただ、それに對する適當な國家的社會的處置如何である。一九二五年のドイツ草案は、「原則として拘置といふ戰時における俘虜に對するが如き特別なる刑が「名譽拘禁」として裁判官に依つて選擇せらるべきことを規定した」（これは木村教授の敍述に依る）。今、これが論評されてゐるのである。問題も、論議も、解決も、甚だ熟してゐないままになつてゐる。（これが、問題の希望峰たるゆゑんである）。その間において、教育刑を主張する立場から、リープマンの主張するところに依れば、「國家の防衞の必要の程度、及び、拘禁を必要とする他の犯人に對しても必要と認めてと同樣に、確信犯人に對しても必要の程度に從つて、自由刑の刑期が決定せられることを必要とするのられるところの教育の必要の程度に從つて、自由刑の刑期が決定せられることを必要とするのである。

これは、結局、懲役と拘置といふ三箇の古き刑罰制度の區別（ドイツのこの區分に對して、わが國では懲役と禁錮とを區別するのである）を廢止して、各人に對してその「社會の中へ再び編入する」に必要なる程度に應じて科せられるところの「禁錮といふただ一箇の自由刑」を設定することに外ならぬ」となるのである。これは、一九三〇年の國際刑務會議において問題とされた單一刑論に歸著するのである。いふまでもなく、これと相對峙する應報刑論者は確信犯人に對し、ただ、ドイツ現行刑法第二十條のやうに、破廉耻的情操に出た犯罪には懲役を科し、禁錮刑を科しない、といふだけで足りるとするのである。教育刑論の禁錮と應報論者の禁錮との間には、ここには禁錮といふおなじ語を用ひたが、重要な差異の存することと、これはいふまでもない』と（拙著『刑法研究』

第五卷第三五九頁以下）。

一言にしていへば、應報刑論害惡刑論に對して、われわれは、確信犯人に對しても教育刑の原理を固持するのである。そこにわれわれは、文化國家の能動的な立場が在ると信ずる。さうしてそのかやうな能動的な立場を更に濃厚ならしめたところに、今次の保護觀察法が成立したものと見るべきでなからうか。かく解し得られるばかりでなく、かく解することに因つて、初めて、新法の意義が發揚せられることになるのである。換言すれば、この新法律は、確信犯人に對する教育的處遇の可能と必要とを率直簡明に承認したものであるのである。

四

一　そこで、この新法律における二三の要點につき考察を加へておくことにしよう。第一は、何故に特に思想犯についてのみしかく保護規定が設けられるに至つたかの點である。議會は、既に屢『司法保護法案』なるものを問題としたのであつたが、それは、今日まで通過するまでになつてゐない。さればその法案を提出した議員諸氏の方面において、この部分的な法律が議會に上程されたことについては不服があり得たわけである。しかし、實際には、釋放者保護の事業を一般的に法律化すべく事情の熟しないものがあるらしい。固より、政府は、釋放者保護事業の重要性を知悉してゐるのであり、相當の措置を採つて、例へば民間の事業に對し助成の方法を講じてゐるのでもある。それで、われわれは、政府が遠からず司法保護法を制定することになるであらうことを信じてゐるのであるが、一方には、政治的に豫算の關係があるし、他方には、實際的に、かやうな保護事業が國家機關の手に依つて經營せらるべく適當であるかをも考へて見ねばならぬのである。しかし、思想犯の問題は、現下の緊急な問題である。右の二つの問題を共に靜かに考へてゐる遑がない。非常時の問題として事が經營されねばならぬし、兎にかく國家の直接の事務としてすべてが進められねばならぬのである。

さればわたくしは、ここにも法律の進歩は例外法を基點として發展するものだ、といふことの著しい一例を見受けねばならぬ。論理上、この法律は一般的な保護法の適用に過ぎないものである。しかし、進化の實際においては、例外法が成立してしかるのちに原則法が構成されることになるのである。

二　かくして、第二に、治安維持法とこの保護觀察法との綜合的理解といふことが問題になるのである。治安維持法の威嚇主義と保護觀察法の保護主義とは、論理上いかにして統一せられるかといふ問題になるのである。

事實として、それは、一方における威嚇主義が不十分であるから、他方においてその缺點を補完せねばならぬといふことになつたのである。しかし、何故に威嚇主義が不十分であるかとならば、觀念論的な贖罪がいかに全うされたとしても、社會防衛の實際に遺憾なるものあるを免れざる限りわれわれとしては、そこに安住することができないからである。ひとり思想犯についてのみならず、一般の犯罪についても、一部の應報刑論者は、そのいはゆる道德的贖罪を補完するに

免囚保護の必要なることを說いてそこに滿足してゐる。固より、それも形式的には論理的な立論といひ得よう。しかし、かやうな論理と思想とのために、害惡刑が、徒らに受刑者を惡化せしめて、釋放後におけるその保護を困難ならしめるといふ事實があることを考へねばならぬ。監獄は犯罪學校なりといふ不愉快な提言が行はれたことであり、現時においてもかやうなことがないとも、されないのである、されば、刑における害惡性を害惡そのものと觀念しないで、これを教育の一方法と考へなほし、この新たな思想の上に行刑を按排せねばならぬといふことが主張されることになつたのである。ひとり行刑といはない、裁判が又さういふものとして理解されねばならぬ。しかく理解することに因つて、威嚇主義の措定に對する保護主義の反措定が綜合止揚されて、教育刑主義の原則が樹立されることになるのである。されば、教育刑の原理をもつて監獄を學校化させ病院化させるものだといふが如き語は、よし專門家の間においてさへこれを見るにしても、やはり、かの齊東野人の批評と相距ること遠きものではないとせねばならぬ。

わたくしは、かく理解することに因つて、最も威嚇的な法律たる治安維持法が、その意義と價値とにおいて百八十度の轉向を爲しつつある微妙な現象をそこに看取せねばならぬのである。

三　第三としてわたくしはこの保護觀察法の內容が少年法のそれに類似するの著しきを覺えねばならぬ。この法律は、上に擧げたやうに、少年の治安維持法違反に及ぶのであり、その場合には少年法は排除されることになつてゐる。されば、この法律の下に制定せらるべき勅令以下の各種の規定において、少年法系統の施設とは趣を異にするものが明かにされることになるの

でもあらう。しかし、要するに、少年法第六條が規定して、『少年にして刑の執行猶豫の言渡を受け又は假出獄を許されたる者は猶豫又は假出獄の期間內少年保護司の觀察に付す（第一項）。前項の場合に於て必要あるときは第四條第一項第四號、第五號、第七號乃至第九號の處分を爲すことを得』としてゐるのを、この法律の第三條が『保護觀察は本人を保護觀察所の保護司の觀察に付し又は保護者に引渡し若は保護團體、寺院、教會、病院其の他適當なる者に委託して之を爲す』としてゐるのに比較して見ると、處置の原則は、全く同一なるものと考へざるを得ない。その原則は要するに二つである。第一に、教育的處置であるといふのは、廣き意味においての教育だといふことを附加しておかう。第二に個別主義である。それぞれの人格に對して個別的に適當な方法が講ぜられねばならぬといふことである。われわれが刑の個別主義として唱へ來つてゐるところの個別主義である。

わたくしは、刑法の發達上、例へば不定期刑が、少年と常習犯との二極からはじまる、といふことを進化的考察上興味あるものに考へてゐる。一方においては、少年は教育が可能なるものとしてそこに不定期刑が認められる。これは既に現行法になつてゐる。他方においては、常習犯人は、改善が特に困難なものだとして、不定期刑に付せられることになる。これはわが草案の既に承認してゐるところである。かやうな兩極の間において、一般の定期刑は、何を趣旨とし目的としてゐるかと問題にならねばならぬことになるのであるが、それは、暫く、兎もかくものこととしよう。今、教育刑論の重要な適用として、一方において少年に對する保護處分が認められ、他方に

おいて、いはゆる確信犯人に對しておなじく保護觀察が規定されることになつたのである。確信犯人は教育が可能なるの故をもつてしかるのであらうか、將た、改善が困難なるの故をもつてしかるのであらうか。兎にかく、わたくしは、刑法上の例の希望峰たる確信犯人問題に對し、それが思想犯たるの故をもつて、むしろ一般多數犯罪人に先だち、少年に引つづいて保護制度を急がねばならぬとされることになつたところに、一種の皮肉を認め、同時に、進化の當然な過程をながめねばならぬのである。

不定期主義と個別主義は刑法の二大眼目である。しかし、これは、少年法からはじまり、累犯例に容れられ、保安處分として許され、今、保護觀察法として規定せられ、漸次に、刑罰制度一般を包圍しつつあるのである。

四　第四として、わたくしは、この新法に依る保護觀察上、強制處分がいかなる程度と態樣とにおいて用ひられるかを考察せねばならぬ。保護觀察には、或程度において強制力が用ひられねばならぬであらう。これが、實に、この法律が、法律として成立せねばならなかつたゆゑんである。さるからに、一派の論者は、官憲がこの法律を楯として不當に人權を蹂躙するに至るなきやを問題としてゐる。蓋し、この法律の前身たる法案において、豫防拘禁の制度は、理論の上から疑はれたと同時にかやうな實際的な立場において議會の協贊を得るわけにゆかなかつたのである。さうして、それとおなじ疑の眼が、又、この保護觀察の制度の上に注がれてゐるのである。現に、この法律が、保護觀察の期間を、一應、二年と制限してゐる點の注意せらるべきことは、上に一言したごとくである。

まづ理論の上から考へよう。國家が保護的方法を國家的方法として遂行するにおいては、權力的行動が或程度において之に伴ふことはむしろ當然なことだといはねばならぬ。國家が權力の主體であるといふことは、個人が爲し能はざるところを國家がはじめて爲し得ることを意味するのである。保護觀察が民間の篤志事業に放任できないといふことは、或程度において權力的な法律關係がそこに成立せねばならぬことを意味するのである。

しかし、實際的立場から論ずるならば、舊刑法時代の監視制度について、われわれが苦い經驗を重ねてゐることを反省せねばならぬ。現行刑法は監視制度を簡單に拋つたのではあるが、今、一方において少年法に、他方においてこの思想犯につき、これを復活せねばならぬことになつたのである。されば、われわれは、その苦い經驗に因つて、この新らしい制度が新らしい精神に依つて運用されねばならぬものであることを考へねばならない。この新法律は、第二條において、一方には『本人を保護し云云』とし他方には『更に罪を犯すの危險を防止する爲其の思想及行動を觀察する』ことにしてゐるが、その前後兩者の間に調和の全うされないものがないかを、われわれとしては、いささかながら疑とせねばならぬのである。『思想及行動の觀察』は『保護』でなければならぬ。故に、それは『思想及行動の觀察』を超えた更に積極的なものでなければならぬ。そこには、好意ある指導と促進とが考へられねばならぬのである。

さて、われわれが斯く保護觀察について考へることは、やがて、行刑の改良につき、年來久しく論

じ來つてゐるところである。刑と保護觀察とは分量において差異があらう。性質においては同一でなければならぬのであることが、ここにも繰り返されるのである。

五　されば、第五として、この新法律の委任に依つて制定せらるべき勅令以下の細則は、その法定主義において、從來の法定主義に比し、全く趣を異にせねばならぬものがあるのである。

罪刑法定主義は、犯罪人のマグナ・カルタとして理解されて來つたのであるが、しかし、制限機能としての法律の作用は、刑法の領域において漸次弱められつつあること、最近の立法趨勢においては顯著なことである。さうして刑法における重點の變遷が、實體法的法律關係から去つて、漸次、行刑の分野に移るに從ひ、促進機能としての法律の作用がそこに重要視されることになつたのであり、一の概括的條款である。これは、刑政改革の出發點であり、又、到著點であるに止まる。されば、その中間において、われわれの仕事を組織立てるために、われわれは、依るべき基準の細目を明かにせねばならぬ。これを、この新法律の保護觀察についていへば、この法律の下に制定せらるべき勅令以下の規定は、右の意味における促進機能を營まねばならぬものである。さうして、これを、更に刑罰について考へて見ると、そこにもやはり、おなじことが行刑法についていひ得らるべきことであるのを反省せねばならぬのである。

わたくしは、斯くして、刑事法一般における罪刑法定主義の新たな意義及び使命といふことを、この新法律について考へねばならぬ。見方に依つては、この新法律は、保護觀察の內容を全く命令に放任した空虛なものだといふことにもなるのである。しかし、斯くして、保護觀察が實證諸科學の發達に伴つて技術的に進歩せねばならぬのに對し、法律は、關係法規に適當なる彈力性を保有せしめることにしたことにもなるのであらう。

六　最後に、第六として、保護觀察審査會といふことが問題とならう。行刑法については、行刑委員會の制度が行刑の運用を圓滑にし且つ效果的ならしめるゆゑんのものであるとされてゐる。その原理が、この保護觀察について承認されたことにならう。行刑委員會の制度は、或程度において行刑累進處遇令に既に認められてゐるのである。それは、われわれの立場から見て批判の餘地の甚だ大きいものである。しかしその精神においては貴重なものの存することを考へねばならぬ。

わたくしは、曾て、『調停及び陪審』を論じて、現行の陪審制が甚しく時代後れのものたることを論じ、それは、民事における調停制度の如く、刑事において行刑委員會の形式において、その精神の發展を見ねばならぬことを說いたことであつた（拙著『法律における具體的妥當性』第一〇五頁）。それが今、くり返されてもいいわけである。わたくしは、そこに、いつた。『わたくしは、科學主義と訓練された常識とが、今後の陪審主義の核子とならねばならぬと考へる。さうして、さし當り、刑事事項

においては、不定期主義が廣く採用せられ、その執行の指導監督に對し、從來の裁判官行刑官の外、廣く各方面の民衆的分子を網羅し、眞に科學と常識とに依つて事態を解決すべき機關――すなはち、この意味における陪審制――が創定されねばならぬと考へる。わが少年法が、不定期主義を採用しながら、その實行につき、この點に關する制度を缺いてゐるのは、いふまでもなく重大な非難を免れ得ないところである』と（前掲一八三頁）。今、この新法律は、保護觀察の不定期主義と併せて、この一種の新たな陪審主義――行刑については行刑陪審、保護觀察については觀察陪審――を認めることにしたのである。

昨年八月ベルリン會議では、刑の執行に關して裁判官はいかなる權限を持つべきかが問題とされた。その折、裁判官は、ひとり法律問題ばかりでなく、刑の執行の實際的效果につき、廣く刑事學的な關心を持たねばならぬ、とされた。さうして、行刑には、かやうな意味において、裁判官の外、更に、裁判官を委員長として、精神病學者、刑事學の專門家、刑事政策の專門家、釋放者保護會の代表者を委員とした委員會が參加せねばならぬ、とされたことであつた。その折、同時に、その委員會に對して檢事及び行刑吏員は諸問に應ずるだけのものとして考へられねばならぬ、との議論さへが强く主張されたのであつた。そこには、かやうな委員會を指稱して混合委員會とした。單に法律的な委員會たることから超えたものであることが意味されてゐるのである。さうして決議は、かやうな混合委員會の重要性を明かにしてゐる。それがここに想ひ合されるのである。

七　わたくしは、例に依り、ただ、思想として、この新法律に對し考察を試みただけである。わたくしと反對の立場を採つて、刑の害惡性應報性贖罪性を價値視し理念視する論者は、刑のかやうな性質と機能との故をもつて別に保護方法がなければならぬ、といふのに對し、わたくしはしかく保護方法に依つて刑政有終の美が成されねばならぬのならば、刑の害惡性應報性及び贖罪性は、その高次の原理に依つて統制され按排されねばならぬと考へるのである。

若し語を極端に用ひることが許されるならば、傳統的な考へ方を採る者は、その應報的贖罪的な害惡刑がむしろ却つて受刑者を惡化するの故をもつて、別に保安處分に依り之を改善矯正せねばならぬとすることにもなるのである。われわれは、刑の害惡性を敎育の一方法として理解し按排することに因り、行刑の達し得なかつたところを、その當然の繼續として保安處分に依り完成しようといふのである。

傳統的な主張を爲す人人の間には刑の執行猶豫をもつて應報刑論に依つて說くべきものとし、さうして累進制をさへしかりとするのがある。若しかやうな論理が許されるものならば――應報刑論者の中には刑の執行猶豫をもつて理論上許すべからざるものとしてゐるのがあることは、暫く別にしよう――それもそれでいい。しかし、刑事政策乃至保安處分の制度は、應報刑論者に依つて發明されたものでもなく、又、發展せしめられつつあるものでもないといふ事實を擧げるだけで、ここでは滿足することにしよう。豐饒なるものがやがて眞なるものだ、と曾て詩人が敎へたことであつた。

わたくしに反對な論者たちの間には、保護方法をもつて單に行政的なものと爲し、これに關し

ては個人的自由を保障するの制度を必しも要しないとするのであるが、わたくしは、保護方法を國家が經營するところには、權力を伴ふこと、保安處分においても、保護觀察においても、むしろ當然のことだとし、從つて、これに對して個人の地位を法律的に保障するの途を開かねばならぬ、とするのである。この意義において、わたくしは、保護處分についても、これを受ける者のためにするマグナ・カルタの必要であることは、刑罰の場合とおなじだと考へる。

しかし、そのマグナ・カルタたる法規をもつて單に制限機能を營むに止まるものとしてはならぬ。文化國家における法律は、常に、能動的に作用せねばならぬ。法律の促進機能といふことを高調するところに、又、その一派の人人に對するわれわれの教育刑論の固有な立場があるのである。

（昭和十一年六月五日）

初犯釋放者の再入に關する統計的考察（二・完）

豐多摩刑務所教務課

目次

一、序論
二、再入罪名と期間調
三、再入罪名と前刑罪名調
四、再入刑期と前刑刑期調
五、再入原因と前刑原因調
六、再入時年齡と犯罪原因調（以上前號）
七、再犯時職業と前刑習得技術調
八、賞與金と再入期間調
九、歸住地と再犯地調
十、釋放時保護方法と再入期間調
十一、前刑行刑成績調（結論）

七、再犯時職業と前刑習得技術調

こゝにわれわれの意企するところは、刑務作業が受刑者の社會復歸にどれ程役立つてゐるか、役立つてゐるとすればそれを如何に發展せしむべきか、もし役立つてゐなければ如何に改良すべきかの見當だけでもたてゝ見度いと思ふ。しかし現はされた統計は小さな集團を素材としてゐること——量的と再入者に限られてあること——並に刑期の比較的短い初犯受刑者の收容刑務所であること——これは熟練工としての作業訓練の不可能なこと——この二つを前提としてのものであることを斷つておかねばならぬ。

前刑中就業者の一番多いのは麻工で八三八名中二一四名、第二は紙袋工の一二四名、第三は機械工の一〇三名第四は印刷工の九三名、第五は鼻緒工の七七名、第六は和洋裁工の五〇名、第七は常用傭の四三名、第八は莫大小工の三八名、第九は大工、指物工の二九名等がその重なものである。

再犯時の職業別を見ると、第一は無職の五七四名で全體の約七〇%に相當し、第二は日傭人夫の四八名、第三は職工の二四名、第四は露店商の一七名、第五は其他の一六名、第六は和洋裁縫と職人及び行商の各一二名、第七は指物大工、外交の各一一名、第八は印刷業、小賣商

（第八表）

| 再犯時職業 ＼ 前刑習得技術 | 自昭和七十年七月至昭和七年 | 再犯時職業ト前刑習得技術ノ調 | | |

右によつてのみ判斷すると刑務作業ことに技術的作業が、如何にも僅かな範圍でしか利用されてゐない事になる。しかしこれは前にも斷つた如く、再入者についてのみの調査であるから、勿論一方的な說明にしかならない。

しかしそれよりももつと大切な事は、再犯當時職業が殆んど個人的な家内工業的な職業であることである。これについては三通りの議論がある。その一つは刑務作業の客體が常に變動してゐることによつて熟練工としての技術を授ける事の不可能であること、及び刑務作業が未だ發展途上にある所謂過渡期で、社會に於けると同樣な工場經營を以て十分な訓練の出來ないこと、その二つは家内工業の多い事に顧みてこの方面の作業をもつと取り入れねばならぬのではないかといふこと、今一つは前科者が大工場、大商店等への就職をはゞまれてゐることが云はれると思ふ。

右は前述した如く再犯者についての調べであるから、これとは反對の立場にある社會生活に成功してゐる釋放者の調査をしなければ斷言出來ぬことで、消極的な一面觀にすぎないことを斷つておく。

八、賞與金と再入期間調

豐多摩刑務所は短期刑受刑者の收容所であるだけ、作業賞與金は長期刑受刑者を收容する小菅刑務所の收容者程多額ではない。小菅の調査によると（刑政、昭和十一年一月號參照）二〇二名中釋放時賞與金無かりし者二七名、五拾圓以内を支給された者三七名、百圓以内の者一三名三百圓以内の者三三名、五百圓以内の者三五名、千圓以内の者四八名、千圓以上の者九名といふ多額者のみであるが、豐多摩の調査によると調査人員八三八名中、釋放時賞與金無き者七四名、五十圓（小菅の最低標準）迄の者八三一名、殘りの七名中五名が百圓迄、他の二名は不明といふ譯けで、五十圓以内が全部といつてもよい。されば調査の標準額を細分して五十圓迄を八分し、而して百圓迄を一分とし、合計九項に分つた。

次表によつて知られることは、豐多摩の受刑者は十圓迄の賞與金を所持して釋放された者の再犯が多いが、これはこの程度の金を持つて釋放される者が最も多いからで別段他の理由がある譯ではない。

しかも此等少額の金は、釋放後の生計の足しにもならず、獨立して營業する資金にもならないから、大抵釋放後間もなく雜費に消費するのが總てゞあらう。さればこゝでは金の使途先き並にその方法の上手下手乃至は受刑

（第 九 表）

賞與金＼再入期間	一月以内	二月以内	三月以内	六月以内	一年以内	二年以内	三年以内	不明	合計	再入者總數ニ對スル%
〇	一八	五	五	一二	一八	四	四	六	二	
一圓迄	三九	一七	一五	三二	一七	九	八	二	一	一
三圓迄	七三	二八	二四	二八	一五	四	三			
五圓迄	三八	一七	一三	二四	三二	一二〇	五	二		
拾圓迄	五四	三二	二九	二二	二六	一三	二	一		
拾五圓迄	一四	五	五	一一	一一	四	一			
二拾圓迄	八		一	七	二	二				
五拾圓迄		三	一	三	二	二				
百圓迄		一		一		二				
不明								二		
合計	248	107	94	136	136	71	24	13	6	1
再入者總數ニ對スル%	29.58	12.77	11.22	16.22	16.22	8.48	2.87	1.56	0.72	0.12

自昭和七年七月至昭和十年 賞與金ト再入期間調

再入者總數ニ對スル%	合計	不明	百圓迄	五拾圓迄	二拾圓迄	拾五圓迄	拾圓迄	五圓迄	三圓迄	一圓迄	〇	賞與金＼再入期間
10.00	838	2	5	14	22	51	179	151	199	141	74	再入者總數ニ對スル%
		0.24	0.60	1.67	2.62	6.06	21.37	18.02	23.77	16.82	8.83	

中彼等に對して金錢の有效的使用方法の敎育、所謂社會敎育の處置如何といふことは問題にはならない。

要は、はした金の事故、一年以內の短日の間に雜費に消費したと云ひ得るのみであらう。

九、歸住地と再犯地調

この調査については本籍地、歸住地、再犯地の三者を關連して調査することが最も理想的であると思つたが、しかし現今、本籍地は現住地に比して實際の考察に資する處極めて少く、釋放者の本籍地へ歸住する數も少い實狀に照らし、こゝでは本籍地を除外して歸住地と再犯地との關係のみを見ることとした。

（第十表）

歸住地 ＼ 再犯行地	東京	神奈川	千葉	埼玉	茨城	栃木	群馬	長野	山形	歸住合計
東京	表四六一〇五五一七四四一三一四一一三	一	一	一	一	二	一		一	697
神奈川	二七	一								22
千葉	五二一		一							10
埼玉	七 五二一			一						15
茨城	二一二				一					5
栃木	三 二					一				5
群馬	二 一一						一			5
長野	一							一		2
山形	一								一	2
再犯合計	697	22	10	15	5	5	5	2	2	

昭和七年七月 至 昭和十年 歸住

地 ＼ 再犯地調	石川	富山	福島	秋田	北海道	靜岡	岐阜	愛知	滋賀	京都	大阪	奈良	兵庫	岡山	廣島	島根	計
石川	一																1
富山	二	一															1
福島			一														1
秋田				一													1
北海道	五				一												4
靜岡	二一					一											1
岐阜	四						一										15
愛知	五一一							一									7
滋賀	一								一								1
京都	四									一							8
大阪	九一										一						4
奈良	一											一					6
兵庫	三												一				8
岡山	一													一			1
廣島	一														一		1
島根	一															一	1
再犯地計	1	1	1	4	1	15	7	1	8	4	6	8	1	1	1	3	

歸住地については刑務所の地理的關係上、所在地の東京へ歸住する者が絕對多數で、八百三十八名中、六百三十八名を占めてゐる。その他は殆んど取るに足らぬ程度で、强ひて云へば神奈川縣の二十九名、茨城縣の二十一名、埼玉縣の二十名、栃木縣の十五名、千葉縣の十三名位で、東京を中心とする近縣に限られてゐる。

而して再犯地も亦東京が最も多く、六百九十七名を數へ、東京へ歸住した數より五十九名增加して居り、次は神奈川縣の二十二名、第三は埼玉縣と大阪府の各十五名第四は千葉縣の十名といふ順序である。

犯罪の大多數が都市殊に東京、大阪等の大都市に於て行はれることは常識として知られて居り、「大都市は犯罪の坩堝なり」と唯かゞ云つた様に、こゝでも明らかに實證されてゐる。卽ち大都市附近の小都市、無數の人口は、主として經濟機構と享樂機關から自然と大都市に吸收される。ことに交通の發達はいやが上にも拍車をかける。犯罪も亦此等によつて大都市に集中される。

例へば神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野山形、新潟、福島、山梨の東京を圍繞する諸縣へ歸住した者の大部分は再び上京して再犯に陷つてゐる。大阪での犯罪もやゝこうした事が認められる。赤い灯、青い灯女の香、酒等には素的に若い者を引きつける魅力を持つ

福岡	一
熊本	
朝鮮	一
關東州	一
滿洲	
不明	
合計	638 29 13 20 21 15 9 6 6 3 4 1 5 2 1 4 1 2 2 7 6 4 1 2 1 6 1 5 1 3 4 5 1 1 1 4 1 2 838

| | | |

（第十一表）

自昭和十八年至昭和十八年　釋放時保護方法ト再入期間調

期間／保護方法	合計	再入對總數％	自八年至十年釋放者 小計	自八年至十年釋放者 合計	釋放保護者總數	各別再入對釋放者％
保護會ニテ同伴歸住又ハ乘車保護シタルモノ	八	四・六六	一四三	一四三	五八九	二一・三
保護會、養育院等引取	三九	四一・六二	一、二四八	一、二四八	五一・八二	二一・四七
養育院、警察等引取	一四	一六・一五	三八 七	三三五	一三・五〇	三三・〇〇
舊主人（友人等）引取	一二	一三・八八	一四六	一四六	六・〇六	一七・一三
保護會ヨリ旅費衣類等給與	三	三・二七	七一	五四八	三三・七四	三九・三一
父兄親族等ト協合セタルモノ	五	五・一七	一四六	一四六	六・〇六	一七・一三
純單獨	六	六・二七	一三六	一三六	五・六四	一六・六九
合計	一〇四	一〇〇・〇〇	二、四〇九	二、四〇九	一〇〇・〇〇	二六・六九

期間／保護方法	單獨釋放	親族引取 父母	親族引取 妻	親族引取 親族	保護會、養育院等引取 保護會收容	保護會、養育院等引取 養育院、警察等引取	舊主人（友人等）引取	保護會ヨリ旅費衣類等給與	父兄親族等ト協合セタルモノ	純單獨
內以一月	八六	二二	一三	三九	三九		八			
內以二月	七六	一	一	一七	一四		一			
內以三月	七八	一	二	一八	一二		二			
內以六月	一〇五	一九	二	二八	一九		三			
內以一年	一〇五	二三	二	二五	一三		五			
內以一年半	五四	一五	二	一三	五		六			
內以二年	一五	四	一	五	二					
內以三年	六	一								
小計	六四四	七一	一一	一二五	一〇四		二五			
合計	六四四	七一	一一	一二五	一〇四		二五			
再入對總數％	一〇〇・〇〇	一一・〇九	一七・一八	一九・四二	一六・一五		三・八八			
自八年至十年釋放者 小計	二、四〇九	二六四	四一二	五一二	三八 七		一四六			
自八年至十年釋放者 合計	二、四〇九	二六四	四一二	五一二	三五		一四六			
釋放保護者總數	一〇〇・〇〇	一〇・九九	一七・一八	二一・三三	一三・五〇		六・〇六			
各別再入對釋放者％	二六・六九	二六・六九	二九・三一	二四・七四	三三・〇〇		一七・一三			

今、再入者の保護方法を全釋放者の保護方法に對比すれば、保護の效果が如何なるものであるかを窺ひ知ることが出來る。卽ち各別釋放者に對する再入者の百分率を見ると（表下段參照）

單獨釋放が約四〇%、保護會收容が三二%、親族引受が約二一・五%、乘車保護が約二一%、而して篤志家引取が約一七%と云ふ內容である。

換言すれば單獨釋放した者が再入率最も多く、その次が保護會收容で、最も率の少いのは篤志家引取のものである。單獨釋放者の再入率の多いのは止むを得ないことであり、當然の事としてこゝでは論じないが、これを除くと、保護會收容が一番再犯率が多く、篤志家引取が最も少い。これが理由は篤志家引取の釋放者は犯罪行爲が比較的同情すべきものであり、且その影響が少い、云はゞ見込みのある人物か、若くは融和工作が行屆いて居るか、或は優秀な技能を持つてゐる人物が多く且つ篤志家自ら公平の立場から保護に對する理解と熱意を有するがために再犯率が少いのである。われわれは社會事業は篤志家の手によるものが極めて效果的であることを聞かされ、又しば〳〵主張もして來たところであるが、今これが事實を如實に見たのである。

一般に保護會收容は所謂院內保護で、保護方法中最も好ましからざるものであり、而して止むを得ざる場合に行ふものであることは云ふまでもない事乍ら、われ〳〵の理想は出來るだけ院外保護にあらしめ度いのである。されば被收容保護者は大體に於て環境の不良な者——親なく、妻なく、兄弟姉妹等一切の親戚なきもの、たとへあつても疏遠か、先方から敬遠する、又緣故者もないといふ家庭的乃至社會的に惠まれざるものであるから、從つて犯罪の危險率も比較的多いわけである。この點保護事業家の苦心には感謝せざるを得ない。親族に引取られた者の再犯率も比較的多いのには遺憾であるが、家庭の不良が犯罪原因の有力な要因をなしてゐると一般に云はれてゐることを、こゝにも證明するものであらう。

十一、前刑行刑成績調

最後にわれ〳〵は行刑成績卽ち改悛の狀の有無を說明して結論とし度い。

次表によつて知らるゝ如く再入者の改悛の狀の狀態を數的に見ると改悛の狀「認難」が第一位で、第二位は「稍有」、第三位は「有」、第四位は「無」の順序である。

凡そ改悛の狀「有」として釋放せしめられたものは、再入する筈がないのであるが、その數は四〇名に達して居り、而も皮肉な事には假釋放者が、右の中、三一名の絕對多數を占めてゐることである。これについては假釋放は改悛の情顯著と認められた者がその選に當てられた結果、假釋放者の再入がかくあらしめたものであるとせられる。

次に再入者の行刑成績と同期間に於ける總釋放者のそ

（第十二表）

自昭和七年七月
至昭和十年　前刑行刑成績調

初犯行刑成績	再入者數	再入總數ニ對スル百分比	備考	同期間釋放者數	同期間釋放者數ニ對スル再入者百分比
改悛ノ情有	四〇	四・七七	刑了者九 假釋放者三一	五五八	七・一七
〃　稍有	二六八	三一・九八		一、三二四	二〇・二四
〃　認難	五二三	六二・四一		九三七	五五・八一
〃　無	五	〇・六〇		五	一〇〇・〇〇
不明	二	〇・二四		二	一〇〇・〇〇
計	八三八	一〇〇・〇〇		二、八二六	二九・六五

れとを對比すると、改悛の狀「無」とするものが一〇〇%の再入率で、行刑官の判定が又一〇〇%であつたことを說明してゐる。第二は「認難」とする者の五五・八一%、第三は「稍有　とする者の二〇・二四%、第四は「有」とする者の七・一七%の再入率である。

總括して見ると「有」、「稍有」、「認難」と順次に再入率は上昇し、終に「無」に至つて一〇〇%の頂點に達してゐる。これは當然な事ながら行刑官の受刑者の行刑成績の判定に誤りのない事を證明するものである。しかし反對に「有」「稍有」と云ふ判定者が豫想外の多數再入してゐることは、行刑官の誤判斷を曝露するものであると見なければならぬ。

以上のことからわれ〳〵は「無」の判定者が二、八二六名の受刑者中、僅か五名しかないこと——これは教育的行刑に於ては極めてよろこばしき現象で、われ〳〵は努めてこの數を無に近かづかしめて教育的價値の發揮に努力しなければならぬ——をよろこぶと同時に「有」「稍有」の餘りに多い事實を遺憾とする。

（昭和十一、四、一）

行刑影響の三面關係に就て

戸田作造

（一）

政治と言はず、經濟と言はず、將た宗教を問はず、教育等勿論のこと、世の一切の事態乃至事業上には、直接的影響と、間接的に生ずる影響とがある。

就中、人心を目的とする、宗教や教育の任務に於ては其の直接的影響と、間接的影響とが、ハッキリと認識され得るやうに思ふ。例へば、信仰に這入り切つた人達は直接上の影響者であり、利益者であらねばならぬが、其れ以外、神社佛閣の形體と、音響と、色彩とが、信者にあらざる、無關心者の人心に向つて、如何程影響があり、利益を授けてゐるであらう乎。此の點が宗教上の間接的影響乃至利益であらねばならぬ。

又、教育に在つては、被教育者其れ自身に於ける、智識の向上發展と、品性及德性の肅正充實とは共に直接上の影響であり、其の被教育者の智識、品性、德性等整調されたる人格が、家人、隣人、知友に反映し、斯くして遂に一國家の總ての人々の上に波及擴大し、結局、國民全體のレベルを、ズツト吊上げ、民族性の水準を價値づける作用は、これを教育上の間接的影響となさゞるを得ぬであらうと思ふ。

（二）

御多分に洩れず、我が行刑上にも無論、直接的影響と間接的影響とがある。

其の直接上の影響とは、判り初つてはゐるが、昔から今日に至る迄、常に八ケ間敷く詮議立てされる所の、受刑者を改悛せしめ、再度犯罪を反覆せしめぬように、教化改善するの點であつて、今更言ふまでもないことだがこれが行刑使命の中心である。

然るに、行刑統計中、全國刑務所に於ける、年末現在

受刑者犯數別、累年百分比に就て見るに、自大正拾三年至昭和八年、拾ケ年間平均に於て、初犯者四一、四パーセントなるに對し、累犯者は實に五八、七パーセントの多數を以て刑務所を占據してゐることに思ひ到つて見れば、實に悲觀せざるを得ぬのである。併しながら、我等が町の病院を訪ぬる際に、其所の入院者が、餘りにも多數なること、其の患者の病狀、病勢が餘りにも重態にして悲慘、愍れなる狀況をば、現實に目前に見せつけられるとき、實以て驚歎、戰慄の感に打たれ日本の弱點を見せつけられるやうな氣がするのである。

されど、我が日本國民は、其れ程病弱者ではない筈である。此の驚嘆乃至戰慄の感傷なるものは、要するに全體を閑却し、部分に囚はれ過ぎたる片面觀に過ぎないのである。

所詮、病院に病者多數なるの現象は、病者のみが、此所に群來集注するからであつて、寧ろ、病院當然の機能發揮であり仁術隆昌の喜ぶべき現象だと見るを以て妥當とするであらう。

其れと同樣に刑務所に累犯者多數なるの理由も亦、刑務所には、累犯者が流れ込み易く、此所に群來集注するからであつて、我が日本國民は大局的に見て、其れ程累犯、犯罪國民ではあるまい。蓋し、諸外國に於ける此の種統計記錄の持合せなきを甚だ遺憾に思ふ。

昭和九年中の我が國に於ける犯罪人員は實に五拾八萬五千九百七拾二人の巨數に上つてゐる。而して、同年中の、新受刑者の人員は、初犯者壹萬九千百二人。累犯者壹萬七千六百八拾人合計參萬六千七百八拾二人であるが、累犯者は、假令、微罪なりと雖、刑辟より免ること甚だ困難なる境遇に置かれるを以て、極て煎じ詰められ、言はゞ用捨なく、檢擧處刑せらるるに至つて居るであらう。果して然りとせば、前記一ケ年五拾八萬有餘人の犯罪人員中、累犯受刑者壹萬七千臺の人員を甚だ多數であると見ることは、聊か見當違ひとする所ではあるまい乎。

凡そ、行刑の直接的影響。換言すれば、受刑者の改悛歸善問題の能率如何を見んとならば、唯、單に刑務所內に於ける、現在收容の累犯者狀態のみの部分觀に囚はるゝことなく、廣く我が國內に亙り、前科者が眞に改悛歸善し、社會に伍し居る人員を調査し、以て其の後に深思熟慮すべき筈のものだと思ふのである。

斯の如き見地に立つて、行刑政策的國勢調査とも言つたやうの試みを爲して見たならば、行刑の直接的影響の全貌、眞相が判明し、我等に教ゆるもの鮮くはあるまいと想察する。

(三)

行刑の間接的影響と言ふのは、これを二段に別つて考へねばならぬと思ふ。

其の第一は犯罪の重加性防止の問題である。私は、此のことを、僭越ながら、受刑者半人の敎化改善部面乃至任務であると稱へてゐる、卽ち犯罪人の犯罪的發展性を喰ひ止めようとする行刑の作用を指すのである。

刑務所釋放者が、國家、社會に對し、再度加害の分量を多量ならしめたるとき、我等の辛さは多大でなくてはならぬ。然るに時勢は窮りなく、變遷し、現代は甚だ複雜であつて見れば、創痍有つ前科者に對する惡誘諸條件は、社會に、路傍に刺を成し、茨を作つてゐるであらう。

廣く刑事政策の立場よりは勿論のこと、行刑の上より犯罪界を凝視しても、必須要件として、二ツの着想點がなくてはならぬであらう。其の一方面は犯罪の分量を皆無若くは鮮少ならしめることであつて、他の一面は犯罪人を絕滅又は減少せしめることである。これが我等の目的であり、使命でもあり、理想であること、言ふまでもないことだが、所思表現の順序として、已むなく添加した譯である。

犯罪の分量をして、より、鮮かならしめたいといふところに、犯罪の重加性防止の問題が行刑の上に重視さるべき筈である。

此の問題に關し、最先なるものは、初犯者の加害分量と、累犯者の其れとを正確に調査し、比較研究を遂げ行刑考慮の資料に供したいものである。此處にも私の勝手に名づけたる、行刑政策的國勢調査を行つて見たい氣がして止まぬ。

日常、常識的に、ザット見渡したる所に依れば、初犯者の加害分量と、累犯者の加害分量とは、ドウヤラ、前者の方が甚だ多量のやうである、併し樂觀は我等の禁物とせねばならぬ。

これを要するに、行刑の間接的影響も、其の直接的影響と共に重大事でなくてはならぬ筈だと思ふ。

(四)

間接的行刑影響の第二は、刑政、本年三月號卷頭言に「囚人心理の種々相」として、正木檢事から、詳しく我

等に教へられたる所があつた。

今、其れを反省する譯である。卽ち受刑者をして、假令、釋放後、再犯の見透し多分なる者と雖、詳言すれば竊盜、詐欺、賭博、傷害等の常習者なるに於ても、犯罪性の角度以外の人間性とも言ふべき點に付ては、我が日本國民として、且つ社會人として、又、一個人としてドコカに人間らしく、人らしくあらしめる點が必要である。言ひ換へれば、我が國の犯罪人達をして、犯罪的野蠻人たらしめぬやう、其の品格を吊上げ、ドコカに人らしき根性を保たしめんと努むる行刑の活動が必要である。

受刑者は、釋放後直に、一家の主人公であり、左なくとも釋放後直に、獨立衣食を運命づけられてゐる者が殆んど全部であると言うても、敢て差支へはない。ココが普通一般に於ける教育と言ふことと、行刑に於て稱へらるる教育と言ふこととの差異點の一ツであらねばならぬと思ふ。

そこで、ドコカに、一層人間らしさがなくては、一日たりとも、世に容れられ得る筈はないでは無い乎。況んや釋放後直に一家の主人公である責任者なるに於ては、人間らしさそのものが當該一家の精神的死活を制する重大點となるのである。

試に、行刑累進處遇令の言葉を借りて言ふならば、卽ち受刑者の精神界に於て、操行の點か、責任觀念及意思の强弱の部分か、或は、作業の勉否竝其の成績だけにしても、其の中、何れの點なりとも、それによつて人間らしくあらしめねばならぬ。詮ずる所、受刑者の人格をば、唯、單に犯罪癖一點に喰ひ止め、他の諸點に於てはドコカに見所ある人柄を備へしめるように努力せねばならぬ。是亦行刑使命中見逃し難き要點であらうと信ずる。

(五)

以上は其の行刑の樣式を異にしようと言ふのでは決してない。行刑と言ふ一ツの事業はそれに對する直接的影響と、間接的影響とを總て取つて以て檢討せねばならぬとするのである。

此のことは、我等行刑現場勤務者に取つて常に最も强く、深く關心を必要とする題目であらうと信ずる。

言ふまでもなく、行刑は窮極する所、人の問題であるが、其れにては物足りない感じがする。卽ち更に一步を進め「魂」の問題でありたいものである。人と言ふときと、魂と言ふときとは、其の精神上の重量に於て大差があるばかりでなく、魂と言ふときは甚だ遠大性を有つからである。

故に行刑上の指導精神は、極て廣く、且つ深きものでなくてはならぬ。

世上、よく遭遇することであるが、藩制時代の遺物として、藩主の人格乃至見識の趣が、今猶ほハッキリと其の地方の人情、風俗、習慣の上に殘つてゐるのを見てこれこそ、今は亡き當時の藩主の活きたる魂だとして心から尊敬の念に打たれることもあれば、又、其の不善なるものに對しては、甚だ如何はしく感じるものもある。

我が行刑界に在つても、現代に於ける風格や手型は後代に始るであらう。其の風格や、手型の善惡、良否こそ直に受刑者に反射し影響するであらう。

左れば我等は受刑者の訓練に向つて最善を盡さねばならぬが、其の基本を爲すものは、結局己れ自身の修養であらねばならぬ。以て、行刑の直接的影響と、間接的影響とをして、ヨリよき收獲を收め、これを後代に殘し傳へたいものである。(了)

雨中新綠

江村宕川

拂レ地垂楊送細風。
喃喃燕語林莊綠。

江城午日雨濛濛。
閑見榴花點點紅。

登劍山(註劍山四國第一之高峰也)

二首

冷風吹送洞中天。
畵裏千山青於染。

行見白雲飛絕巓。
仙家何處一溪煙。

題日本海戰圖

水天彷彿黑煙長。
一令興亡斯一戰。
戰雲歷レ水海將傾。
彈雨砲煙天黯澹。

默々無言熱鐵腸。
檣頭高挂對洲洋。
百萬艨艟蹴浪行。
檣頭認得旭光旌。

牽牛花

竿頭殘月一籬前。
人未レ醒眠花已發。

淺碧深紅籠曉烟。
涼風占斷桔槹邊。

受刑者の日本精神並に神に對する考へ方

那須信道

一

日本精神の高揚は我邦が國際聯盟脫退以前滿洲問題が勃發した當時から、非常時日本が叫ばれると共に口に筆に鼓吹され我國民の腦裡に強く蘇つた精神である。全國刑務所内に於てもその當時から受刑者の看讀書籍中に日本精神に關する著書が幾多配布され、雜誌「人」にも學德高き名士や專門家の日本精神に關する講話が時々揭載されて今日に及んで居る。又神に對する問題もこの日本精神と關聯して著書や「人」にも講述され、又教誨に於ても祭日教誨その他の教誨の場合、是等の問題に關し時折力說した。今それ等の結果が何うであるか、又日本精神並に神に對し受刑者が如何なる信念或は概念を把握して居るかを調査し、それによつて今後教誨の方針並に材料選擇に關し如何に考慮をして行く可きかと言ふ私一個の私見から、私が現在勤めて居る刑務所の受刑者僅々四百名足らずの中で調査研究することにした。

二

扨て調査にかゝつたが種々の都合上不便な點があり、受刑者三百七十二名中二百六十名を對象として調査にかゝつたが、始めの計畫とは相違して甚だ杜撰なものとなり終つたことを御謝りして置く。

調査の方法として先づ、

問、左の事項に就いて自分の考へ又は信ずるところの中心點を常識的に簡單明白に書いて下さい。

一、日本精神とは如何なる精神か

二、日本精神が如何なる形で日常の生活に表はれてゐるか例を擧げて下さい（但戰爭時でなく平常の場合）

三、日本精神は我日本の國民にその源を發して居るか又神樣にその源を發して居るか

四、若し神樣に源を發して居ると思ふなら、何んと言ふ神樣か神樣の御名を擧げて下さい

五、村や鄕の氏神樣と前四の神樣とは關係があるか無いか、ありとせば何んな關係があるか

右五問を一枚の紙に餘白を空けて列擧せるもの二百六十枚を謄寫版にて刷り、各受刑者に配布し四拾分を限度として、何等參考書に依らずして答案を書かしめた。

先づ第一の問である、「日本精神とは如何なる精神か」に對し教育勅語を中心として之の實現に努むる精神　二一名、忠孝の精神　二七名、大和魂の精神　五名、皇室中心主義の精神　一二名、國體を尊重し國家理想の實現に努むる精神　八名、敬神崇祖の精神　五名、正義人道の爲には身を犧牲にする精神　五名、其他智、仁、勇の表現又は如何なる事があるも、やり遂げる精神とか、中には「地球上に於ける人類は卽ち一味平等である、故に日本精神としで取立てゝ言ふ可き精神なし」等否定せる者一名を加へて十二名は不明瞭の答をなした。而して二六〇名中解答者九一名未解答者一六九名であつた。

次に「日本精神が如何なる形で日常生活に表はれて居るか例を擧げよ（但戰爭時でなく平常の場合）」の問に對し、田舍にも神社があり人民はこれを尊敬し各家々は神佛を祭りて居る點に表はれてゐる　廿八名、國際聯盟脫退其他國際問題に對して團結一致の行動をなす點に表はれ居る　四名、祭日に宮城遙拜、皇太子殿下御生誕の場合の如き祝賀式に表はれてる　六名、家族制度に表はれてる　一八名、忠孝の實行に表はれてる　四名、教育勅語の御趣旨が生活に表はれてる　六名、報恩感謝の行動に表れてる　六名、同情心に表はる　三名、其他中心點のなき不明瞭の答をせし者　二七名、計、解答者一〇二名、未解答者一五八名であつた。

次ぎに「日本精神は我日本の國民にその源を發してゐるか又神樣にその源を發してゐるか」の問に對しては神樣にその源を發してゐる　七七名、國民にその源を發してゐる　三名、其他、日本精神と取立てゝ言ふ可きもの無し、從つてその源は無い、又は日本精神は滿洲事變以來中外に高揚する必要に迫りて唱へし一つの用語である、故に神にも國民にもその源を發してゐないと答へし者二名があつた。　右問に對して計、解答者八二名、未解答者一七八名である。

次ぎに「若し神樣に源を發して居ると思ふなら、何んと言ふ神樣か神樣の御名を擧げて下さい」に對する解答は、天照皇大神　六七名、伊弉諾、伊弉冊尊　一名　神武天皇　三名、日本武尊　一名、官國幣社、府縣、鄕

社の神　二名、計、回答者七四名、未回答者一八六名であつた。

次ぎに「村や郷の氏神様と前四の神様とは關係があるか、無いか、あるとせば何んな關係があるか」の問に對して、天照皇大神を直接お助け申上げた當時の神様や又は其後大神の御心を體して國家のために盡した神々、人人が氏神様で本社末社の關係がある　二六名、氏神様は天照皇大神を中心とした氏族並にその子孫を祭神としてる、故に親族又は祖先と子孫の關係がある　二四名、氏神様は天照皇大神の臣下であり、君臣の關係がある　四名、同一の神様である　三名、「關係あり」とし具體的に示さざる者　三名、關係なし　三名、其他この問の的に脫れて答へし例へば氏神を以て「愛の神」であるとか「神は人間の意識如何による問題」なりとか又は「大和心の權化」とか等答へし者　一八名計、解答者　八一名、未解答者　一七九名であつた。

三

以上の調査について五問各別に、正しき解答と見做すもの、的を脫れし曖昧なもの、全く一問にも答へず、無解答のものに付き之を表にして示さば次ぎの様な結果となる。

問	解答人員	正しき答と見做者	的を脫れし者	無解答人員
1 日本精神と何なる精神とは如か	260人	79人	12人	169人
2 日本精神が如何なる形で日常の生活に表はれてるか例を擧げよ、但戰時でなく平常の場合	260人	75人	27人	158人
3 日本精神は我日本の國民にその源を發して居るか神様にその源を發してるか	260人	77人	5人	178人
4 若し神様に源を發してると思つたら何んと言ふ神様か神様の御名を擧げよ	260人	68人	6人	186人
5 村や郷の氏神様と前四の神様とは關係あるか無いか、あるとすれば何んな關係か	260人	54人	27人	179人

右の表を一覽するに五問の中正しき解答と見做すべき者最も多きは、第一問の「日本精神とは如何なる精神か」で二六〇名中七九名で、最も少數のものは第五問の「村や郷の氏神様と前四の神様とは關係があるか無いかあるとせば何んな關係があるか」で二六〇名中五四名である。而して、問に對して的を脫れた曖昧な答の最も多いのは、前揭の第五問と第二問の「日本精神が如何なる形で日常の生活に表はれて居るか例を擧げなさい、但し戰時でなく平常の場合」であつた。更に無解答者の最も多きは第四問の「若し神様に源を發して居ると思ふなら何んと言ふ神様か神様の御名を擧げよ」である。

これを以て考察するに彼等受刑者の最も解答に苦しみ認識不足と見做す點は第二問「日本精神が如何なる形で日常の生活に表はれて居るか」と第四問の「神様に源を發して居ると思ふなら如何なる神様であるか御名を擧げよ」と第五問の「村や郷の神様と前四の神様と如何なる關係があるか」との諸點である。そこで教誨に携はる者としては是等の諸點を中心とし常識的に明瞭に受刑者が受入れる様絶えず教材上に選擇と工夫をこらし正しき概念を得せしむるに努む可きであると考へる。

四

更に是等の問題と彼等が入所後の年數とは如何なる關係を現はしてゐるか試みにこれを在所年數と解答數無解答數とを比較してみると、

在所年數ト解答者數トノ關係

在所年數	正シキ解答ト見做ス可キ人員	無解答者並ニ的ヲ脫レシ解答人員	比率
六ヶ月以下	三人	一七人	一・八弱
一年以下	二五人	六三人	四・〇弱
二年以下	二二人	四二人	二・九弱
三年以下	七人	二八人	二・五
五年以下	一四人	二八人	五・〇
十年以下	八人	一一人	七・三弱
十五年以下	二人	一人	一〇・〇
計	七一人	一八九人	三・八弱

この表に於て示せる如く、入所後六ヶ月未滿の者に於て正しき解答と見做す可き者三名、無解答と見做す者十七名、その比は一割八分弱が正解答者であるが一年二年と在所年數が增加するに比例して正解答者數も概して增加し、十五年未滿に於ては二人共正解答者にて無解答者なき現象を呈してゐる。

これを以て觀れば概して入所後年月の淺き者は日本精神並に神に對する、概念が不足であるが、服役年月長きに亙るに從ひ漸次、その概念を會得せる様である。これ

矯正図書館

は何が然うさせたかと言ふに、彼等が服役中に日本精神に關する看讀書雜誌「人」又は教誨によりて得たものと思ふのである。

五

然しながら今是等全體から考察するに、斯かる問題は彼等の修學程度が尋常高等小學卒業迄の者が過半數を占めて居る現狀に對しては難問題であるかも知れぬが、日本精神並に神に對する概念なり信念を正當に把握せる者が二六〇名中平均七一名で全員の二割七分强しか無く、又全く一問題にも解答を與へず白紙にて提出せる者が二六〇名中一七四名即ち六割七分弱に當るところを見れば如何に日本精神並に神に對する概念又は信念が徹底して無いかが解るのである。

以上の如き事實に徵して今後より以上にこの日本精神及びこの精神と關聯を持つ神に對する概念を彼等受刑者に把握せしむ可きで、勿論從來よりも日本精神に關する著書は看讀用として各所に備付あるも、その說くところ多くは專門的であり複雜多岐である。從つて受刑者の學力程度として一讀以て日本精神の中樞を捉へるに苦しむの傾がある。この點を考慮に入れ教誨に携はるものは忠誠孝悌敬神崇祖の念は日本精神の中樞概念である、否吾々日本人としてはこの精神は單に概念に止らず、理論に非ず、事實であり信念であるとの重點を常識的に簡明に教養すべきであらう。

教務關係者の研究會

大阪控訴院管內の辛未會

大阪控訴院管內教誨師一同は去る昭和六年四月思想犯受刑者の發生に端を發し教化上思想問題研究の必要を痛感して、行刑局長の認許を得て管內教誨師の研究會を組織し辛未會と命名、爾來思想問題、行刑教化並に保護問題等、講習に協議に研究發表に歲を閱すること五年、會を累ぬること二十四回に及び、職務上甚大の效果を收め得たるに鑑み、今後猶繼續、倍々研鑽を積み以て斯界に貢獻せんことを期してゐた。殊に本年は創立滿五周年に相當せるを以て此機會に於て記念大會を開催し、氣分を更に一新して刻々變動せる社會狀勢に卽應する爲めに協議會と多年の研究を發表し斯界の研鑽に邁進すべく準備中である由、大會は來る七月中旬頃開催せらるゝ由なり。現下の狀勢に於て眞に時機を得たる會同である。

Punishment by Analogy in Nazi Penal Law

Lawrence Preuss

「刑法に於ける革命」

——ナチス刑法の類推處罰——

ミシガン大學教授

ローレンス・プロイス

ドイツ國司法省の刑法委員たるドクトル・ハンス・フランクが、一九三五年七月五日のナチスの機關紙「フェルキッシャー・ベオバハター」("Völkischer Beobachter") 紙上に揭げた「刑法に於ける革命」("Revolution im Strafrecht") なる論說で「ナチス刑法完成途上に於ける一箇のマイルストーン（哩程標）」なりと稱讃したる一九三五年六月二十八日の「刑法々典改良ニ關スル法律」("Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuchs, Reichsgesetzblatt, 1, 839.) によつて、ライヒのナチス政府は次の如く規定したのである。

"Bestraft wird, wer eine Tat begeht, die das Gesetz für strafbar erklärt oder die nach dem Grundgedanken eines Strafgesetzes und nach gesundem Volksempfinden Bestrafung verdient. Findet auf die Tat kein bestimmtes Strafgesetz unmittelbarer Anwendung, so wird die Tat nach dem Gesetz bestraft, dessen Grundgedanke auf sie im besten zutrifft."

"Whoever commits an action which the law declares to be punishable or which is deserv-

ing of punishment according to the fundamental idea of a penal law and the sound perception of the people, shall be punished. If no determinate penal law is directly applicable to the action, it shall be punished according to the law, the basic idea of which fits it best."

「何人と雖、法律の處罰すべきものとなし又は刑法の根本觀念並ひに民族の健全眞正なる認識に從つて處罰に値する行爲を行ひたるものは處罰せらるべし。若しこの行爲に直ちに適用せらるべき特定の刑法々規の存せさる場合には、其の根本觀念の最も善くこの行爲に適合したる法規に從つて處罰せらるべし」

かくして、一八七一年のドイツ刑法の劈頭に掲げられ(第二條)且つ戰後革命のワイマール憲法によつて保障せられたる(第百十六條)ドイツ國民の基本權利の一つであつた「法規なければ犯罪なく刑罰なし」("nullum crimen, nulla poena sine lege")なる大原則は、全く抹殺せられたのである。(一)

(一) この格言はラテン語の衣を着けてはゐるが、その主義はローマ法には知られてゐなかつたもので、歐洲啓蒙期の唯理的人道主義の思想から生れて、フランスの革命的哲學並びに當時のクリミナリストなるアンセルム・フオン・フオイエルバツハの著書の影響によつてドイツの立法精神の中に浸潤してきたものである。

この新しい法律は、成文法で明かに犯罪なりとはしてゐないが、民衆の法律觀念により且法規上の禁止の由て基く刑法の根本觀念によつて罪ありとせらるゝ場合には、處罰せらるべしと言明せられてゐる行爲に類似せる凡ての行爲に刑を科することを裁判官に許してゐるのである。かくして、元來、司法上の專斷に對して個人を保護するための意圖に出でた「法規なければ刑罰なし」の原則は犯人を保障するマグナ・カルタ(一二一五年の英國の大憲章)となつた、と主張せらるゝに至つたのである。この六月二十八日の法律について、ドクトル・フランクは前きの「刑法に於ける革命」中で、一方に於て、實生活とかけはなれた形式主義の裁判の決定を判事に强ひ、他方に於て、奸譎な方略で刑罰を免かるゝ機會を犯人に與ふる主義の發展はこの法律によつて閉止されたのである」、と宣言してゐる。

「法規なければ刑罰なし」なる原則の排棄の要求は、

ナチスの刑法改正の凡ての工作に於ける中樞的な地位を占むる重要なものであつたのである。一九三三年十一月プロシア司法省から公にされた「覺書(デンクシュリフト)」は、「ドリッテス・ライヒ(第三の國——カイゼルライヒ(帝國)よりドイツ共和國を經て第三のナチスの國)の將來の刑法は、明文で犯罪を構成するものとされてゐない行爲といへども、國民の法に關する健全眞正なる觀念に從つて道德的に非難すべきものは處罰せらるべく、且つ、成文法に明かに定義せられてゐる類似の犯罪の下に包攝せられ得るものであるといふ規定を設くべし、と提議してゐるのである。これと同樣の意見は、一九三四年七月ライヒの司法省の刑法委員、並びに、一九三五年の五月ナチスの黨の法制審議局(Reich Bureau of Law)によつて等しく主張されてゐるのである。このナチスの審議局のステートメントに曰く("Nationalsozialistische Leitsätze für ein neues deutsches Strafrecht", Völkischer Beobachter, May 7, 1935)、

「ナチスの刑法に於ては、形式的な正とか不正とかいふものは有り得ないのである。唯だ實質的な正義公道の存するのみである。フオルク(Volk—民族)のメムバーたるもの丶負ふべき義務の重大なる違犯は、必ずや刑法に於てその贖罪の呵責を見出さなければならない。ナチオナール・ゾチヤリスト(ナチス)の世界觀(ウエルトアンシャウウング)(哲學)は、嘗てドイツの自由主義の法律家輩の狂信的に信奉した「法規なければ刑罰なし」なる「模範たるべきドグマ(信條)」に代ふるに、更らに一層高く更らに一段と强い「刑罰なければ犯罪なし」("nullum crimen sine poena")といふ法律上の眞理の觀念を以てすることを要求してゐるのである」。

この根本的の變革が一九三五年六月二十八日の法律によつて成し遂げられたのであつて、今や作成中に在る新刑法に具體化せらるべきは萬疑ないのである。裁判所を「先例の崇拜」より脫せしめ、而して、裁判所の新しき裁量權を驅使してナチス主義の實現に努めしむるために、六月二十八日の法律は、更らに進んで「ライヒの最高法院(ライヒスゲリヒト)(Reichsgericht)はこの法律(六月二十八日)が効力を生ずる以前に下したる決定から離れて自由なる裁量をなすを得。……ドイツの最高法院たるライヒスゲリヒトは、この法律の解釋に當つては、國家の變革に伴ふ生活と法律とに關する概念の變化に考慮を拂はなければならない」("Gesetz zur Änderung von Vorschriften des Strafverfahrens und Gerichtsverfassungs-

gesetzes. Vom. 28. Juni 1935." Art, 2, RGBl, 1, 844.)、といふ規定を設けたのである。

原來、「法規なければ刑罰なし」なる原則を排棄せんとするナチスの法律家連の主張は、個人の自由と法律上の安全保障とによつて正しいものとせられてゐた自由主義に對する强烈なる反動の表現されたもので、立法者は國家の干渉を受けない自由の活動範圍を個人に保障しなければならないといふ主張は、ナチスの革命から生じた見地の變化を無視するものである。個人は已に國家の有つ興味の中心點ではなくなつて、國民の共同生活が之に取つて代つたのである。新しいドリツテス・ライヒは民族の合して一體を成す完璧の國家(totaler Staat)である。故に個人が已れの勢力才能を濫用して全民族の生活を傷くる如き行動に出づることを忍容することはできないのである。個人の法律上の地位の安全を考慮するのは立法者の當然の義務であるが、しかし、考慮するに過ぎて、よしたとへ刑法中に明文なきも、分明なる刑法の精神に反する行爲を放任してをくようなことがあつてはならないのである」(Karl Schäfer, Das kommende Strafrecht, 131.)。彼の自由主義の實證派の形式的な司法の觀念は之を棄て、之に代ふるにナチオナール・ゾチアリスト(ナチス)の實質的司法の觀念を以てしなければならない。實質的司法の觀念は、たとへ刑法の明文に特に其ための規定の存せざるも、民族並びに國家の利益に反する行爲は總て罰せらるべしといふ要求を有つてゐるのである。刑法は現實の法律上並びに政治上の價値と照し合せて解釋せらるべきで、而して、若し、民族(フォルク)の生活に有害なる行爲にして刑罰なる制裁の下に置かれてゐない場合には、其度毎に類推(analogie)によつて刑法の規定を擴充して右の行爲に適用すべきである」(Karl Siegert, Carl Schmitt 等)。といふのが、一九三五年六月二十八日の法律を生んだ彼等の根本思想なのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, March, 1936

新刊紹介

□牧野英一氏著『刑法研究第五卷』

『自由法論に對する世上の批判を重ねて考慮し、自己の反省を更にくり返へしつつ』(序第八頁)、積極的に其の論陣を展開し、謂ふ所の純粹法律理論、應報刑論、害惡刑論、乃至社會的地盤論を以てその何れもが種々の意味合よりして要するに極めて消極的なるものに過ぎずとなしつつ、著者年來の主張たる教育刑論を論述せられる。題して、『法律的消極主義』。中に曰く、『要するに、現代の文化において、刑罰の應報性と目的性とは甚だしばしば相矛盾せねばならぬのである。この矛盾を如何に綜合し、如何に止揚して、刑法の將來の發展に對する理念を構成すべきかが、刑法改正運動の基本的な問題であるのである』(第九三頁)。『目的刑論においては、事實としてさし當り動かしがたき應報思想を承認しつつ、しかし、これをやはらげ、統制し、發展せしめることに因つて、漸次理念たる教育刑の完成に進まうといふのである。この意味において、目的刑論は、刑に存する二面性——應報性と目的性と——を漸次に轉囘せしめつつ進化をはかどらしめようとするのである』(九四頁)。『われわれは、ただ、リストと共に「必ずしも道德的ではないが市民として世に立ち得るだけの改善」を目標として、われわれの教育刑論を構成し、發展せしめ、世に向つて高唱することに因り、刑法の司法及び立法における向上をはからうとしてゐるのである』(第一七四頁)。教育刑論に對し反情を有するものも教育刑思想を口にするものも共に熟讀するの必要があらう。なほ、この『法律的消極主義』なる論文の他に、木村龜二氏著「刑事政策の諸問題」と武藤文雄氏著「刑法に於ける概念の規範的構成」とをそれぞれ紹介しつつ自己の說を加へられたる二論文、『刑事政策に關する若干の問題』、『刑法における自由法運動』が收められてゐる。(本文五〇九頁、有斐閣發行、四圓)

(T)

□タラポール著『印度に於ける監獄改良』

(P. K. Tarapore : Prison Reform in India, Oxford University Press, 1936)

著者タラポール中佐は嘗つて十年間ビルマの行刑督察官 Inspector-General of Prisons の職にあつた實務家であり、その經驗に基き、ビルマに就いて言ひ得るところは印度に就いても亦同じであるとし、本文百八十二頁の本書を著した。中に曰く、『一國の文化の程度は犯罪及犯罪に對する態度によつて分るといはれるが、……不幸にして現在のところ印度が主として古い考へ方に基く行刑制度を持つてゐるといふことは事實である、……本書で私の擧げる諸種の原則は文明諸國に於いてはすでに常識化してゐる。私は專門家をではなくて輿論の喚起を目的として本書を書いた』(序文)。まことに、印度に於いては、一般人には、死とか犯罪とかは一に業或は因果の理によつて解せられる傾きがあり、積極的に監獄改良を說くものは政治犯として身に拘禁の苦を嘗めた二三の者にしか過ぎず、從つてまた「官吏のうち監獄官吏だけが全くの豫備訓練もなくして就任することがゆるされてゐる」。此の現狀を打破することを目的として本書の中に述べられてゐる事項は、要するに、(一)人道的處遇、(二)拘禁の代りに假釋放、豫防拘禁などを採ること、(三)釋放者保護、(四)監獄官吏の訓育、である。そして、著者は印度に新らしい時代の黎明を期待して筆を措いてゐる。歐米の新らしきもののみを見聞することの多いわれわれに此の書はめづらしいであらう。

□協調會發行『徒弟制度と技術教育』

本書は菊版三八五頁、財團法人協調會參事、大內經雄氏の調査執筆に成るもの。「方今我國産業界に於て喫緊の要務とせらるゝ熟練工、職長、下級技術者等の養成問題解決の資に供するため」といふのが其の編述の目的である。本書は先づ總說に於て歐洲各國の徒弟制度と技術教育の特色を極めて概括的に比較論述し更に教育と産業、教育の實際化、資格試驗、教員の選任等の問題を簡述し、進んで各論的に英、佛、白、チエコスロバキヤ、和、獨、瑞、露等列强諸國に於ける徒弟制度と技術訓練の內容、特質殊に技術教育の機關、財政、教員等の諸問題を闡明し最後に我國のそれに及んでゐる。玆に本書を特に紹介せんとする所以は、本書は行刑教化方法の重要々素たる刑務作業と受刑者の職業的訓練に關聯して吾々行刑人に示唆する處頗る大なるものあるを信ずるからである。特に少年受刑者の教化訓養上教へらるゝところ決して一にして足らずと確信する。取分け英、獨、露等の徒弟制度や工場學校等に於ける下級技術者の教育組織と其の實際に於て然りである。やがては進展止まざる産業社會に復歸し、然も多くのハンデキヤップを有つべく運命づけられた受刑者の作業教化の方式も亦社會の實際的要求に卽するやう十分考慮に入れらるべきである。敢へて本書の一讀を勸めんとする所以も亦玆に存する。昭和十一年三月發行、定價一圓五十錢。(G・O)

□判事佐瀨昌三氏著『政治犯罪論』

政治犯罪の激增は、わが國の特殊現象ではない。世界各國が共有する廣く且つ根深い時代現象に他ならぬ。しかも今日の政治犯罪は『其の方法、規模、影響等に於て文化國家の危機をも招來せんとし……時代的にも國際的にも刑政上刮目すべきもの』となつた。かやうな危機にあつては、特に『國家及政治に對する再省察と共に、政治犯罪そのもの〻研究』が要請されて已まない。卽ち危機の正しい把握の上にたてられた社會政策と刑事政策の協力のみが、政治犯罪鎭壓の唯一の道であらう。社會政策と刑事政策の相互關係に就て考察したリストの思想は今日も尙われわれに深い示唆を投げかけるのである。本書は『法律上、政治犯罪の槪念の本質的定立を爲し之が國內刑法及國際刑法上の諸問題の理解……』に資するために著されたもの。謂はば適正な刑事政策の樹立のために編まれた政治犯罪の基礎的な研究と見ても差支へなからう。「政治犯罪槪論」「國內刑法に於ける政治犯罪處遇論」「國際刑法に於ける政治犯罪處遇論」の三篇に大別され、更に各篇は多くの章、節、項に細分され、緻密な構成と、豐富な資料の蒐集によつて、政治犯罪のエンサイクロペヂアの實質をも兼ね具へてゐる。殊に註として擧げられた內外の參考書目は、爾後の研究者に極めて有益な手掛りを與へるものであらう。慾を云へば、卷末に事項索引が附せられてゐたならば、讀者にとつて一層便利であつたに違ひない。

政治犯人(一般的には確信犯人)に對する教育刑の價値については、今迄異つた二つの立場から屢々論じられたことであつた。著者は瀧川氏及びその對蹠的な立場にあられる牧野、正木、木村氏らの所說を摘要した後に、犯罪諸科學の進步に伴ふ行刑の教育的施設の强化と相俟つて、政治

犯人の社會復歸を期待し得ぬ理由はないと述べて教育刑の効果を是認してをられる。政治犯人に課せられた改善至難又は教育刑の不毛地等々の言葉は、今日ではもはや相對的な意味をもつものにすぎないのである。著者が右の立場から政治犯人の不定期刑主義を合理的とし、豫防拘禁、保護觀察制度及びフランス、ソヴェトの如き特設監獄制の施行を希望してをられるのは以上の當然の歸結であらう。しかしながら政治犯人に對する教育刑の理念について分析された部分は、幾分鮮明を缺くきらひがないでもない。

本書は司法研究第十九輯四として整序された報告書に改訂を施し、四月上梓されたもの。序文の末尾に『帝都叛亂事件の戒嚴令下に……著者』としるされてあるのを見れば、一種悽愴な感に迫られざるをえない。まことに本書はかゝる重大なモメントに際して上梓されたものであり、本書のもつ意義と役割はここに一層明瞭な姿をもつて浮び上つて來るのである。著者は横濱地方裁判所判事。

（本文四〇七頁、政經書院版、一圓八十錢）　（A）

□細川龜市氏著『日本法制史大綱』上、下卷

『法の成立と發展とを知らずして、その理解とその展望とを試みることは出來ぬ』。『人人は自國民の法的確信を、さうしてまた法律生活の歷史を咀嚼することなくしては、現行法の理解と運用と高次化とのために遺憾なきを得るものではない』。されば『われわれの日本法制史研究は、實に日本古法における進化的理念を明らかにして、「法の精神」を知らんがためである』。右は本書の「はしがき」と「序說」からの引用である。法制史研究の目的と方法は、「はしがき」と「序說」に極めて力强く把握されてゐる。では法の「進化的理念」とは何を指すのであらうか。以下しばらく引用を續けることにしよう。

今日は社會、經濟、政治生活の一の轉形期に臨んでをり、かやうな時代機運は、法律生活の上にも反映せざるを得ない。卽ち『法律學の歷史は、自然法學、歷史法學、註釋法學を經て、今や更に高次なる或るものに昂揚されつゝある。人これを呼んで社會法學といふ』。社會法學の新機運は『所有權も亦義務を伴ふことを承認し、勞働法の出現によつて契約自由の原則』が修正され、罪刑法定主義が理論的にも實踐的にも十九世紀的存在として批判されつゝあることに現れる。すなはち刑法に於る社會防衞思想、教育刑主義、法文の類推解釋、假出獄、不定期刑の採用その他一聯の傾向は、罪刑法定主義に加へられた新時代の批判であり、强力な修正であつた。かくの如く近代社會に於ける法律上の三つの原則は、全面的に、より社會的な方面に沿うて變移しつゝあるのである。故に『學者或ひは曰く、現行法における上記の三大原則をその生ける姿において現實的に說明し得ない法律學は、その名ありて實なきに等しきものなりと』。

著者は、これらの推移を通じて明らかにされるものは、法の進化的理念であるとされ、進化の立場に立つて、始めて、日本古法を『眞に生ける流動の姿において把握し得る』ものであり、從來のやゝもすれば概念化する恐れがあつた法制史學を固定化から救ふものである事を切言してをられる。

本書は上卷古代、中古、中世、下卷近世に分れ、更に下卷には、「日本古法における進化的意義」なる一章を付してある。著者の名は云々するまでもなく、本誌の寄稿家としてわれわれに親しいもの。法政大學で法制史を擔當してをられる。（本文上下通卷四〇〇頁、時潮社版、定價上卷二圓、下卷一圓五十錢）　（A）

本會々則第八條ニ依ル五月分

退職、死亡並ニ殉職死亡者ニ對スル表彰慰藉

一、銀杯壹箇宛　退職　島松司　外十一名
一、銀杯壹組宛　同　横原昌造
一、金五拾圓也　死亡　造田正市　外二名
一、金五百圓也　殉職死亡　大阪刑務所看守　鈴木勝利遺族

元支部長消息

元支部長佐藤乙二氏は先頃奈良地方裁判所長を勇退せられ東京民事地方裁判所所屬の公證人に任ぜられ、六月九日より東京市大森區大森二丁目七九（電話大森二七番）の事務所で事務を執らるゝことゝなつた。

横濱刑務所新築落成式

横濱刑務所が新裝を凝らして立派に出來上つた。關東大震災に丸燒けとなつて、翌年起工に着手してから十二年餘の歳月を費し、本年五月二十日に全く完成を告げた。市中とはいへ、舊市區を距つること二十數町、繞らすに山を以てした閑寂の一境、刑務所の所在地としては理想的の場所である。總坪數四萬坪、敷地を構内と構外に大別し、更に構内を廳舍區域、行刑區域及び拘置場區域の三區域に區分してある。行刑の使命を達成するに必要なる各般の施設は一として備はらざるはないといふ近代的のスタンダード・モデル、特徴のないところが却つて特徴だといはれてゐる。さてこの新裝の刑務所が、六月十四日にはいよいよ落成式を擧行することゝなつた、梅雨時ではあり、天候が氣づかはれたが、珍らしくカラリと晴れ上つて、打つてつけの落成式日和、丁度この日落成式を記念して同刑務所で製作品々評會並に即賣會が開催されたので、それを目當てにか早朝から群衆がワンサと押し寄せ、電氣局ではバスを增發するといふ騒ぎである。開會時刻の午前十時までには、大體來賓の顔も揃つたので、同十時半、同所教誨堂において林法相・小原前法相を始めとして各來賓關係者等約五百五十名參列の上、開式した。先づ東横濱刑務所長より左の式辭を述べ

式辭

本日茲ニ横濱刑務所新築落成式ヲ擧行スルニ當リマシテ閣下竝ニ各位ノ御賁臨ヲ得マシタコトハ職員一同ノ誠ニ光榮トスル所テアリマス

抑々當所ノ前身ハ安政二年伊豆下田開港ニ際シ幕府テ設ケマシタ囚獄ヲ安政六年横濱開港ノ際ニ戸部ニ移シタ所謂戸部牢屋敷ナルモノテアリマスコノ監獄ハ後ニ神奈川縣監獄署ト改稱セラレ明治ノ中葉ニ至ル迄使用サレタノテアリマスカ當時條約改正ニ伴フ治外法權撤廢ノ大業ニ邁進シテ居リマシタ我カ國ハ先ツ監獄改良ノ必要ヲ認メ久良岐郡根岸ノ地ニ新監獄ヲ設立スルコト、ナリ、其ノ工事カ明治三十二年ニ竣功シ、監獄ヲ此處ニ移シタノテアリマス

コレカモト根岸ニ所在シマシタ舊横濱刑務所テアリマス、此ノ監獄ノ構造ハ大都分木造テアリマシタ爲ニ、カノ大正十二年九月ノ關東大震火災ノ際ニ其ノ建造物ノ悉クヲ烏有ニ歸シタノテアリマス

茲ニ刑務所復興ノ必要ニ迫ラレ遂ニ大正十三年十二月現在ノ地ニ移轉新築スルコト、ナリ工事ニ着手シタノテアリマスカ爾來年ヲ閲スルコト實ニ十一星霜、横濱刑務所ノ全職員ハ其ノ全力ヲ傾注シテ其ノ復興工事ノ爲メニ奮闘努力ヲ續ケテ參リマシタコトハ勿論、拘禁中ノ受刑者モ亦專心工事ノ爲ニ力ヲ盡シ或ハ炎熱身ヲ燒クヤウナ酷暑ト戰ヒ或ハ寒風肌ヲツンサク凛烈ノ下ニ屈セス孜々營々只管工事ノ進捗ニ努メテ參ツタノテアリマス

又其ノ間司法當局カラハ懇篤ナ御指導ヲ賜リ、技能受刑者ノ補充ニ就テハ全國各地ノ刑務所ノ御好意ヲ得又神奈川縣、横濱市、舊日下村等ノ各御當局及關係官公衙、其他地方有志ノ熱誠ナル御援助ヲ忝クシマシタ結果コノ程目出度ク落成スルニ至リマシタコトハ誠ニ感謝ニ堪エナイ次第デアリマス

建築各部ノ詳細ハ後程工事報告カアル筈テアリマスカ、當所ノ建築ニハ特ニ申シ上ケルヘキ特徴ヲ持ツテ居ラナイノテアリマス、寧ロ特徴ノ無イコトヲ特徴トスルト申シタ方カ良イカト思ヒマス然シコノ反面ニ於キマシテ刑務所ノ使命ヲ遂行スル上ニ於テ要請セラレル各般ノ施設ハ大體ニ於テ完備サレテ居ルノテアリマシテ謂ハゞ近代的刑務所ノスタンダード・モデルテアルト申スコトカ出來ルト思フノテアリマス、惟フニ刑務所ノ使命ハ第一ニ犯罪人ヲ社會カラ隔離シテ拘禁スルコトテアリ其ノ第二ハコレヲ改過遷善致シマシテ社會ニ復歸セシメルコトテアリマス、コレヲ歴史的ニ觀察スレハ勿論古來使用サレタ「監獄」ト謂フ言葉ノ示ス通リ拘禁ノ機關トシテ發達シテ參ツタノテアリマスカ近世ノ自由刑制度ノ發達ト共ニ監獄ハ單純ナ犯罪人ノ拘禁場タルヨリハ寧ロ自由刑ノ執行場トシテ目的ニ適ツタ設備テナケレハナラヌ事トナツテ參ツタノテアリマス

殊ニ現代ノ行刑思潮ノ上ニ於テ自由刑ノ教化目的カ是認セラレルト共ニ刑務所ヲシテ如何ニシテソノ隔離作用ヲ完フセシメルカト云フ問題ヨリハ寧ロ如何ニシテ感化改善ノ作用ヲ完フセシメルカト云フ問題ニ重點ヲ置カレルコトニナリ從テ刑務所ノ建築ニ就キマシテモコノ點ニ非常ナ努力カ拂ハレルコト、ナツテ參ツタヤウテアリマス

斯様ナ關係カラ當所ノ建築ニ當リマシテモソノ重點ヲ置キマシタノハ先ツ第一ニ收容者ノ教化改善ノ施設ヲ完備スルコトテアツタノテアリマス

先ツ教化ノ殿堂タルヘキ教誨堂ヲ所内中心ニ設ケマシテソノ内部ヲ莊嚴ニシタコト、受刑者ヲ分類シテ個別處遇ノ適切ヲ期スル爲ニ多數ノ獨房ヲ設ケ且ツ舍房ノ配置ニツキ所謂パビリオン式ト呼ハレル四棟平列式ヲ採用シタコト受刑者ノ健康ヲ保チ且ツ震火災ノ危險ヲ避ケル爲ニ受刑者ヲ拘禁スル場所ノ大部分ヲ鐵筋コンクリート造リトナシ各舍房ノ通風採光ニ特ニ留意シタコト「人ヲシテ精勵ナラシメヨサラハ正直ノ民トナラン」ト謂フ先哲ノ言葉ヲ行刑教化ノ上ニ實現スル爲工場設備ヲ完備シタコト更ニ受刑者ヲ指導シ教化スヘキ責務ヲ有スル刑務職員ノ修養向上ニ資スル爲或ハ齊信館ト稱スル演武場ヤ成ハ啓義館ト呼フ圖書館ヲ設ケタノハコノ意味ニ於テ、アリマス

次ニ第二ノ重點トシテ特ニ考慮シタノハ勿論拘禁ノ確保ト申スコトデアリマシテ、コレカ爲ニ拘禁設備ヲ特ニ堅牢ナモノト致シマシテ雜居房ノ配置ニ就キマシテハ所謂パノプチコン式ト稱セラレル放射狀樣式ヲ採用シタ他戒護事務室ヲハ行刑區域ノ最中央部ニ設ケタノデアリマス

以上述ヘマシタ通リ當橫濱刑務所ノ行刑建築ノ根本原理ニ立脚シ近代科學ノ粹ヲ集メテ玆ニ委ヲ新ニシ其ノ設備ヲ完備シテ復興スルニ至ツタノデアリマス

輓近時勢ノ進展ニ伴ヒ世相益々複雜トナリ犯罪ノ波ハ高クソノ態樣モ亦多岐多端トナリ之カ爲社會民人ノ蒙ル損害國家トシテノ損失又漸ク多キヲ加ヘテ參リマシタ而シテ犯罪防遏ノ第一義ハ累犯ノ防止ト云フコトニアリ又累犯ノ防止ハ檢察裁判ノ適正ヲ期スルト共ニ行刑ヲシテ其ノ效果ヲ發揮セシムルコトニアリマス

而シテ行刑ノ要諦ハモトヨリ人ト人トノ關係ニアルコトハ申スマデモナイ事デハアリマルカ又行刑ノ遂行セラルヘキ舞臺タル刑務所ノ施設ヲシテ時代ノ進展ニ相應シタ目的ニ適ツタモノトナスヘキコトモ當然デアリマス恰カモ文化ノ進歩ト共ニ戰爭ニ用フル兵器カ益々精銳トナルカ如ク社會ノ犯罪ヲ防遏スル爲ノ武器モ亦益々精銳トナラナケレハナランノデアリマス

今ヤ我カ橫濱刑務所ハ累犯防止ノ爲ノ最新最銳ノ武器トシテ生レ出タノデアリマス

我々職員一同ハ協力一致コノ新設備ヲ運用シテ充分ニ其ノ本來ノ機能ヲ發揮セシムルコトニ努メ以テ國家刑政ノ效果ヲ完カラシメンコトヲ期スルモノデアリマス

來賓閣下竝ニ各位何卒此ノ上一層ノ御指導ト御援助ヲ賜ランコトヲ庶幾フ次第デアリマス

聊カ蕪辭ヲ述ヘテ式辭ト致シマス

昭和十一年六月十四日

橫濱刑務所長　東　邦　彥

次で工事主任朝倉益也の工事報告の後を受けて、林法相、光行檢事總長、皆川東京控訴院長、半井神奈川縣知事（代讀）、青木橫濱市長（代讀）、赤羽地方裁判所長、岩松刑務協會々長、吉住橫濱辯護士會々長、沼波東西兩本願寺代表等より、夫々次の如き祝辭があり、更に各方面より寄られた祝電の朗讀があつて、午前十一時半滯りなく閉式した。

祝　辭

橫濱刑務所ノ移轉改築竣工ヲ告ケ本日玆ニ落成ノ式典ヲ擧行セラルルニ當リ一言祝意ヲ表スルハ余ノ欣幸トスル所ナリ

惟フニ刑務所ノ使命ハ犯罪者ノ隔離拘禁ヲ全ウシテ社會生活ニ對スル當面ノ脅威ヲ排除スルノ趣旨ナキニ非スト雖モ其ノ本義トスル所ハ其ノ執行ニ依ツテ一面因果ノ理法ヲ體驗會得セシメ一面敎化矯正シテ其ノ本然ノ良質ニ蘇ラシメ因テ以テ適正ナル社會人忠良ナル國民ノ一員トシテ再ヒ之ヲ社會ニ還元復歸セシメントスル點ニ存ス行刑ノ使命ハ此ノ見地ニ於テノミ始メテ其ノ眞意義ヲ把握シ得ルニ庶幾シ素ヨリ檢察裁判亦如上ノ目的

達成ノタメニスル國家作用タリト雖モ行刑ニシテ當ヲ失センカ前者ノ效果全ク畫餠ニ歸スルナキヲ保セス玆ニ於テカ刑政ノ美果ヲ收スルト否トハ繫ツテ行刑ノ當否ニ在リト謂フモ過言ニ非サルナリ殊ニ近時ノ如ク世相險惡人心安定ヲ缺クノ秋ニ際シテハ行刑ノ使命ハ舊ニ倍シテ愈其ノ重ヲ加ヘタルモノト謂フヘシ司法當局カ最近行刑內容ノ刷新ト共ニ刑務所ノ移轉改築若クハ其ノ制度施設ノ改善等ニ銳意努力シツツアル所以亦此ノ趣旨ノ外ナラス

橫濱刑務所ハ大正十二年ノ大震災ニ遭遇シ其ノ建築物ノ殆ント全部ヲ烏有ニ歸セシメタルヲ以テ夙ニ之カ移轉改築ノ必要ヲ認メ大正十三年十二月現在ノ地ヲトシテ其ノ工ヲ起シ爾來巨額ノ經費ト十二ケ年ノ歲月トヲ費シ今ヤ其ノ新裝ヲ完ウスルニ至レリ就テ見ルニ其ノ建築規模ハ堅牢ニシテ質實而モ行刑上要求セラルル各般ノ施設概ネ備ハラサルナク工場舍房病舍ノ構造配置等亦最新有效ノ方法ニ則ル思フニ行刑所期ノ目的ヲ遂行スル上ニ於テ稗益スル所多大ナルモノアラン余ハ工事監督ノ任ニ當レル職員各位ノ勞ヲ多トスルモノナリ然リト雖モ行刑ノ要ハ制度施設ニ存センヨリハ寧ロ人ニ存ス縱令規模構造宏壯ニシテ制度施設完備スト雖モ之カ實際的運用ニ任スヘキ刑務官其ノ人ニシテ間然スル所アラハ刑務所ハ徒ニ其ノ老大ナル形骸ヲ橫ウルニ過キスシテ到底行刑有終ノ美ヲ濟ス能ハサルヤ必セリ刑務官ノ職責ノ重大ナル所以洵ニ玆ニ存ス冀クハ職員諸子能ク行刑ノ眞意義ヲ體得シ自己ノ人格陶冶ニ努ムルト共ニ收容者ニ對シテ寬嚴相拯ヒ恩威並ヒ行ウテ其ノ敎化訓練ニ任シ面目ヲ一新セル此ノ新裝ノ刑務所ヲシテ外觀內容共ニ模範的刑務所タラシムルコトニ協力邁進セラレムコトヲ聊カ所懷ヲ陳ヘテ祝辭トス

昭和十一年六月十四日

司法大臣　林　頼　三　郎

祝　辭

橫濱刑務所新築工ヲ竣ヘ本日ヲトシ落成ノ式ヲ擧ケラル余亦此盛儀ニ列シ祝意ヲ表スルヲ得ルハ最モ欣幸トスル所ナリ

顧レハ大正十二年九年彼ノ關東大震災ニ遭遇シテヨリ玆ニ十有餘年昔日ノ廢墟變シテコノ偉ヲナス孰ルカ克ク往時ヲ偲ハサルル者アランヤ

今ソノ外容ヲ觀ルニ東西ノ粹ヲ採リ規模宏大ニシテ施設悉ク完備シ寔ニ時勢ノ進運ニ適應スルモノ多ク而モ空氣淸澄ニシテ四圍環翠人爲ト自然相結ヒテ誇ルニ足ルヘキ敎化ノ殿堂ヲ成セリ惟フニ行刑ハ國家百年ノ長計タリ社會ノ福祉國運ノ興隆一ニコレニ基カサルハ莫シ行刑ノ本領ハタヾニ刑罰執行ノ一事ニ止マルモノニアラス併セテ品性ノ涵養ニ依リテ改過遷善ノ實ヲ擧ケシムルニ在リ而シテコノ事タルヤ固ヨリ擔當者其人ニ俟ツヘキハ勿論ナリト雖刑務所ノ設備如何ハ又コレニ影響スル所尠シトセス殊ニ輓近時勢ノ推移ニ伴ヒ社會ノ事物益々複雜ヲ極ムルト共ニ犯罪モ亦增加シ國家ノ爲メ憂慮セサルヲ得スコノ秋ニ當リ累犯防遏上威力アル行刑ノ新設備ヲ得タル事ハ慶賀ニ耐エス冀クハ職ヲ當所ニ奉スルノ諸氏工事竣成ノコノ喜ヒニ意ヲ安ン

スルコトナク鋭意行刑内容ノ刷新ヲ圖リ倍々奮勵努力シ以テ刑務ノ大使命ニ應スル所アランコトヲ

聊カ蕪辭ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和十一年六月十四日

檢事總長　光行次郎

祝辭

横濱刑務所移轉改築竣工シ茲ニ落成式ヲ擧行セラルルニ當リ一言祝意ヲ表スルハ余ノ欣快トスル所ナリ

惟フニ輓近世相ノ複雜化ニ伴ヒ社會ノ常軌ヲ逸シテ罪ヲ犯スモノ日ニ多キヲ加ヘ邦家ノ爲メ亦同胞ノ爲メ誠ニ憂慮ニ堪エス固ヨリ犯罪鎭壓ノ事タルヤ犯罪發生ノ原因ヲ探究シテコレヲ除去スルコトニ務ムヘキハ勿論ナリト雖一面設備完全ナル刑務所ニヨリテ一タヒ常軌ヲ逸シタルモノノ改善ヲ圖リ之ヲ更生セシムルト共ニ累犯ノ防止ヲ期スルコトノ至當且ツ急務ナル事云フ迄モナシ

横濱刑務所偶々關東大震災ノ厄ニ遭ヒソノ復興ノ工ヲ起シテ茲ニ十年有餘今ヤ茲ニ近代科學ノ粹ヲ採リ最新ノ施設ヲ完備シ理想ニ近キ刑務所トシテソノ落成ヲ見タリ以テ行刑ノ本義ヲ遂行スルニ多大ノ效果アルヘキヲ信ス邦家ノ爲メ又同胞ノ爲メ誠ニ慶賀ニ耐エス

行刑ノ使命今後益々重大ヲ加フルノ秋職ヲ刑務ニ奉スルノ諸氏冀クハ當所落成ヲ期トシ心氣ヲ新ニシテ斯道ノ爲メ益々奮闘努力セラレンコトヲ

昭和十一年六月十四日

東京控訴院長　從三位勳二等　皆川治廣

祝辭

横濱刑務所復舊新築ノ工成リ本日ヲ以テ落成ノ式典ヲ擧行セラルル

顧ルニ大正十二年ノ大震災ニ際シテハ本市殆ト其ノ厄ヲ蒙ラサルハナク本所亦其ノ災ニ罹リ一朝ニシテ烏有ニ歸セシヲ以テ當局曩ニ此ノ地ヲトシ復舊ノ工ニ着手セラレテヨリ幾多ノ歲月ヲ閱シ今ヤ全ク其ノ施設ヲ完備セラレタリ

抑モ刑務所ノ使命タルヤ單ニ刑罰ノ執行機關タルニ止マラス進ミテ收容者ノ德性ヲ涵養シテ其ノ人格ヲ陶冶シ或ハ之ニ職業的訓練ヲ與ヘ以テ社會的生活ノ實情ニ順應セル指導ヲ行フ等重要ナル國家施設トシテ社會的疾患ノ防遏ヲ目的トスルニ在リ

今新廳舍ヲ觀ルニ壯大ニシテ堅牢諸施設又完備シテ遺憾ナシ冀クハ所員諸士更ニ一層ノ御努力ヲ以テ各々其ノ職責ヲ完フセラレムコトヲ

一言以テ祝辭トス

昭和十一年六月十四日

神奈川縣知事　半井清

祝辭

横濱刑務所改築工事成リ本日落成式ヲ擧行セラル

顧ミレハ本刑務所ハ曩ノ大震火災ニ會シ全部ヲ燒燼シ爾來移轉改築ヲ企テ逐年工事ヲ繼續シテ今茲ニ十三年ヲ閱シテ竣工ス蓋シ他官廳ト事情ヲ異ニシテ其間行刑ノ支障執務ノ不便等恐ラク想像以上ナリシヲ疑ハス然ルニ今ヤ完成ヲ告ケ加フルニ所内廣濶ニシテ規模設備二ツナカラ完キヲ得タリ殊ニ輓近行刑方針ノ進歩セルヲ以テ一ニ施設ノ完備ヲ要スルノ際新廳舍ハ進ンテ德性ノ涵養健康ノ增進職業ノ指導等概ネ積極的施爲ニ着眼シ殆ント間然スル所ナキハ慶賀ニ禁ヘス斯ノ如キハ必スヤ受刑者ノ改過遷善ニ資スル所絶大ナルト同時ニ　聖代ノ惠澤ニ感激シ忠良ナル國民ニ復歸セシムルノ效果モ極メテ多カルヘク一段ノ感ヲ深ウスルヤ切ナリ仍テ茲ニ所懷ノ一端ヲ敍ヘテ祝辭トス

昭和十一年六月十四日

横濱市長　青木周三

祝辭

横濱刑務所新築工事竣工シ茲ニ落成ノ盛典ヲ擧行セラル洵ニ慶賀ニ堪ヘス惟フニ本刑務所ノ構造ハ規模宏壯ニシテ克ク最新建築術ノ粹ヲ集メ耐震耐火ニ留意セラレタルハ固ヨリ保健衞生等其ノ他敎化ニ關スル萬般ノ施設亦完備シ正ニ本邦刑務所建築ノ模範タルノミナラス輓近我國文化ノ著シキ進展ヲ具現セルモノト云フヘシ既ニ輪奐ノ美備ハル希クハ更ニ一層内容ノ充實ヲ期セラレ以テ行刑ノ本義ニ副ハレンコトヲ

聊カ蕪辭ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和十一年六月十四日

横濱地方裁判所長　赤羽熙

祝辭

横濱刑務所ノ新築工事カ完成致シテマシテ本日茲ニ落成ノ式典ヲ擧行セラルルニ當リ一言祝意ヲ表スルノ機會ヲ得マシタコトハ眞ニ光榮ト存スル處テアリマス

モト根岸ニ在リマシタ舊横濱刑務所ハ明治三十二年ノ竣工ニ係リソノ規模内容共ニ相當優秀ナル刑務所テアリマシタカ偶大正十二年九月大震災ニ遭ヒソノ建造物全部ヲ烏有ニ歸シマシタ爲メニ大正十三年十二月八日現在ノ地ヲトシテ復舊建築工事ヲ開始シタノテアリマス

ソノ改築工事ニ着手スルニ當リマシテ司法當局ニ於カレマシテハ大震火災ニヨル災厄ノ苦イ經驗ニ鑑ミソノ構造ヲ耐震耐火ノ堅牢ナルモノトナスハ勿論ソノ内容ヲ整備シテ受刑者敎化ノ大殿堂タラシムルコトヲモツトートシテ各般ノ施設ヲ企劃實行スルコトトサレタノテアリマス

本日ソノ完成セル姿ヲ拜見致シマスニ當初計劃サレタ處カ全部實現サレタコトハ勿論建築ノ各細部ニ渉リ極メテ周到ナル注意ト遺漏ナキ配慮カ拂ハレテ居リ建築ノ衝ニ當ラレタル職員各位ノ並々ナラヌ御苦心ノ跡カ隨所ニ泌ミ出テ居ルコトヲ痛感セシメラレタノテアリマス殊ニ敎誨堂ノ莊嚴味、舍房工場ノ通風採光ノ良サ、病舍ノ設備ノ完全サ、各建造物間ノ連絡ノ妙等全國刑務所ニ比類ナキハ勿論歐米ノ一流刑務所ニモソノ例ヲ見ナイ眞ニ世界ニ誇ルニ足ルモノカ多々アルノテアリマス

今ヤ我カ國ハ時代ノ進展ニ隨伴シテ行刑ノ上ニ於キマシテモ行刑累進處遇ト謂フ進歩的ナ新制度ヲ採用シ曩來ノ監獄ノ惡風ヲ一新スルト共ニ犯罪者ノ最後ノ一人ニ至ル迄善良ナル人間トシテソノ處ヲ得セシムルヤウ積極的ナ方策ヲ講シツヽアルノテアリマス而カモ新シキ内容ヲ盛ルヘクソノ器ノ餘リニモ古キコトヲ襲シツヽアルノ際襄ニハ東京ノ小菅、豊多摩、府中ノ三刑務所ノ偉容成リ今又當横濱刑務所カ斯クモ立派ニ新時代ノ行刑ヲ遂行スルニ就キ適切ナ各般ノ設備ヲ充實シテ完成サレマシタコトハ國家ノ爲メ誠ニ慶賀ニ耐エナイ次第テアリマス蓋シ行刑ノ事業ハ他ノ事業ト異リソノ建築設備ノ如何ト謂フコトカ誠ニ重大ナル要素ヲナスモノテアリマシテ歐米各國ニ於ケル今日ノ監獄改良運動モ刑務所ノ建築設備ノ問題ニソノ重點ヲ置イテ論議セラレツヽアル位テアリマス

然シナカラ如何ナル設備ヤ制度ト雖モソノ運用宜シキヲ得ナケレハ之カ機能ヲ十分ニ發揮スルコトカ出來ナイコトハ先程司法大臣閣下ヨリオ述ヘニナツタ通リテアリマスカラ希クハ所長始メ職員各位ニオカレマシテハ新築落成ヲ機會ニ心氣ヲ一新セラレ行刑本來ノ使命ニ御精進下サレコノ完備シタル立派ナル設備ノ中ニ眞ニ世界ニ誇ルニ足ルヘキ充實セル行刑ノ實現邁行ヲ期セラレンコトヲ望ミマス一言所感ヲ述ヘテ祝辭トスル次第テアリマス

昭和十一年六月十四日

刑務協會會長　岩松玄十

祝辭

本日此ノ盛儀ニ御招キヲ蒙リ席末ヲ汚スニ當ツテ一言祝辭ヲ申述ヘルコトハ私ノ光榮トスルトコロテアリマス

凡ソ人ト人トノ交渉ニ就テハ色々ノ關係カアリマス政治的關係經濟的關係又ハ親戚關係ナト種々アリマスカ刑務所ハ行刑ヲ目的トスル改過遷善ノ場所テアリマスカラ教化セラルル者ト教化スルモノトノ關係テ一ツノ教育關係ト見ルコトカ出來マスコトノ意味ニ於テ教化ノ立場ヨリ申シマストノ環境人ヲ造ルト申シテ近代科學ノ粋ヲ集メテ立派ニ建築サレタ當刑務所ハ教化教育ノ上ヨリ大ニ喜ハネハナラヌコトテ國家ノ爲メ御祝申サネハナラヌ次第テアリマス

當所建築ニ就キマシテハ十有餘年ニ亙ツテ司法御當局ハ申スニ及ハス刑務所職員各位ノ言葉ニ盡セヌ御努力ハ今日ノ美觀ヲ飾ルモノト信シマス

深ク感謝ノ意ヲ表シ御祝辭ト致シマス

昭和十一年六月十四日

東西兩本願寺代表　沼波政憲

式終了後、來賓、參列者一同は東所長及び同所職員の案内にて、構内の各施設並に刑務所製作品々評會場を巡覽し、正午濕ぎ教誨堂において饗を共にした。東所長の挨拶に次ぎ、林法相の發聲にて一同乾杯し、和氣藹々裡に午後一時過ぎ散會した。

なほ當日の主なる來賓參列者は左の各位である。（順不同）

司法大臣林頼三郎、前司法大臣小原直、大審院檢事總長光行次郎、東京控訴院長皆川治廣、東京控訴院檢事長金山季逸、横濱高等工業學校名譽教授鈴木達治、司法參與官秋月種英、横濱地方裁判所檢事正松井和義、大邱覆審法院長原正鼎、司法省行刑局長岩松玄十、東京刑事地方裁判所檢事正猪俣治六、大審院檢事次長木村尚達、朝鮮高等法院檢事長笠井健太郎、平壤覆審法院檢事長水野重功、横濱地方裁判所長赤羽熙、會計檢査院第三部第一課長市川要四郎、横須賀海軍工廠長少將古市龍雄、東京控訴院檢事松坂廣政、陸軍被服本廠長主計監矢部潤二、神奈川縣知事半井清、横濱市長青木周三、横須賀海軍軍需部長主計少將大東健夫、全州地方法院長五味逸平、横濱高等工業學校教授遠藤政直、元刑務協會支部長大月義平二、横濱市電氣局長大橋長行横須賀市長鈴木齋次郎、東京少年審判所長鈴木賀一郎、横濱十全醫院長及能謙一、衆議院議員戸井嘉作、淺草本願寺輪番藤晉得沼波政憲、横濱辯護士會長吉住英三、樂地本願寺輪番藤晉得忍、司法省衛生官芥川信、東京控訴院檢事正木亮、司法書記官岡五朗、同清原邦一、同中尾文策、府中刑務所長椎名通藏、市谷刑務所長谷内庄太郎、名古屋刑務所長河邊湛然、宮城刑務所長小橋川昭慶、小菅刑務所長柳原鎭平、千葉刑務所長安東福男、宇都宮刑務所長長谷川鐘太郎、前橋刑務所長末光柴平、甲府刑務所長島田鍬太郎、宮崎刑務所長關毅、八王子少年刑務所長香椎豐次郎、旭川刑務支所長双木文四郎、富山刑務支所長鯵川兵次。

尚ほ當日午後二時より教誨堂に於て、別項の如く全國刑務所製作品々評會賞狀授與式を擧行した。

第七回 全國刑務所製作品品評會及即賣會

第七回全國刑務所製作品々評會及即賣會は、六月十四日横濱刑務所落成式當日より三日間にわたり、同所に於て開催されたが、十四日落成式終了後午後二時より同所教誨堂に於て、入賞者に對する賞狀賞品授與式を擧行した。岩松刑務協會々長を始めとして、

芥川衞生官、正木控訴院檢事、岡司法書記官、清原司法書記官、中尾司法書記官、椎名府中刑務所長、谷内市谷刑務所長、河邊名古屋刑務所長、小橋川宮城刑務所長、安東千葉刑務所長、長谷川宇都宮刑務所長、末光前橋刑務所長、島田甲府刑務所長、金澤八王子少年刑務所長、泉川越少年刑務所長、香椎小田原少年刑務所長

外約百五十名參列の上、先づ岩松刑務協會々長より、賞狀及び賞品を授與し、更に左の挨拶があつた。

本日第七回全國刑務所製作品々評會を開催いたすにつきましては、內地並に植民地各刑務所の御熱誠なる御援助と、審査員各位の一方ならぬ御盡力とにより、豫定通り目出度く開催の運びとなりましたことは、主催者側として深く感激してやまぬ次第であります。

實は昨年府中刑務所の落成式に當りまして、同所に於て第六回の製作品々評會を開いてそれから間もなくのことであり、且つ今回の計畫を各刑務所へ御通知してから、製作品の御送付を願ふまでの期間が非常に短く、しかもその期間と申すのが、恰も年度末から年度初といふ刑務所としては最も御多忙な時期に相當してをりましたので、旁々、出品點數に於果していかゞなものであらうかと實は餘り多くを期待してゐなかつたのでありましたがその心配は全くの杞憂にすぎずして、內地の各刑務所からは二百九十五點、朝鮮及臺灣の各刑所から五十一點といふ豫想以上多數の出品をいたゞきました上に、更に職員各位の御出品も、六十六點の多きに達することを得たのであります。尤もこれを從來の出品點數に比較しますれば、いさゝか寂寥の感がないでもありませんが、しかし、期日が短く且つ御多忙の際の製作としては誠に豫想外の好成績と申すべきでありまして、その點職員各位並に各受刑者の御熱心、御努力に對して厚く御禮申し上ぐる次第であります。

而も審査の結果選に入りましたのは、內地刑務所の出品が七十九點、植民地の分が十點、それに職員各位の製作品が十七點といふこれ又意想外の好成績を示してゐるのであります。卽ち今回の品評會は、短期日の割には出品點數の多いばかりでなく、出來榮においても亦大に良好であるといふ結果になつてゐるのであります。わけても優良の入選率が前回に比して將に高率を示してゐることは誠に喜ばしいことであり、且つ軍需品の製作にいたしましても從來に比して入選率が大に高かつたことは、刑務作業として滿足この上ないことであらうと存じます。

先程品評會を一巡いたしました際私にはよく分りませんが、來賓各位の御評判等を承るに、やはり至極好評なやうに拜聞いたしました。思ふに滿洲事件上海事件以來、軍部におかれても、刑務所作業を御利用下さることが大に增加してまゐり、又刑務所側としても、その作業施行に當り軍需品の製作に特に重點を置くやうになつたのでありますが同時に受刑者としても、國民の一員として、軍需品の製作に對し深き責任觀念興味を感じてゐることは爭れないのでありまして、それ等の關係から、時日を經るにつれて、軍需品の製作にも拘からず進步の跡を示し、以て今回の如き好成績を、獲得するに至つたのであらうと存じます。尙ほ私の見るところを以てすれば、最近刑務所においては、規律が非常に正しくなり、受刑者の緊張振りも以前とは餘程變つてまゐつたのでありますが、それは刑務所において軍需品を手廣く製作するに至つてから以後のことでありまして、この見地からしますれば、軍需品の製作といふことは、ひとり刑務所の作業として重要な役割を果してゐるのみでなく、刑務所本來の使命である受刑者の敎化訓練といふ點から申しても、實に深甚なる意義を有することゝ存じます。これは恐らく、將來における刑務作業の向ふべき方向に對して或る暗示を與ふるものでないかと私は考へてゐるのでありまして、或意味においては、それはこの品評會開催の一つの大きな收穫であると申すべきであらうと存じます。

何れにしても今回の品評會が、全國並に植民地各刑務所の御賛同を得て、いろ〳〵な意味においてかくも豫想以上の好成績を收めましたことは、刑務作業にとつて誠に慶賀に堪へない次第でありまして、その點審査員各位、職員各位並に各受刑者に對し、改めて謝意を表する次第であります。何卒將來に於ても、關係各位におかせられては、更に一層の御苦心、御努力を以て、各種の製作に對して益々技術上の練磨を積まれ、殊に軍需品の製作に對しては、今日の情勢を更に强化せられて彌が上にも軍部側の御滿足を得るやう、更に一段の飛躍を御期待できると共に、それ等を通じて受刑者の敎化訓練の上に、最大の效果を實現さるゝやう特に御願ひいたす次第であります。刑務所の作業は、作業としてのその本來の使命を有することは勿論でありますが、同時に刑務者の敎化といふ使命をも荷つてゐるのであります。かやうなことは今更申すまでもないことでありますが、職員各位におかれても、特にそれ等の點を御考慮下すつて、將來は更に今回にも優る好成績を擧げらるゝやう御精勵御努力が願ひたいのであります。右品評會の開催に當りまして御禮旁々一言希望を述べて御挨拶に代ふる次第であります。

次で、茂木、明石、伊東、遠藤、小檜の各審査員より、審査の結果につき夫々左の如き講評があつた。（小檜審査員の講評は次號に掲載）。

なほ入賞品は内地刑務所七九點、植民地刑務所一〇點、職員一七點であるが、等級は

内地刑務所出品

優良　九點
佳良　十四點
良　二六點
可　三〇點

植民地刑務所出品

優良　一點
佳良　一點
良　三點
可　五點

（以上賞狀授與）

職員出品

一等　鏡臺　小菅　林英太郎
同　二色コロタイプ　横濱　豐田作次郎
同　短靴　廣島　西村榮次郎
二等　玩具　横濱　神原虎雄
同　短靴　同　秋山保
同　劍道用防具　同　島村年保
同　飾棚　同　高橋俊夫
同　欄間　富山　西村良雄
同　硯屏　沖繩　國吉眞義
三等　花瓶　小菅　岸野春一
同　机　野上義夫
同　寫眞版　大河内恭三郎
同　婦人短靴　府中　田村秀穗
同　ポスター圖案　横濱　奥川正生
同　石鹼生地　同　田中龍山
同　和紙　静岡　永田助二
同　背廣服　新潟　吉岡吉松

海軍軍需品の審査について

横須賀海軍航空廠會計部長　茂木知二

私は、今回初めて、刑務所製作品々評會の審査に參加さしていたゞいたのでありますが、左に聊か所感を述べて、審査員としての義務を果したいと思ふのであります。私が審査いたしましたのは、木製品の一七〇點を筆頭として、靴、鞠等の革製品が約六〇點、縫工品が約四〇點、印刷類が約四〇點、金屬製品が約三〇點、防具數が約三〇點、合計四百餘點といふ數に上つてをりまして、その中入賞いたしましたのは約九十點であります。先づ木製品について申しますと、その出來榮えはなか〳〵よく、殆んど市販品と變りがないばかりか、中にはより以上のものも少くないのであります。しかし多數の中には、材料が過ぎて、却つて強度を減じ、全體としてバランスの取れてないやうなものや、又高價な材料を使つた割には、加工がいはゆる垢抜けせずして、比較的見榮えのしなかつたものもあつたやうに思ひます。

靴、鞄類は大體において氣持よく、丈夫さうに出來てゐましたが、唯場所柄のせゐでせう、機械が不十分で、主として半縫ひによつたゝめに、いはゆるスマートといつた感じの出てゐないものもあつたやうに思ひます。次にメリヤス類で、これは主として軍用手袋、軍用靴下の類でありますが、これは一般市販品と比較するのは少し無理かもしれません。メリヤス製品はわが國においても製造技術が非常に進歩して來て、百二十番手といふやうな極細糸も出來、英國の製品にも劣らぬやうな立派なものが出來ますが、軍用手袋、軍用靴下の類は十番手、十六番手といふ太物の部類に屬するものでありますから、市販品に見るやうな優良品は見られないわけです。元來軍需品は護國の大任を有する軍隊に出來る限り滿足を與へてやらなければならぬものでありますから、伸縮、目方等は勿論のこと、外觀、手障り等、編み方にも大に注意していたゞきたいのであります。しかしこれは私共が平素考へてゐる希望でありまして、今回拜見した品物には、誠に見るべきものが多かつたのであります。

防具類も大體において、外觀、工作共に良好と拜見いたしました。しかし海軍には海軍の規格があるのですから、この種の製品を製作さるゝ際には、特にそのことを念頭においていたゞきたいのであります。それから金屬品、印刷類でありますが、これ亦何れも良好の出來榮えと拜見いたしました。

以上の外に、技術員の方々の出品が約四〇點程ありましたが、その中入賞品は一七點ありました。御世辭のないところ、圖案、出來榮え、何れも見事なものが多く、まことに敬服に堪へない所であります。何卒この種の御出品は、益々御奬勵になつて、技術員各位が御自身率先して、刑務所作品に對し模範を示さるゝやう切望して已まない次第であります。

以上簡單ながら、私の拜見いたした感じを率直に申し述べたわけでありますが、各製品何れも立派な出來榮えでありまして、大デパートの陳列品を見るやうな感じを持つたのであります。殊に各製品に對する考案なり、意匠なり、製作なりにおいて、いかにも魂を打ち込んでかゝられたとの跡のあり〳〵と見えますことは、私共としてこの上なき滿足を覺えることであります。恐らくこれは、刑務所の製品といふものがその性質上、製作の課程においていはゆる慾得に囚はるゝことなく、言はゞ無我の境において製作に從事さるゝからのことで、製作者としても恐らく會心の笑みを浮べて、自己の立派な製品に陶酔されたことゝ想像いたさるゝことであります。

凡そ、刑務所の作業といふものは、收容者が將來世の中へ出て經濟的に獨立し得るための準備でもあり、又刻苦勉勵の氣持を養はしむる意味もあり、且つ審美的情操を培養せしむる手段でもあるのであり、その意味において極めて意義の深いものでありますが、私は自己の力作を通じて自己の本來の面目を認識し、それによつて更生の生涯に入らしむるといふ點に於て、最も大なる意義が存するのではないかと痛感いたしたのであります。私は今回刑務所の作品を拜見して特にその感を深うしたのであります。それとい

ふのも專ら職員の御熱心なる御指導と御努力によるこゝ存じ、各位に對し深甚なる敬意を表する次第であります。以上雜駁ながら所感の一端を述べて、審査員の一人として末席を汚したる責任を果したいと存じます。

陸軍軍需品の審査について

陸軍被服本廠
審査部長　明石猛繁

私は昨年府中刑務所落成式の際に、品評會の審査員として參加いたしました關係上、今回も審査を御引受けした次第でありますが、折角各位が熱誠を籠めて製作されたものであるからと存じ、出來得る限り嚴正に、公正にと心掛けて審査に從事いたしましたか、當初の期待に反かず、何れも立派な出來榮えと拜見いたしました。この點各位に對し、先づ御同慶の喜びを申し上ぐる次第であります。審査品目はメリヤス類、防具類、洋服類、及び靴類といつた相當廣範圍に亘つたものであり、それ等に對して一に嚴正な批判を下すためには、市販品との比較對照を必要とするのでありますが、私自身、市販品に對しては深い智識を缺いてゐますので、それでは徹底した審査は困難に思ひまして、特に市販品に對して深い智識を有つてゐらるゝ方々の御協力を得て俱に共に研究いたしました次第で、私は單にそれ等の方々の代表者として、こゝに審査の結果を御報いたすにすぎないのであります。從つてこれは、私共としては出來得る限りの力を盡して審査いた結果であるといふことを豫め御承知願ひたいと思ふのであります。

第一はメリヤス類でありますが、これはイ、編成技術の巧拙、ロ、使用原糸の良否並に伸縮の適否、ハ、仕上ゲの可否、ニ、市販品及び軍用品としての價値如何といふことを着眼點として審査いたしました。總點數は二七點（内譯、市販靴下五點、軍用靴下九點、手袋一三點）で、審査の結果は、軍用靴下は千葉、優良、廣島、良、市販靴下は秋田、佳良、手袋が横濱、可といふことになつてゐます。元來メリヤス製品は、近時製造技術が非常に發達してまゐりまして、我國の如きも、その技術、生産高において實に世界屈指の地位を占めてゐるのであります。從つて各刑務所におかれても、競つてこれが技術の練磨に努力せられ、今回の如き好成績を擧げられたることは大に喜ぶべきことゝ存じます。殊に軍用靴下の如きは、殆んどその優劣を分ち得ないまでに、進歩の跡を示してゐるのであります。これ專ら職員各位並に受刑者の、軍需品に對する熱意の現れに外ならぬことゝ存じ、深く、謝意を表すると共に、將來益々御努力あらんことを希望して已まぬ次第であります。但し手袋は、市販品が多かつたため軍用品としての規格から相當遠ざかつてゐたやうに見受けました。糸の使用法、針目數の不同及びより方等において、隨分缺點がありました、凡そ軍用手袋、軍用靴下とあるからには、すべて陸軍の規格に從つたものでなければならぬ筈であるのに、市販品には

とかくその點を無視してゐるものが多いのは甚だ遺憾に存じてゐます。さういふ種類の品物が、軍用手袋、軍用靴下として販賣されてゐることは世を誤るものであると考へてゐます。幸にして刑務所の作品には、この種の製品は見受けないのですが、一般市販品にはそれが非常に多いのであります。

第二には劍術用具でありますが、審査には、イ、外觀（使用材料の良否、製作技術）、ロ、觸感、ハ、寸法、ニ、着裝の良否といふことを着眼點として研究いたしました。それによりますと、總點數一九點の中、銃劍用防具の入賞が二點で、卽ち德島、優良、府中、佳良といふことになつてゐます。次に劍術用防具の入賞が四點、横濱、佳良、府中、良、大阪、札幌各可であります。それに、京城の木刀が佳良で入賞してゐます。その他劍術用防具で、横濱に個人入賞者が一人あります。古來我國は尚武の國と稱せられ、劍術用防具等の製作技術はなか〳〵進歩したものでありましたが、軍隊用としては又夫々の規格がありまして、形ばかり良くとも、使用して被害を生じやすいやうな防具は、軍需品としては甚だ不適當であります。しかし、今回拜見したところでは、刑務所の製作も昭和六年に德島刑務所で劍術防具を製作いたしまして以來、こゝ數年來の經過を顧みますなら實に格段の進歩を示してをります。概していふと、市販品の最上のものに次ぐ、と斷言してもよからうと存じます。但し甲手（コテ）だけは市販品にかなはぬやうに思ひました。尙ほ難をいへば、使用材料の不良なものや、胴の開きの狹いもの、肩控革の形が悪くて胸に適合しないやうなものもないではありませんでした。その他細部の箇所において、陸軍制定の仕樣書に適合しない部分もあるかに思ひましたから、今後はそれ等の點に十分御考慮願ひたいと存じます。

次には縫製品でありますが、これが審査の着眼點としては、イ、縫製技術、ロ、外觀、ハ、各用途に對する要件の具備といつた點が擧げられますが、總點數二五點の中には、背廣服あり、モーニングあり、軍服あり、作業服あり、小供服あり、タキシードあり、合オーバーあり、防水外套ありといつた工合に、内容が非常に雜多でありますから、着眼は相當困難でした。審査の結果は、一般出品では、府中の背廣服が優良、横濱のモーニングが佳良、新潟の背廣服が佳良、豐多摩の作業服が良、小菅のタキシードが良、浦和の防水外套が可、大阪の軍服が可といふことになつてをり、個人出品では、新潟の三つ揃背廣服が三等に入賞いたしました。

縫製品の出來榮えは、昨年と比べて、特に優秀と認むべきものも見當りませんでしたかしかし、作業服や軍服の縫製は、各その用途に對する要件が具備されてゐて、その點結構だと思ひました。唯背廣とかモーニングとか、タキシードとかは、レデイメイドでなく、特定の個人の體格に合せて製作するわけですから、かういふ體格の人が着るのだといふこと

を示すために、その製品に、附けてその實測寸法や體形等を記載しておくと一層審査の確實を期することが出來ると思ひます。さもないと、審査に相當困難を感じます。

次には革製品ですが、審査の着眼點は、イ、外觀の美しいこと、ロ、技術の優秀なること、ハ、材料の良否と利用法の可否、ニ、流行と實用の價値の四點です。總點數は、一般出品、靴類鞄類三十三點、個人出品（靴類）五點、合計三八點でありますが、入賞は、一般出品の中、短靴は、廣島が優良、橫濱、秋田が各佳良、府中、宮城が各良、名古屋、小菅が各可、それにスキー靴が札幌可といふことになつてをり、更に鞄類は、府中の抱鞄が良、同じく府中の旅行用鞄が可、姫路少年のビルケースが可といふ結果になつてゐます。次に個人出品では、廣島の短靴が一等、橫濱の短靴が二等、府中の婦人靴が三等で入賞してゐます。大體革製品は、昨年から見ますと出品數が意外に少いやうに思ひましたが、出來榮えは非常に、良好で、技術の進歩は格段であると拜見いたしました。殊に靴については、國粹的によく研究されて、足の土ふまずの部分をよく絞つて、爪先を反らしたものを多く拜見いたしましたが、それは草鞋の特色を靴に應用したもので、大に結構だと存じます。國粹的ではありますが、これは最近米國において非常に流行してゐることで、刑務作業が世の流行や實用的價値といふことをよく研究されて、益々良好の成績を收められつゝあることは御同慶に堪へない次第であります。しかし中には、木型及び紙型の取合せや、又中底面の木釘の除去が不十分であるため、折角の技術を有しながら入賞しなかつたものゝありましたことは甚だ遺憾に存じました。どうか將來は、刑務所作業の名譽のため、さうした細かい點にまで細心の注意を拂はれて、彌が上にも完全なものを御製作になるやうに特に希望いたす次第であります。

最後に私が刑務作業につき日頃感じてゐることを二點御注意申し上げたいと存じます。刑務所の製作品は堅實主義に則るといふことになつてゐますが、軍需品に關する限り、それは飽くまでも軍隊の規格に則つた軍隊式の堅實主義でなければならぬのであります。前にも申すやうに、世間で軍用手袋、軍用靴下又は軍隊式毛布と稱してゐるものには、その點缺けてゐるものが多く、これは實に世を誤るものでありますが、それは又別に考へるといたして、刑務所で製作する軍需品は、何處までも軍隊式に堅實であつてほしいのであります。それと同時に、例へば防具類でいへば、德島は德島の、橫濱は橫濱の、又府中は府中のといふやうに、夫々の個性を發揮した製品を御作りなるやうに是非御考慮願ひたいと思ひます。かうした要求は或は多少無理かもしれませんが、刑務所で夫々個性を發揮した製品を作るためには先づ、幹部の技術員に優秀な人を得なければならぬと思ひます、承れば、刑務所では、人手の不足のために技術の指導と經營とを同一人でやらねばならぬ場合も多いさうで、その間、いろ〳〵な困難も伴ふことゝ存じますが、しかし、一方市販品の防具類が何故良いかと申しまするに、それは、指導者も製作者も共に子飼ひの時からその道に精進して來てゐるので、從つて特徴のある製品も出來るといふわけでありますのに、刑務所の方は人の入れ代りが多いので、子飼ひの時から特色のある職工を仕立てるといふことが一寸六ヶしい、それだけに、優秀な技術者が中心となつて、指導の任に當ることが最も必要であると信じます。尚は刑務作業が漸次全國的に統一されて、統制ある作業として進んでまゐつてゐる、これは滿洲事變以來正木書記官の時代に實現されたやうでその點はまことに結構なことではありますが、しかし刑務作業は、各刑務所で製品の競爭をする中には、大體標準化されたものでなければならぬと思ひます。市販であると、競爭で價格を安くする代りに、品物にインチキをする、どうも品物に對して信賴が置けないといふ憂があるのですが、刑務所の製品には決してさやうなインチキはなく、市中に出しても何處に出しても、非の打ち所のない立派なものであつてほしいのであります。今回拜見した刑務所の製品が、現にその點においてが、彌が上にもこの希望から、右心づいたまゝを申し述べた次第であります。

印刷物の審査について

東京高等工藝學校教授　伊東亮一

私は刑務所製作品中印刷物の審査に御手傳をさしていたゞいたのでありますが、次に、私の感じたところを、簡單に申し上げることにいたします。

印刷出品物は、書籍、雜誌等の活版印刷物一九點、平版色刷ポスター三枚、寫眞亞鉛凸版一點、合計二十三點であります。出品數からいへば、或は本が一册、寫眞が一枚といふやうに數は少いのですが、元來印刷物といふものは多數の複製を目的とするもので、同じものが何百、何千と同時に出來るのでありますから、その點を念頭において審査を行ひましたゞ。さて拜見いたしたところ、全體的に見て、印刷物の成績は非常に良好であります。殊に小菅刑務所の歐文圖書目錄の如きは、九五八頁といふ大部のものであるに拘らず、印刷も裝幀も非常に良く出來てゐました。又ひとしく同刑務所出品の亞鉛凸版も、細かい書線が鮮明に出てゐて、腐蝕の技術が頗る秀でゝゐることを明に物語つてゐました。次に平版の多色刷りとしては、當橫濱刑務所のポスターが優良で、京都のポスターがそれに次いで良かつたと思ひます。しかし京都のは、インキの乾燥が稍不十分で、上に紙をあてゝ擦るとインキが着いて來るし、手で觸ると字が消えてしまひます。デバートあたりで、こんな印刷物で品物など包むと、着物や手が赤く染つたり青く染つたりします。これはインキに加へる乾燥劑等の點に少し考慮を要すると思ひます。その點に考慮されてあつたら、恐らく優良の製品が出來たであらうと思ひました。又活版の印刷物は全般的に見て、印刷の壓力が强過ぎて、中には紙の裏面にまで飛び出してゐるのがありました。それにインキが柔かすぎ、且つ澤山インキを盛つたゝめに、文字が太りすぎて、

見た目に汚く感じたものもありました。書物といふものは、最初の頁から最後の頁まで、文字も濃淡がなく一様に印刷されてゐるのが望ましいのですがその點で遺憾を感じたものもありました。今から五百年前にドイツのグーデンベルクといふ人が初めて活版を發明したとき、葡萄の實を搾る壓搾機（プレス）を使つて印刷したので、それで今日でも、印刷機械のことをプレスと呼んでゐるのでありますが、實際はプレスでは良い印刷物は出來ないのです。プレスすると、インキが版の兩側に押し出されて、周圍に黑い線が二本出來、眞ン中が灰色になつた印刷物が出來上るのであり、これは顯微鏡で見るとすぐ判ることです。さういふのが出品物の中にもありましたが、それではいけないのです。プレスすると例へば一寸の巾のものは一寸にも刷れずに、一寸二分にも三分にもなります。印刷物はプレスでなく、いはゆるコンタクトで行かなければならないのです。理想的の印刷は出來るだけ硬いインキを使つて、出來るだけ少い壓力で輕く押すべきであります。さうすると良いものが出來ます。私共は毎日さうしたことに若心してゐるわけでありますが、實際はなか〳〵六ケしいことです。壓力をかけすぎると、機械はいたむし、活字も磨滅が早いし、そして出來た印刷物は、字が裏面へ飛び出してくるといふ好もしからぬ結果になるのです。刑務所でもどうか、それ等の點についての御研究、御指導が肝要かと存じます。又出品中には「新古混同の活字にて印刷せる技工」といふやうな說明のついた印刷物がありまして、恐らくその技工を見てくれとの御趣意とは存じますが、これは少し、否大に考へていただきたいことだと存じます。わが國今日の活版印刷術は非常に進歩してをりまして、もうさういつた時代はすでに通りすぎ、活字一回使用時代、卽ち一度使つた活字は二度と使用しないといふ時代に入りつゝあるのであります。新古の活字を同時に使用して、技工を見せるなどいふことは今日では殆んど無意味です。それは恰も七八十歳の老人と、二三十歳の青年とを一緒にして、同じ重量の荷物を負はせて同じ道程を歩かせるやうなもので、土臺が無茶な話です。

それと關聯して考へなければならぬことは活字の壽命、鑄造といふことであります。活字にも壽命があります。一定の期間使用すると摩滅してしまひます。それでは活字の壽命は何の位かといひますと、それは一概にはいへません。一萬枚で壽命の盡きるときもあれば、上手に使へば二萬枚も刷れる場合もありますが、大體一萬五六千枚といふところでせう。活字にも鑄造された際に、健康なものと、ス入りといつて病身なものが出來ます。元來活字には面（フエース）、體（ボディ）、脚（フート）とこの三つがあります。面はいはゆる字面（ジラ）であり、又體が惡いと壓力が加へられたとき背がちゞんでしまひ、脚がしつかりしてゐないと、曲つてしまひます。紙型を取るときなどもさうで、それをデイフオームされるといつてゐます。デイフオームされた活字と新しい活字とを一緒にして刷ると、凸凹が出來てうまく刷れない、そこでそれを無理に押しつけたり又叩きつけたりいたしますから、印刷した文字にムラが出來ます。見た目が甚だ汚くなるのです。外國の印刷物が非常にキレイだといふのは、一度使用した活字は二度と使用しないからです。歐文は文字の數が少いからそれも出來るのですが、漢字は數が多いので、餘程漢字の制限をしない限り、全部新活字のみを使用して印刷するといふことは到低望み難いことです。しかしわが國でも十數年來漢字の制限が行はれてゐますので、現在常用されてゐる漢字數は二千五六百から三千位の程度のところまでは來てゐます。ですから全部新しい活字を使用するといふことも期待し得ることです。現に「朝日」「日々」の如き大新聞では、それを實行してゐて、毎日の新聞は全部新活字で刷つてゐるのです。舊い活字はドシ〳〵溶かして鑄造し直してゐます。一日に五六十萬本の活字をつぶしてゐるでせう。大きな印刷會社も同樣、新活字を使つてゐます。何れにしても新舊混合の活字で、技工を見せやうなどいふ御試みは、この次からやめていたゞきたいと思ひます。

常用漢字について、今日では活字の鑄造術が非常に進歩して、活字自働鑄造機が一般に使用される次第です。活字自働鑄造機で、いよ〳〵「活字一回使用時代」が促進されつゝある次第です。活字自働鑄造機がわが國に使用され出したのは今から十五六年前のことで、米國のトムソン型自働鑄造機を內閣印刷局や築地活版製造所で設備いたしたのであります。築地活版所ではこれを八臺も買ひ入れて一日百二十萬本の活字鑄造を標準としてやり出したものですから、手廻し鑄造機の方はすつかり壓倒されてしまつて、ために勞働爭議をさへ引起した程でした。ところがその後大震災で各印刷の手廻し鑄造機が概略燒失してしまつたので、それを一轉機として自働鑄造機が盛んに使用されるやうになり、今日では國產の相當優秀な自働鑄造機さへも出來上つて、正に「活字一回使用時代」を眼前に迎へてゐるわけであります。この調子で進めば、日本の印刷物が西洋に劣らず非常にキレイになるのは左程遠い將來でもないでせうと思ひます。活字鑄造については日本は七十餘年の歷史を有し、ともかく今日の程度まで發達して來たのでありますが、その間私共の先輩が一方ならぬ苦心努力をしてゐられることを想ひ浮べますと、私共としては一册の書物を綴くにしても、それ等の先輩に對して感謝の念を捧げずにはゐられないのであります。要するに良い印刷といふものは全部新しい活字で刷らなければならぬものであるといふことをよく御記憶願ひたいのであります。

自働鑄造機は一臺三千四五百圓で設備することが出來ますから、澤山の印刷をされる大刑務所等では御備付けになると大層便利かと存じます。私は自分の所にも設備していろ〳〵研究をしてりますが、手廻し機と比較すると能率が非常にちがひます。例へば九ポイントの活字をつくる自働鑄造機ならば一分間に百本、最高百五十本まではつくれます。百本としても一時間に六千本、十時間に六萬本出來ることになるわけですが、實際はさうは行かず、二萬五千本位です、それが手廻し機ですと、ヲッポのついてゐるゐる

のを仕上げたり何かしなければならぬので、非常に手間がかゝります、値段は二百五十圓位のものですが、工賃を比較して見ますと、自働機ならば九ポイント一本が二毛三絲にしかつかぬのに手廻し機だと五毛八絲もかゝり、三毛五絲の差が出て來ます。ですから結局の計算において、自働機を使へば、一日二萬五千本をつくるとして、一日に八圓九十錢の經濟になるのであります。元來活字には號活字とポイントの活字とがありますが、前者は舊式、卽ちオールドフエースであり、後者が新式卽ちモダンフエースなのです。出品物の中には、舊式の活字を使つて新式の活字のやうに見える、その技工を見てくれといふやうなものもありましたが、これもヘンなものです。要するに自働鑄造機を使用すれば活字はドシ〳〵出來るのでありますから、印刷は全部新しい活字でやるといふ活字一回限使用時代が來るわけです。どうか次回の品評會にはさういつた印刷物の出品されることを希望いたす次第であります。

次には印刷物の寸法のことであります

が、出品物中には、新しい「日本標準規格」に依つたものは一つも見受けませんでした。その點聊か遺憾に存じました。從來使用されてゐる寸法には御承知のやうに、半紙の系統から來た菊版と、美濃紙の系統から來た四六版と二種類ありますす。しかしこれはもう舊式です。新式のは。菊版をA、四六版をBとしてABの二種となし、日本標準規格第九十二號で、「紙の仕上げ寸法」として、昭和五年二月の官報で發表されてゐます。これは商工省産業合理局に於て調査決定されたものでありますが、本元はドイツの菊版はAの5番、一四八×二一〇粍です。菊判や四六判は、全紙の寸法を定めておいて、これを幾つかに截つて行くのですから、仕上工合によつて最後の寸法に二分方も三分方も狂ひが來ますが新規約の方は、最後の仕上げ寸法が規定されてゐるのでありますから、狂ひがありません。從來の分は折る毎に長方の形が變りますが、新規格のは、縱、橫の比が常に五對七といふことになつてゐますから、何回折つて行つても長方形の形が變りません。從つて出來た書物でも雜誌でも寸法が非常に正確になります。事務所の机でも本箱でもそれによつてその寸法を割り出すことが出來ます。手帳なども、Aの7番なら七番と決つてゐれば、ポケットに入れるにも都合がよいわけです。菊判や四六判はメートル法で換算すると細かい「ハシタ」が出ます、で將來のことを思ふと、わが國でもいつまで「寸」を使つてゐるわけには行くまいと思ひます。すでに小學校ではメートル法でやつてゐますから、今日の小學生に寸とか尺とかいつても、はつきり見當がつかないのであります。丁度老人がメートルで計つたのでは見當がつきかねるの

と同しでです。A、Bの新規格はドイツのウヰルホルム・オストワルドといふ學者の研究によつて出來たもので、ドイツの工業品規格統一「D—N」に做つたものであります。學校の卒業證書などもBの何番といふやうにチヤンと決めておくと、事務上にも大層便利が多からうと思ひます。

新規格は、紙の無駄になるのを省くために前述の如く商工省の産業合理局で始めたものであります。同局の發表に依りますと、日本では年に六十萬砠の紙を消費するさうですが、この新しいA、Bの規格を採用しました結果、紙の節約は非常なものだといひます。卽ち遞信省では、通信事業に使用する諸式の紙が三千點以上もあるさうですが、新規格により寸法と紙質とを統一したので、約二十萬圓の節約だといひ、又日本放送協會では、百五十種の用紙數の印刷物を三十五種にして、一割二分の節約が出來たといひますし、又滿鐵では九十萬圓の中十八萬圓の節約を見るやうになつたと申します。時代はすでにそこまで進んで來てゐるのですが、今回の出品中にA、Bの新規約に依つたものが一つもなかつたことは少々物足らず感じました。民間では隨分使用してゐるのでありますから、刑務所でも、書物や雜誌等の注文のあつた際には、是非この新規格に依るやうに、こちらから御薦めになるやうにしていたゞきたいと存じます。以上勝手なことをいろ〳〵申し上げましたが、要するに、今回拜見した印刷物の成績は極めて良好でありましたが、更に一活字の問題としては活字一回限り使用時代が到來しつゝあるといふこと、(二)印刷は成るべく硬いインキで、出來るだけ壓力を少くすること、(三)寸法は新式のA、B規格を御採用になつてはどうかといふことといふこの三點につき、十分御考慮が願ひたいと思ふのであります。

金工製品の審査について

橫濱高等工業學校教授　遠藤政直

今當橫濱刑務所落成式を兼ねて、第七回全國刑務所製作品々評會を開催せらるるに當り私も金工製品の審査員を委囑せられましたが、私はこの種製品の審査は今回が初めてゞありまして、從つて從來の狀況及び各所の成績等につきまして何も存じてゐませんのでどんな工合に審査したものかと尠からず迷つたのでありますがともかく、一般社會のしるべを標準として、全く獨自の見解から審査に當つたやうな次第であります。

出品された金工品は、總數僅かに十五點にしかすぎませんでしたが何れも相當の出來榮えと拜見いたしました。と申しても、出品は夫々種類が違つてをり、夫に異つた目的の下に製作されたものでありますから、それを、唯製作技術といつた觀點から一列一體に同じ目で比較評價いたすのは聊か當を得ないやうにも考へられました。私は從來博覽會等の審査をいたしましたが、それ等は大體似よつた品物を集めてあるので、比較評價にも便利でありますが、今回のは一々種類がちがつてゐるのでありますから、その間に差別を設けるのには相當困難を感じたのであります。例へて申せば、一本の火箸を作つても金工品たるに相違なく、これ

に反し非常に手數のかゝつた「エンヂン」を作るにしてもやはり金工品であります。だかひとしく金工品であるからとて、同一の標準を以てその優劣を決定するわけにはまゐりません。しかしながら、木工々藝品又その他の品物におきましても、藝術的價値若くは商品價値といふことが考へらるゝやうに、金工品においても、その製品の工業的價値といふものを認めなければなりません。藝術的に見て、製品として實際に役立つ程度はどうか、又製作者がいかに熱心にいかに用意周到にその製作に從事したか、といつた點を十分に考慮してその工業的價値を判斷しなければならぬことゝ思ひます。で私は、それ等の點を參酌いたしまして、夫々の目的に適合するやうな製作技術を比較審査いたした次第でありますが、その結果十五點の出品の中特に優秀と認めたもの五點だけを選出して入賞品といたしました。この審査は、從來の審査と比較して嚴にすぎたか又寬にすぎたか、私は存じません。又實際の技術的立場からのみその適否を審査いたしましたため、選出品が或刑務所には多く或刑務所には少いといつた結果になつたかもしれませんがしかし私が品物を拜見いたす際には、どこの刑務所のものといふやうなことは一切念頭におかず、專らに品物の價値といふことばかりを考へて審査いたしたわけでありますから、その點は宜しく御含みを願ひたいと存じます。器械類のことはその道の人以外の方には、とかく解りにくいものであり、又興味も薄いものでありますから、以下私の氣附きました點につき、極く概略のところを申し上げることゝいたします。

私か拜見した品物について概括的に申し上げますと、失禮乍ら器械類の螺子工作がどうも不十分であるやうに思ひました。どれもこれも「ネジ」が不完全でした。これは必ずしも「ネジ」の仕事をする人の罪といふばかりでなく、道具類、器械類の缺點が大に手傳つてゐることゝ存じます。刑務所にて技術ばかりでなく、設備の不完全がその大きな原因をなしてゐるだらうと存ずるのであります。しかし御承知のやうに、「ネヂ」は苟も器械と名のつくものには必ずつきもので、それ程機構上には重要な地位を占めてゐるものでありますから、技術上にも今日以上の御注意が願はしいと同時に、若し設備に缺けてゐるところがあれば順次に御改良になる方が可からうかと存じます。「ネヂ」が悪いと、折角の器械もその價値を失ふといふ場合が大に多いのであります。それから實用的機械即ち實際に使用するために作つた機械は、飽くまでもその使用目的に適合するやうな仕事をしなければならぬと思ひます。出來るだけ無駄を省いて、必要以上のキレイ事、見榮は無用にしたいものです。反對に必要な點については、何處までも親切に頭を使つて仕事をしたいものであります。拜見いたした機械の中には、止めネヂがガタ〳〵ゆるんでゐて、これでは僅かの運搬にもすぐゆるんでしまつて、不慮の出來事でもあつた場合には到底止めネヂの用をなすまいと思はれるものもありました。又油を注ぐ口はあるが、これを入れ替へ掃除する油の拔口のないやうな不注意な仕事もありました。これでは油を注

ぐ際に大に困難を感ずることゝ思ひます。かやうなことは製作者の責任といふよりもむしろ設計者の責に歸すべきものであらうかと思ひました。何れにしても精神的訓練に關係してゐるのでありますから、特に御一考を願ひたいと存じます。

大體に於て機械類の格好がどうも、垢拔けしてゐない、モダンでないといふ感がいたしました。少くも今回拜見した分ではどうもその點に注意が行き屆いてゐないやうに感じました。機械類にもやはり、垢拔け、モダンといふやうなことがあります。要するに設計の點においては、唯に一般社會の眞似をしてゐるといふだけで、刑務所獨自の工夫に基く新しい設計のものが餘り見當りませんでした。どうか刑務所としては、特にその點に十分考慮を拂はれて、刑務所獨特の新しい設計をつくつてこれを社會に送り出し、遂に社會の工業界をリードぜらるゝやうに御研究が願いたいのであります。

一般社會の型式が必ず良いものとは限つてゐないのであります。しかし、ステインレス鋼製品、即ち錆びない鐵で作つたハガネや、舶用エンヂンや、木工機械といつたやうな、今日工業界の最前線を行く相當新式な機械が、刑務所において多量に生産せられてゐるなどゝは、全く私の夢想だもしなかつたところであります。しかもそれが、收容者の職業訓練となり、又刑務所成績の向上を意味するものとしますれば、益々意義の深いものといはねばならないでせう。

元來機械屋といふものは數理に長けてゐますだけに、いはゆるいつこくものが多いといふのが通り相場なのですが、さうした種類の人々を集めて仕事を授ける場合には、成るべく本人の興味の出るやうな品物を選んで御授けになることが必要かと存じます。と申すのは、仕事といふものは、たゞに技術上の問題ばかりでなく、精神上の問題でもあるからであります。「まだこんな仕事をやらせるのか」といつた氣持があると、技術上はとにかく、氣に張りがなくなります。少々無理な仕事でも、「一つやつて見ろ」といつてやらせると、本人も意氣張るし、仕事に張り合ひも出來、努力心を養ふことにもなると思ひます。又品物の選擇も、刑務所といふ立場からいつて、自ら種類があるのではないかとも思ひます。例へば出品の中には出刃庖刀などがありましたが、刑務所としてこれは何うかと思ひました。刑務所で作るものとしたら、同じ刃物にしてももう少し柔味のあるものを選んだらどうかと感じた次第でした。大體器械類の出品點數は餘り數が多くありませんし、それはその製作に從事する受刑者の數が少いといふことにもなりまして、その點喜ばしいことゝは存じますが、しかし不幸何かの行き違ひで入所した以上、職業訓練として機械製作に從事させることは、不利益なことではないと存じます。今日社會では、機械工、殊に熟練工の如きは大に歡迎されてゐます。軍需工業等では、腕のいゝ機械工の不足を嘆いてゐる時代であります。ですから刑務所にゐる期間を利用して、しつかりした腕を仕込んでおけば、世の中へ出たときに職業上に大に役立つことゝ存じます。どうぞさやうな點も御考慮になつて、機械製作についても十分御指導、と御訓練を御願ひいたしたいと存ずる次第であります。

各地の武道會情況

第一區聯合刑務所第十回武道大會

第一區第十回武道會は札幌市武德會に於て五月三十一日を期して擧行され、先づ選手一同の入場に續いて來賓其他一般觀覽者入場、九時三宅北海少年支部長開會を宣し總員神殿禮拜、引續いて優勝旗返還式を終り、次で劍道教師砂金石之助、藤原又藏兩氏の大日本帝國劍道型及び柔道教師猪飼雍也、猪飼新八兩氏の古式柔道の型ありて後、各審判員より各選手一同は演武上の注意を受け、同九時二十分嚴肅裡に試合を開始せり。來賓に札幌、宮城、網走、青森各支部長、札幌控訴院相墨檢事、札幌市長、警察署長外五十餘名、一般觀覽者に札幌刑務所、大通支所職員、新聞記者その他約二百名、選手は劍道廿七名、柔道廿一名、各々平素鍛錬したる腕だめしはこの時とばかり意氣衝天恰も自所の興廢をこの一戰に賭けたるが如く見うけられたり。劍道部は各所とも必勝を期し全力をつくして戰ひたるも、北海少年高點を持して讓らず、遂に得點二十一點をもつて優勝旗を獲得するに至り、午後四時十分リーグ戰を終了す。柔道部は青森、宮城、網走、札幌は互に讓らず猛烈なる接戰を演じ、第四回戰に至りて札幌、青森同點を示し眞に龍驤虎搏の白熱戰に入り觀者をして思はず汗を握り息を呑ましめたるも、遂に第五回戰に於て札幌三點を征し優勝の座を占め午後三時二十分リーグ戰は終局を告げ一旦返還せられたる優勝旗は再び札幌の手に歸するところとなれり。これより柔道高點試合に移り、一等宮城刑務所牧野尙成、二等同所小林彦九郎、三等札幌刑務所加賀慶作の順位にて午後三時五十分試合終了、劍道高點試合は午後四時二十分再開、一等北海少年刑務所油谷寅之助、二等盛岡少年刑務所並岡武男、三等函館刑務所管原幸太郎各賞に入り五時十分終了、引續き優勝旗、表彰狀、賞品の授與式を行ひ、再び總員神前に禮拜し、次に支部長閉會の挨拶を述べ直に優勝記念撮影を了し、審判員來賓選手一同を札幌市グランド・ホテルに招じ慰勞宴を催し、歡談和氣靄々盛會裡に散會したり。

劍道の部

刑務所名	得點	成績順位
北海少年	二一	一
秋田	一七	二
盛岡少年	一六	三
樺太	一三	四
網走	一二	五
函館	一二	六
秋田	一一	七
札幌	一〇	七
宮城	八	八
青森	五	九

柔道の部

刑務所名	得點	成績順位
札幌	一三	一
青森	一二	二
宮城	一一	三
網走	一一	四
函館	八	五

秋田	六
北海少年	七

盛岡、樺太刑務所不參加

第二區聯合刑務所第十回武道會

五月三十一日第二區第十回武道會を甲府市內舞鶴公園武德殿に於て開催した。當日朝小雨なりしも晝頃には快晴となる。午前八時頃には關東剛勇の選手晴れの場所を目指して續々參集せられ、午前八時卅分鳴り渡る一番太鼓の響と共に各選士準備完了、九時二番太鼓により入場、斯界の權威者中山、佐村兩範士を始めその他の審判員並に石川檢事正、末光前橋刑務所長、刑務協會大森書記その他多數の來賓着席、島田支部長より開會の挨拶あり續いて優勝旗返還式を了つて九時卅分より柔劍道ともに華々しく戰の火蓋はきられた。成績は左の通りである。

柔道　一等（七點）小菅刑務所　二等（七點）府中刑務所
　　三等（三點）宇都宮刑務所

高點試合　一等　武井（小菅）　二等　野澤（府中）　三等　阿久津（宇都宮）

劍道　一等（十三點）市谷刑務所　二等（九點）水戸刑務所
　　三等（八點）府中刑新所

高點試合　一等　明才地（府中）　二等　増子（小菅）
三等　小泉（水戸）

以上を概觀するに柔劍道ともに大刑務所選士は群を拔いてゐたが、殊に柔道に於ては小菅、府中の決勝戰は觀衆手に汗を握る接戰で、遂に凱歌は小菅に擧つた。但し兩刑務所は同點であつたが最後に勝つた小菅は先例に慣ひ一等となり府中選士も戰はずして勝を讓つたのは昔ながらの武士道の華とも云ふべきであらう。午後五時卅分決勝の幕は閉ぢ、選士一同再び整列、審判員の講評の後引續いて優勝旗及び賞品の授與式に移り、優勝選士は喜色滿面、島田支部長の手より滿堂拍手裡に授與をうけ、終つて閉會の挨拶あり、一同神前に敬禮、玆に晴れの武道會を無事終了したのであつた。

第三區聯合刑務所第十回武道會

一、時　　昭和十一年五月十七日
二、場　所　名古屋刑務所演武場
三、參加支部名　靜岡、長野、新潟、滋賀、三重、岐阜、金澤、岡崎、名古屋

午前七時三十分爽やかな朝の靜けさを破つてりんりんと鳴り響く開會の振鈴に控所に待機の各支部精銳の柔、劍道選士五十四名は嬉々として南（柔道）北（劍道）の兩入口より入場、續いて主催支部長、名古屋刑務所長河邊泚然氏並に各地支部長及應援の支部員、東京より遠路參會せられし刑務協會長代理大原虎夫氏を始め知名多數の來賓、柔劍道各審判の諸先生方入場、場內東側中央に設けられたる神殿に面して整列、嚴肅の氣自ら襟を正さしむるの時恰も定刻午前八時進行係の發令にて全員神前に禮拜、續いて河邊名古屋支部長の開會の辭あり。

開會の辭に續いて優勝旗返還式に移る。全員聲を呑む緊張裡に昨年の劍道制覇の榮譽を表徴する眞紅の優勝旗は、名古屋支部加藤選士の手より河邊支部長の手に恭しく返還される。加藤選士の稍蒼白味を帶びた顏、決意をほのめかすひとみの光、今回もまた再び我が手にこの優勝旗を獲得せねば止まじとの覺悟も見えて旗を捧げる兩の手の武者振ひが賴母しい。

續いて審判部司會者劍道加藤教師、柔道兵藤教師より各試合上の注意並に審判規定の說明あり、居並ぶ全五十四選士の面上何れも戰はずして既に敵を呑むの概を見せて試合開始の令を待つ。

午前八時三十分柔道第一回戰滋賀對新潟、劍道第一回戰同じく滋賀對新潟を導火線として、いよいよ肉彈相搏ち劍光亂れ飛ぶ力技と氣魄の大接戰は開始せられたのである。柔劍先鋒組三十六合の大接戰は番組と時間の進むにつれいよいよ昂奮と興味を捲き起し、相戰ふ選士の面上熱して紅潮を帶び、應援の者また或は聲を呑み或は拍手に我を忘れる。午前十時新銳先鋒組より精銳中堅組に試合は移る。劍拔いよいよさえて竹刀相觸るるところと火花を發し氣力の結晶を思はする。篠々の肉彈相搏つところ道場の床も拔けるかと思ふばかりに或は投げ、或は倒す妙技力闘凄つて凄壯の美をなすとはまさにこの情景に適はしい言葉である。

午前十一時四十分柔劍道共中堅組の試合完了晝食のため午後一時迄休憩午後一時再開、番組の順序により大日本帝國劍道形を打太刀　近藤信勝先生　仕太刀　杉山文藏先生　大日本帝國柔道投の形を　捕　古橋友三先生　受　小原辰吉先生によつて行はれ一同靜肅に武道の眞義に醉ふ。

午後一時十分最後の雌雄を玆に決せんと敵に肉迫する決心、皆物凄く大將組接戰の火蓋が切られた。午前中に於ける先鋒中堅の鎬をけづる奮闘振は各支部共一勝一敗の戰績を記錄して形勢容易に逆睹すべからず、最後に於ける大將組の奮闘奈何によつて榮冠を獲るか逸するかの岐路となつた。この責任觀念と主將の貫錄を見せて各れも一進一退、愼重の態度を執つて力ある熱技が展開される。午後二時―三時戰はいよいよ白熱化して各れもが優勝圈內を爭ふ得點に、敵も味方も固唾を呑んで手に汗を握る。殊に同點位を保持しつゝ最後の決戰に臨んだ劍道の名古屋對岐阜また三つ巴に入り亂れて榮冠何れとも分ち難い。柔道の新潟、金澤、岐阜の火を吐くやうな接戰には場內に在る者思はず知らず立ち上る程の息詰る緊張味を釀す。武道の精華こゝに撩亂と咲いて見る者を恍惚とさせ、最後の決戰を終つた時には勝敗を忘れて敵も味方も萬雷の拍手を送つた。かくて午後三時半戰は終り、別表記載の成績により優勝支部及個人優勝者を定め閉會式に移る。

午後三時三十分全員神前に整列、河邊支部長より本年度柔道優勝新潟刑務所、劍道優勝岐阜刑務所に對して榮譽ある優勝旗を授與せらる。滿堂を搖がす拍手の裡に優勝旗を拜受する選士の目頭には、感激のなみだが光つて見える。續いて柔道二三等及個人勝者に對して、それぞれ賞狀及賞品の授與あり終つて河邊支部長より閉會の御挨拶として本武道會が何等の滯りもなく芽出度く終了したる喜びについで參加諸選士の勞を撈ひ、緊張した精進と充實した力量を發揮せられて優勝せられたる刑務所の榮譽を稱揚せられると共に、勝敗は時の運であつて敗るも勝も決してこれに拘泥はるべきでない意味を述べられて、よく攻めよく防ぎ武道の精華を現はして正々堂々と戰はれし各選士に對する激勵と慰勞の辭とせられ、來賓諸賢殊に大原刑務協會長代理には遠路わざわざ本武道會のために來臨せられ感謝に堪へざる旨、審判員諸先生の嚴正公平且熱誠なる審判を感謝する趣旨の閉會の辭あり式を閉ぢ、優勝者の記念撮影あり全員和氣藹然として散會した。時に午後四時。

第五區聯合刑務所第十回武道會

第五區第十回武道會は豫定の通り五月廿四日午前八時より熊本偕行社に於て、長崎、福岡各刑務所長、熊本地方裁判所檢事正並に判事、野砲兵第六聯隊長、市內中等各校長、新聞社長その他來賓多數列席の下に開催され、先づ七戸熊本支部長より開會の辭あり、次で前年優勝せる岩國少年（劍道）、長崎（柔道）の兩刑務所優勝旗を返還し、審判員の注意、柔劍道の型を終つて、各刑務所對抗の熱戰が展開された。各選士の意氣と熱はいやが上にも發揚され、各々その最善をつくして戰つたが午後二時試合は終幕をつげ、劍道一等山口刑務所、二等岩國少年刑務所、三等宮崎刑務所、柔道一等長崎刑務所、二等福岡刑務所、三等熊本刑務所と決定、支部長より山口、長崎の兩刑務所に優勝旗及び表彰狀並に賞品を、劍柔道二、三等各刑務所へ表彰狀並に賞品を、個人優賞者（劍道 藤村吉利（宮崎）竹林知（岩國）佐藤三郎（熊本）柔造 內藤流一（山口）南里芳太郎（長崎）百田秋利（長崎）に支部表彰狀、賞品を授與し挨拶の後、審判員の講評あり極めて盛會裡に午後三時閉會した。

劍道決勝成績表

組別 / 刑務所	甲組得點	乙組得點	丙組得點	總點	成績
長崎	五	五	四	一四	四

柔道決勝成績表

組別 / 刑務所	甲組得點	乙組得點	丙組得點	總點	成績
長崎	三	四	四	一一	一
福岡	一	三	三	七	二
熊本	二	二	二	六	三
山口	四	／	／	四	四
沖繩	／	一	一	二	五

刑務所	一	二	三	四	五	六	七	一〇	七
福岡		二							
熊本	四		八	一四	五				
山口	六	五		五	一六	一			
鹿兒島	一	三	三	七	八				
宮崎	七	三	四	一四	三				
沖繩	二	／	二	四	九				
岩國	六	七	三	一六	二				
久留米	三	四	六	一三	六				

刑務所だより

受刑者運動會の概況

名古屋刑務所

一、施行日時、昭和十一年五月三日、二、場所、當所構內運動場、三、開始時間、午後零時三十分、四、終了時間、午後三時十分、五、競技種目、百メートルリレー、二百メートルレース、スプーンレース、二人三脚、角力、綱引、百足競爭（臨時）六、競技參加級別人員、一、二級者合計四百一名、

五月三日、この日天氣晴朗。低迷せる連日來の雨雲も名殘なく去つて一天拭ふが如き紺碧の空、颯爽たる薰風、初夏の色漸く濃き陽光、正に絶好の運動會日和である。胸のすくやうな五月の空に翩翻として高く飄る國旗、其を中心に數條の萬國旗色鮮やかに交叉する下、青芝濃く蘭ゆる圓形運動場、其の周圍に五六本逝く春の名殘を今擦亂と咲き誇る八重櫻、陽に映え蘭黃の波を打つ花菜畑を背景にこの繪のやうな運動場に、この日の午後零時三十分を期して集合した一、二級者全員四百一名は早くも運動會氣分を强くそゝられて瞳を輝やかし腕を撫して開會の令の下るを待つ。累進處遇令施行後當所に於ける第一回運動會は、この絶好の日和に惠まれて今將に其の最初の意義あるテープを切られやうとしてゐる。

午後零時三十分開會の合圖と共に全員運動場の西部に集結、敎誨堂の外廊上に設けられたる所長其の他の幹部來賓席に面して整列、所長始め各幹部一同の臨席を仰ぐと同時に、先づ敎務課長より嚴肅にして而も朗らかなる開會の辭あり、續いて起る莊重なる君が代の奏樂に參列の全員は思はず襟を正し感激に胸を躍らせつつ聲も高らかに齊唱する。五月の空に快よく溶けこんでゆくこの感激の音律に眼頭をうるませてゐる受刑者も多く見受られた。續いて所長には親しく累進處遇令に依る運動會施行の精神を懇切に御說明あり、運動會の目的は單なる慰安、悅樂にあらずして、釋放後實社會の活生活場裡に立つて正しく强く戰ふべき心身の訓練を第一義となすべきであり、要は全力を盡して雄々しく戰ふべく、斷じて卑怯卑屈なる行動を執るべからず、正々堂々と戰つて勝負に拘泥することなく協同一致の精神及責任觀念の養成を主として體力を練磨するに在り、其の眞意の下に朗らかに活潑に童心に歸つて競技してこそ、始めて運動會施行の意義ある旨を說示せられ、終つて戒護課長より競技の方法、應援の態度、用語等取締に付御注意あり、一同潑溂たる元氣を眉にみなぎらせつゝ謹聽す。

零時五十分、第一回種目百米リレーのスタートを切る合圖の銃聲は初夏の空に快よく反響して感激と昂奮の渦の裡に、いよ〳〵競技の幕は切つて落された。

競技次第各區別得點表

種目別 / 區別	百米スプリンレース	二百米リレーレース	百米競走	足角力	二人三脚	綱引	順位	合計點
第一區	二	六	七	三	四		一	二二
第二區	六	八	五	二			二	二一
第三區	三 一〇						三	一八
第四區	一 二	九	三	一	四		四	一六

以上の競技種目は白熱せる緊張の裡に而も秩序整然として順調に進捗し、リレーレース健脚亂れ飛ぶところ萬雷の拍手となり、スプーンレースに、或は臨時競技の百足競爭に無邪氣な爆笑の渦を捲き、角力競技に肉彈相搏つところ全員手に汗を握つて、息を殺す。競技の最後を飾る全員合同の綱引は、紅白二軍南北に別れて張り切つた力の集團と集團の戰、其の息詰まる接戰には、敵も味方も思はず熱狂し、紅軍に白軍に各自のあらん限りの應援は折柄の青嵐に和して高らかに歡呼の聲を奏でる。斯くて終始明朗に活潑に、整然たる秩序と統制の裡に正三時、全競技を滯りなく終了。集合の令高らかに空に響けば一同は一糸亂れず靜肅に所定の位置に復して整列、教務課長より講評並に閉會の御挨拶あり、本日の全員の行動の豫期以上に正々堂々たりし點、責任觀念の強く發揮せられたる點、協同動作に於ける完全なる統制ありし點等を稱揚せられ今後共この意氣、この覺悟を持續して心身の訓練と勵むべきことを訓示せられ、意義ある第一回運動會の成功を祝して、一同和氣藹々裡に閉會を宣せらる。時に午後三時十分。

射撃演習

長崎刑務所

青葉、若葉のしたたる五月十日（日曜日）は實に惠まれた好天氣であつた。この日職員全部（百餘名）の拳銃射撃が、構内射的場で行はれた。午前九時三十分全員集合、これよりさき、戒護課長より裝塡監的警戒、記錄掛等の擔任を命ぜられて各々其の部所につき、ここにすべての準備整ひ、射撃に關する注意事項ありて、柳原所長のはなたれた第一發をもつて射撃は開始せられた。時正に十時。射撃の進行とともに、所得點數もまた樣々監的手の呼ぶ十點、十一點に、或は零點に、喜悦滿面の者、落膽する者、恰も悲喜交々の狀況であつた。整然として、規律正しく、且つ何等の事故もなく、近年稀なる好成績をもつて午後二時頃射撃を終了し成績優勝者にそれぞれ賞品授與があつた。

成績優勝者は左記の通り。

一等　二九點　山本（岩）看守
二等　一八點　池田（見）看守
三等　一八點　蒲田　看守
四等　一七點　野田　看守
五等　一七點　向井　看守

實彈三發（飯田記）

春季運動會開催

久留米少年刑務所

五月十七日午前九時より久留米少年刑務所の春季運動會が擧行せられた。此の日は近來稀に見る晴天で運動日和としては好適の日であつた。前夜から待ちに待ち焦れた彼等少年の心は、場内に張り巡らされた萬國旗の翻翩たるはためきと、場の一隅より奏でられる蓄音機の旋律に依つて既に開會前より一層血湧き肉躍るといふ有樣で、開會を今や遲しと待ち構へてゐる。

定刻午前九時、園井教務課長より運動會が開催されるに至つた趣旨に付懇示され、之を以て開會は宣せられ、一同嚴かに君が代齊唱、續いて武藤所長よりスポーツ精神に關し訓示あり、次いで優勝旗返還式となり、更に藤岡中佐より「公明正大にして卑怯の振舞あるべからず」以下十一項目に亙る演技上の諸注意の後準備運動にうつる。やがて場の西南方より嘹喨たる喇叭の響きと共に、教練第三年次以上數拾名よりなる一隊が銃劍嚴めしく、歩々堂々入場し來り、一糸亂れざる分列行進が始まつた。場内の少年は勿然たる中にも更に嚴肅な氣分に魅せられ本日の運動會劈頭を飾るに最も意義深き行進であつた。此の分列行進の一隊が喇叭手六名の吹奏する朗かな行進曲と共に退場するや、直ちに左記プログラムに從ひ運動競技に入る。

（1）徒歩競走（二周）　（2）百足競走　（3）竹送り　（4）土嚢運び（リレー）　（5）戲嚢競走　（6）徒歩競走（四周）　（7）キックボール　（8）徒歩競走（三周）　（9）三人四脚（リレー）　（10）算術競爭　（11）樽廻し　（12）川中島　（13）徒歩競走（五周）　（14）障害物競走　（15）奮闘努力　（16）リレー競走　（17）綱引　（18）終末運動

右順序に從つて競技が進められ、中途より一名の落伍する者もなく規律正しく正々堂々と闘ひ、斯くて各工場の成績は第一工場二〇點、第二工場二四點、第三工場二七點、第四工場三四點、第五工場一八點、第六工場一二點となり、當季の優勝旗は第四工場に授與せられた。尙當日は職員の競技として自轉車の遲走競爭なども行はれ、和氣藹々の裡に無事終了を告げたのは午後二時半であつた。

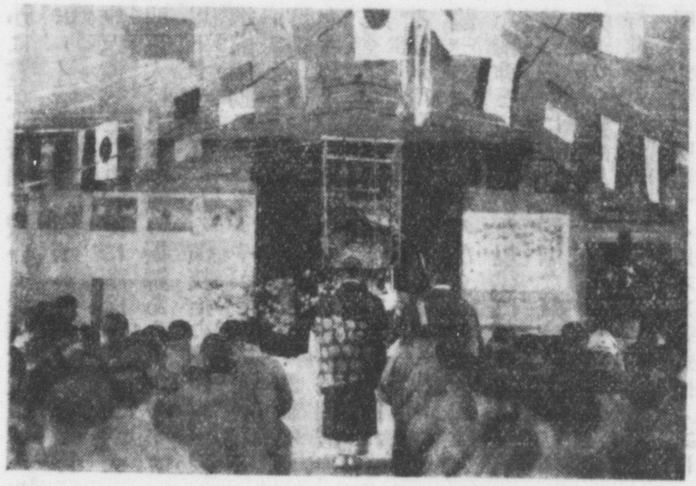
花祭狀況

北海少年刑務所

當所に於て最初の計企として收容者の宗教的情操涵養の目的を以て五月十七日

（本道に於ける開花の候と免業日とを考慮して）花祭を執行せり。當日朝來花曇り、和やかな春の陽は恰も大聖釋尊の御降誕を壽ぐが如く花祭には相應しき日和なりき。豫め教誨堂佛前に花御堂を安置し、天井よりは造花を以て飾りたる瓔珞を下げ、花御堂前卓には北海教務所より寄贈されたる供物餅菓子を供へ、脇壁には美麗なる釋尊傳掛圖を掲げ、堂内全體には五色のテープ及び萬國旗をめぐらし莊嚴の中にも華麗にして和やかな裝飾を施せり。

定刻午前九時收容者一同教誨堂に入堂、續いて所長始め幹部職員通常禮裝にて入堂し、終つて教務課長は豫め所長室に安置されたる誕生佛を捧持して入堂し、佛前の花御堂内に奉安すれば、職員始め二百有餘の收容者一齊に起立し合掌禮拜せり。一時寂として聲なく敬虔の氣堂内に充てり。纔て五十嵐教誨師の開會の挨拶ありて一同國歌合唱し、次いで所長は大要左の如き訓話をなせり。我等幸なるかな、受け難き人身を受け而も遇ひ難き佛法に遇ひ玆に收容者と共に釋尊御降誕の祝祭を擧ぐることは何物の喜び之れに比すべき。釋尊御降誕の第一聲天上天下唯我獨尊、三界皆苦我當安之の御語



こそは佛教々理の根本人格修養の基礎を示されたるものである。此の思想は人格の權威となりて道の爲めには死をも辭せざる勇猛心に現はれ、他を愛すること我れの如き慈悲心となるのである。色も香もある日本武士道の花は敷島の大和櫻と此の御法の花が咲いたこと、思考される。私共は此れを過去のこと、せず今も御法を聞き此の權威の香も慈悲の色も失はぬようにすることが必要である。權威は自治の精神であり、慈悲は公共の思想である。汝等は潔く此の佛前に過去の罪を懺悔し以て自治の香、公共の色、これによりて大國民の理想の花を開くべきであると結ばれたり。

次に收容者一同は大和島根に咲き出でしの聲も朗かに花祭の歌を合掌し、續いて教務課長導師にて三誓偈を讀誦、收容者之れに助音せり。其後課長佛前にて佛德讃嘆の敬白文を奉讀して灌佛の儀を行ふ折から、花祭レコードの音も和やかに流るゝ裡に所長以下幹部並に收容者代表

より豫て依頼を爲しおきたる驅逐艦時雨の艤裝員長海軍少佐杉野修一氏の講演を煩はしたのである。杉野少佐は日露戰役の際旅順口閉塞の決死隊として福井丸に乘組み廣瀬中佐と共に名譽の戰死を遂げられた杉野兵曹長の長男にあたられる方で、日本海々戰を追憶するに一層感慨深いものがあり、收容者も心から感激し精神的敎化に裨益する處實に大なるものあるを感ぜしめられたのである。恰もよし當日午後八時よりAKより「杉野兵曹長の妻」の浪曲放送あり之を收容者に聽かしめる事が出來一入一同の感激深く、當所にとつて全く意義深き海軍記念日であつた。（杉野少佐の講演速記は雜誌「人」掲載につき省略。編輯部）

▼元支部長佐藤乙二、辻敬助の兩氏は今回本協會評議員囑託に就任せられた。

灌佛の儀はといも莊重に行はれたり。次に大谷派布敎師松永諦惠師の釋尊御降誕に因む法話あり、非常時國民として釋尊の偉大なる御精神を汲み、益々各々が剛健なる信念を涵養し君國に對し奉公の誠を盡すべきを訓へられ深き感銘を與へたり。最後に佛德讃歎の佛敎唱歌「恩德讃」を合唱し、盛大裡に終了せり。式後收容者に對し甘茶、供物を與へたり。斯くて當所最初の計企として釋尊の廣大なる佛德を讃仰し感激の裡に此の聖日を送り、宗敎的情操涵養に資すること、多大なるものありたりと認む。

海軍記念日の講話

浦賀少年刑務支所

五月二十七日は日本海軍が世界海戰史に不朽の名蹟を殘した日本海々戰の海軍記念日である。本年は丁度其の三十一周年を迎へた事になる。年移り星變り人亦新たになると云ふが未來永劫にこの記念日は日本國民の腦裡より離るゝ事はない。又この記念日と切り離す事の出來ないのは、聖將東鄕元帥である。五月二十七日開戰の直前に旗艦三笠の檣頭に高くZ旗、皇國の興廢此一戰にありとの名信號は千古不滅、今も尚皇軍將兵の魂に燒き付いてゐるのである。

我が浦賀少年刑務支所舊軍艦大和は聖將東鄕元帥を初代艦長に戴き、又日淸、日露の兩戰役に從軍して赫々たる武勳を樹てたと云ふ由緒深き歷史を有し、玆に收容せらるゝ少年受刑者達はこの聖將の俤を偲び日夜不斷の精神修養を續けつゝある。右の樣な關係からこの海軍記念日は當所として極めて意義深きものあるに依り、當日は特に第三日曜の免業日を操り代へて免業とし、敎誨堂には兼て海軍當局より奉戴したる軍艦旗を飾り、又メーンマストにはZ旗を揭揚、午前八時より收容者を敎誨堂に集め嚴かに日露戰役の戰沒者慰靈の意味で讀經を爲し終つて敎誨、午前九時



讀者の頁

M先生の言葉（日記から）

名古屋　梅村春汀

M先生の講義も今日で終つた。其の最後の時間先生は感慨深い面持で私達に別離を惜しまれた。

『自分が行刑界から去るに際して其の最後の記念すべき練習生として君達に對する別離は殊に感慨が深い。自分の講義の最終に際して自分は諸君に臨みたい。直接には行刑の畑から去つた自分にとつては、其の最後の教兒である君達の將來に永久の幸福と榮譽を切望すること一入である。諸君は吾が日本行刑界の先驅者として輝やかしい前途を有せられ、行刑の發達進歩の爲めに奮闘して貰はねばならぬ人達である。過去五ヶ月の練習期間に於て習得せられた學識、技能を利用して大いに活躍せられん事を期待するのであるが、自分は今諸君と別るゝに際して、老婆心ながら一言の聽を授けたい。

願はくば諸君の前途に於て、決して決して彼の忌はしい職務上の義務違反或は悖德等の行爲を間違つても爲されない事を希望する、法律は忘れてもいゝ、教へられた刑法も刑事訴訟法も忘れて仕舞つて構はない。たゞ修練せられた諸君の人格をいよ〳〵研磨して、正しく強く明るく前途に進んで頂き度い。行刑は教育である。人と人との教育關係であることを標榜して立つ新行刑の戰士たる諸君はどこまでも人格第一主義で進まれたい。法律は忘れても正義を忘れるな。學者に成る必要はない。正しき人となれ、と私は祈る』

温情と教訓に溢れる先生の最後の御言葉は私達の心を、どれだけ感激させた事か。自分は熱い涙の内に、先生の御期待に決して背くまい事を堅く心に誓つた。

今刑政六月號を入手して其の卷頭言を通讀した私は不圖、この日記を記載した頃の緊張と抱負を思ひ起して古い頁を繰つたのである。そして今更に私達の職務の聖さと重要性を再認識したのである。

M先生の御言葉の通り世は今や擧げて肅正の波に乘つてゐる。政界の肅正と云ひ軍部の肅正と云ひ吏道の肅正と云ひ各方面に渉つて綸紀振肅の烽火が揚げられてゐる。そしてこうした烽火は必らず起るべき火の元があつて起つたものと考へられ、世道人心の弛緩堕落を痛嘆されてゐる現狀である。幸ひ私達行刑當路の裡よりは世の指彈を受くるやうな大きな不祥事も起らず、大いに私達として肩身の廣い誇らしさを感ずるのであるが、若し萬一私達の裡の一人が誤つて世の指彈を受くるが如き不德行爲、若しくは之を疑はるゝが如き行爲を爲したると假定したら如何？　私達があらゆる苦難と戰つて着々と築きつゝある教育刑の牙城は、みぢんに内より崩壞の運命を辿らなければならなくなるであらう。

行刑教育の成功すると否とは一に職員の人格と信念と熱心と職務遂行の能率とにかゝつて存するのである。何と云つても處遇のことは人と人との問題であるから、職員は行刑制度の土臺となるもので其の土臺が腐つてゐては一切の努力は徒勞に歸するのみである。私達は受刑者を善に導くべく彼等の信仰心喚起に勤め或は獨立獨行の精神を養ふべく勤勉の習慣を養ひ或は合法生活を馴致せしむべく紀律の勵行を強要しつゝあるのであるが一度官吏に疑はしき行爲を爲す者あらんか、唯さへ疑心暗鬼を生み勝な拘禁者達は私達全體に對して疑の眼を向けるのである。教化せらるべきものが教化する者を疑ふときどうして教化の實が擧げ得られやう。斯るとき私達の最大目的とする行刑の教育的生命は根本的に破壞せられて仕舞ふのである。

行刑に技術的要素は必要である。されどより以上緊要なことは精神的の要素である。其の精神的要素の根幹を爲すものは官吏の人格である。熱誠である。行刑は人と人との問題であるといふことは、人格と人格の融合陶冶を目しての話である。されば教育者の立場に在る私達は私達の中よりたとへ一人と雖も、他より疑を以て見られるが如き行爲を敢て爲すべきでない。今や世に吏道振肅の聲が高い。而して私達は世の一般の吏道より更に高次な聖い吏道を持つてゐる。斷じて汚すことの出來ぬ吏道を有つてゐる。私達はこの聖職に生くる限りこの教育者としての誇りに輝く行刑吏道を、更に光輝振肅あらしむる事に努め自愼自戒、聖職の清純を保つことを期せねばならぬ。

斷排すべき暗影生活

村松生

複雜な社會生活に處して行くのに團體的行動を無視すべくもないが、若しそれが紀律、統制なき無秩序なものであつたならば團體的行動は結局意義なきものとならざるを得ない。故に團體的行動を爲すには紀律統制を守持する事が極めて緊切な問題たることは駄言を俟つまでもないことである。

社會の一縮圖たる刑務所でふ特殊社會に於ける現在の人々（各官吏）が、能くこの團體的所謂協調觀念を支持し、特殊社會に意義ある一點を刻印づけつゝある事をともに欣こびをるものであるが、動もすればある一部間が徐りに「エゴイズム」に墮してをるかの嫌ひあるを遺憾と

する。固より基督が教へてゐる様に愛と犠牲の精神のみを以つて複雑なる特殊生活（行刑吏道と諒せられたし）に處して行く事は到底出事ない相談であるかも知れない。如何に團體的生活が特殊生活の規範であり、準繩であるにしても、自己を沒して他に生る事が人間業のなし得る所でないとしたならば、先づ第一に自分自身の完成を期することが先決問題とならざるを得ない事は自明の理である。

而して人格の修養、品性の陶冶、又は體位の向上等は總て個人的に積み上げて行かねばならぬ一つ一つの土臺石であるにも拘らず修養を怠り、智能練磨を忘れて、たゞ榮達のために、若は利慾の念のみに支配されたる者のありし結果として勢ひ團體生活に重大なる要素を缺き、口に言ふ共同精神すら實は「エゴイズム」と相去るなきは淋しい事實である。既に紙上に喧傳せられたる悲しむべき一、二の不祥事はよくこの實相を物語るものである。

團體的行動の基本條件たる協同精神を發揚せしむる點から言うても、更に又累進處遇令の基本觀念たる責任の踐行てふ點から觀察しても、それは獨り特殊な缺陷性を固持する受刑者に對する教化の根本原理たるのみにあらずして、同時に吾々の生活基本であらねばならぬことが教示されて居る事は見逃し得ないことである。受刑者に責任心を導き、合法的生活を馴致せしむべく紀律の勵行を強要しつゝある立場から言うても、自他共に人格の完成を要求し其の人格擴充延長を團體行動の上に顯現せしむることが緊要である事を教へられるものである。

時代の進展に伴ふ行刑思潮の動き……又複雜多岐となるに從ひ一層團體的行動——協同精神の必至的要求を見るに拘らず事實は夫れが單なる形式化に陷つてゐる嫌ひさへある。換言すれば形式的整備の看板を一枚下ろすと、其の內部は醜怪なる鬪爭心理の集積に過ぎないと云うた様な觀をさへ味はされる。利慾の餌に寄る餓虎にも等しい卑劣な（一二の者の）行動により、折角蓄積せられたるそしてもつとも重要視さるゝ吾等の職責が根柢的に破壞せられ、竟には一般人の熱誠を奪ひさらるるに至るのである。

敢て聖人君子たれと……又單に己れのみ清からしめよと難きを强ふるにあらねど、もつと自己の職能を意義あらしめる様そして團體的行動をより實踐化せしめる様僞瞞……詐……擠陷等々其の不純さを斷排すべき力强い精神生活が個々の集團たる團體生活の上に及ぶ事の如何に緊切なるかを强調するものである。

動々もすれば神經を鈍らせ勝に陷り易い日常生活を偏面的なものとなさず精神的に理論づける上から見ても閑却され易い人格の完成を第一義的に求めて止まないのである。



協會記事

◇全國支部長並に評議員會開催

全國刑務所長會同の爲め上京を機とし支部長並に評議員會を去る六月二十一日目黒雅叙園に於て開催副總裁、會長以下理事監事、參與等出席し本會事業の概況を會長より報告せらる、其要旨は左記の通りである。

刑務協會並に共濟組合の昭和十年決算書は嚢に印刷の上御手許に送付致しましたから詳細は夫れに付て御諒解を願ひたいのであります。協會の收支內容に於ては、財界の影響による利子の低下等相當減收を來せるに拘はらず、新たに教誨衞生研究會に補助金を支出し、或は教化用人雜誌を隨時紙數を增加し且記事內容を精選して一層教化に努め之が爲めに經費も增加し、或は又職員の慰藉表彰に付ても出來得る限り多額を期する等精々施設の改善を圖る反面に於ては極力冗費の節約に努め、協會事務員を減員する等大體の成績としては從來の順調を維持し得て各位の御盡力と相俟つて逐次發展の域に進みつゝあることは御同慶に堪へない次第であります。而して昨年此の席上に於て報告いたしました通り當會館新築工事も出來着々進行いたし御序の際御一覽を願ひたくと存じますが、既に基礎工事を終り外型工事に着手し遲くも年內には竣工の見込で、多分次期總會は新會館に於て御迎へが出來ることと期待して居りまず。其他改めた事項としては、本年度から都合に依つて私本の取扱ひを中止したことと、是迄退職者表彰としての贈與金を紀念品として銀盃を贈ることに改めたこと、夫れから刑務官練習所の開設時期並に期間を變更したこと等であります。

次に共濟組合でありますが、之も數年前の如き資產の增加率を見ないことは前年報告いたしました通りでありますが、大體共濟支出金並に經費と收入とは均衡を保ち順調の經過を辿り、組合員の福利增進に貢獻しつゝあるものと信じます。

因に出席の參與及評議員は左記の諸氏である。永田包雄氏は病氣欠席せらる。又今年新たに評議員を囑託した元支部長辻敬助、佐藤乙二兩氏があるが辻氏は欠席せられた。

（參與）
正木　亮

（評議員）
森　元　祐　根本仙三郎
兒島三郎　和田千松郎
松山爲治　香川又二郎
大野數枝　福村太三郎
佐藤乙二

◇刑務協會新會館の工事進む

かねて計畫中の當協會新館は、さきに一月十五日司法省構内舊民事廳舍跡を卜して、司法大臣、行刑局長、都下各刑務所長その他の臨席を仰いで地鎭祭を執行したが、その後、着々工事も進捗し、遲くも本年末までには落成の見込みである。建築地は遙かに宮城を望む景勝の地を占め、目下基礎工事を終り、初夏の青空を截る鐵骨の下にコンクリート・ミキサアの響きも爽やかである。新館は鐵筋混凝土三階建、總建坪五五〇坪、工費二十萬圓の豫定であるが、各階は

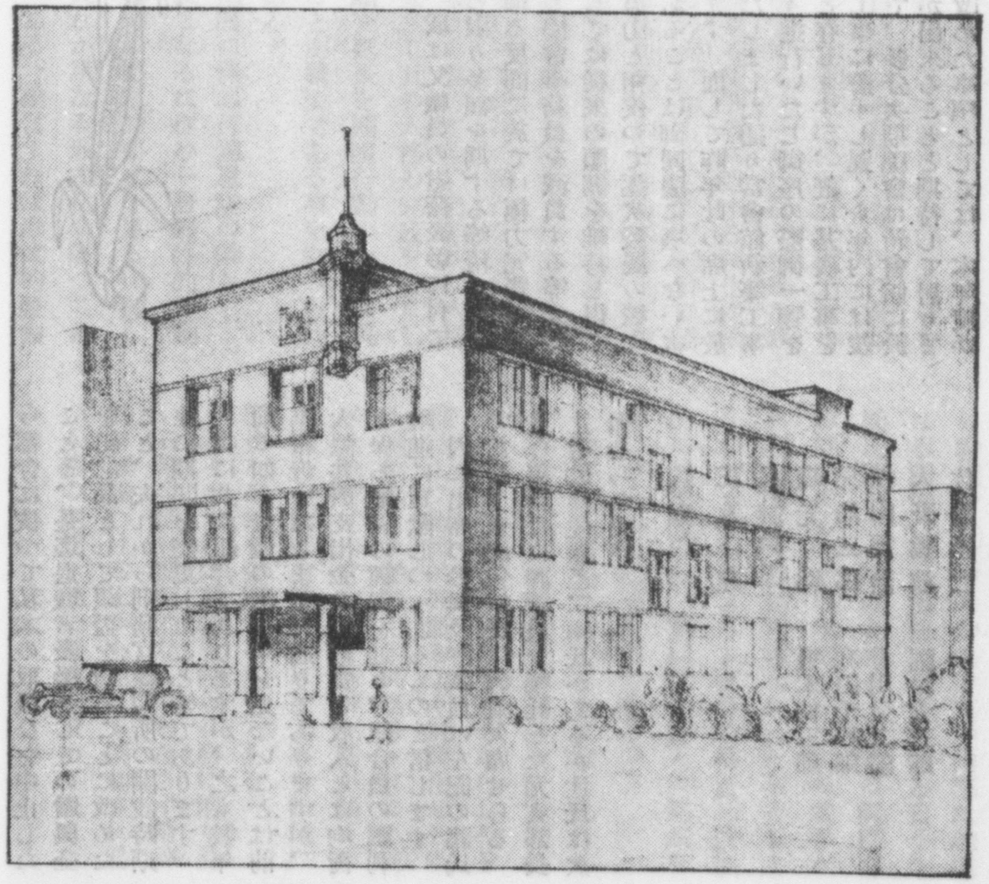
一階　理事室、事務室、書庫、映畫試寫室、應接室

二階　會長室、談話室、圖書室、小講堂、控室、娛樂室

三階　大講堂、小講堂、講師室、控室三屋上　刑務官練習生の教練場

等を設け、舊來の面目を一新する筈である。なほ調度備品類は、小菅、豐多摩、府中、横濱の四刑務所が各室を分擔競作することに決定した。

（下圖は落成後の刑務協會々館）



司法長官會同に於ける林司法大臣の訓示要旨

林司法大臣就任後最初の司法長官會同は八日から十二日まで開催、劈頭大臣より大體左の如き訓示があつた。

一、わが司法部は公正無私にして不羈獨立の精神が確立せられ、一般の信賴も愈々堅きを加へるのは寔に喜ぶべきであるが、訴訟の進行については手續上の處理に遺憾の點もあり、被告人の拘束が長期に亙るものもなしとしない。手續上の問題に對する非難は遂に司法處分の內容に對する信賴にも累を及ぼすに至るのであつて、その任にある者は强く自省自戒以て司法の實質と共に手續の敏速適正に付き力を用ふべきである。

一、司法の働きは正義を顯現し之を擁護するにある。その人正しからざれば、縱令その事正しとするも、遂に克く國民の信賴をつなぐに足らぬのである。故に司法の職にある者は常に修養に力めて品格を高め、一意奉公の誠を至しその言行は以て官界の模範となり世人の儀表となることを期し、大に吏道肅振の範を示されんことを望む。

一、國憲國法の尊嚴を保持することは、現下の時局に處して最も切要とする所であり、現內閣の基本政綱の一もこゝに存するのである。國法はその定むる所が國情民俗に合し、また事の實際に適するを根本の要義とするものであるから、現行の法規を檢討して改むべきは改め、また常に社會事相の變遷を究めて法規と實際の關係を考覈し之が整調を圖らねばならぬのである。しかして國法の尊嚴を保持する爲には、これを蔑視し、またはこれに違反するものは法の定むる所に從つて適當の處置をとる可きであつて、假にその動機が純正なものなりとも、その手段が非合法的にして殊に直接行動に出でんとするが如き者に對しては斷乎としてこれを排擊せねばならぬ。

一、刑政の本義は仁愛を以て其の根本精神とし、刑罰の本旨は犯人に自省を促がして改過遷善の機會を與へ、一面これに依りて一般社會を警戒し、世道人心を正しくすることに存する。故に局に當る者は特に克くこの精神を體得し職務を行ふに當つては、常にこの精神に則り敢て誤ることなきを期せねばならぬ。檢察に際しては中正穩健の態度

を以て臨み、苟も必要なる範圍を超えて人の權益を侵すことなきを期せねばならぬ。

一、警察官吏の犯罪捜査の方法並に之が處理手續等については、尚幾多の改善すべきものあり、仍て近く特高主任及び司法主任會議、實務修習制度及び檢事の警察巡回出張に關する新企畫を實施することとなつた。本制度が所期の效果を擧ぐるやう最善の努力をさ致れんことを希望する。

一、今般思想犯保護觀察法が制定せられ十一月一日より實施されることゝなつた。本法の目的とするところは思想犯人の更に罪を犯すの危險を防止し且つ之をして適法にして秩序ある生活に慣習せしむる爲に、その思想及び行動を觀察するに在つて、本法により釋放者保護事業の一部が制度化されたのである。本法の有する重要性に鑑み、保護觀察機關との連繫を密にし、克くこれと協力して本法の目的達成に寄與せられんことを望む。

一、近時司法保護團體の數が實に一千を突破するに至りしことは斯業の爲慶賀すべきであるが、飜つてその運營の實情を考察すれば、經營者にして往々保護の精神を誤るものあり、然らずとするも運營の方法適切ならざるものもあるに鑑み、近く司法保護團體の指導統制に關し適切なる方策を定め、斯業の健全なる發達を圖りたい。今回の思想犯保護觀察法の制定に刺戟せられ、思想犯保護を目的とする團體が、多數創設せらるゝことゝ想像するが、此の種の保護事業は一般保護に比し更に關係各機關との聯絡協調を緊要とするから各位に於ても職務に支障なき限り協力せられ度い。

一、輓近所謂怪文書の橫行甚しく、その內容益々惡化する傾向あることは、まことに憂ふべき現象であるが、最近發生したる不祥事件の中には、之が影響を受けたるもの蓋し少しとせずと認められる。實に怪文書の頒布は人心を惑亂し、その禍害測るべからざるものあり。政府は今回、不穩文書臨時取締法を制定、この種文書の取締を徹底し社會不安の原因の一を芟除せんことを期する次第である。然し乍ら本法の立法理由は專ら時弊に鑑み、眞に已むを得ざる手段として不逞の記事を內容とする所謂怪文書を禁壓せんとするにあるのであるから、その運用に當つては充分愼重なる態度を以て臨み、苟も不當に言論の自由を束縛するが如きことなきやうに戒心せられたい。

切抜帖より



手口法愈々全國に實施

內務省では豫て懸案の手口法を來る九月一日から全國一齊に實施することとなり、本月一日潮內相の決裁を仰いで全國府縣に通達するところがあつた。新手口法の內容は大略次のやうなものである。

一、犯人が檢擧されると所定樣式の手口臺帳に犯行場所、侵入方法、犯罪樣式その他十項目の手口の外、犯人の人相特徵が詳細に記錄される。

二、手口臺帳は犯罪手口廳（手口ブロックの中心地警察部及び警視廳）に送付、この手口廳は各方面から集まる犯罪情報の交換所となる。

三、手口廳に於ては臺帳を犯罪の手口別に分類保存する。

四、犯罪が發生すれば所定樣式の被害通報票によつて直ちに手口廳に通報される。

五、手口廳では通報票に基き手口臺帳中に該當被害者の有無を檢索通報すると同一犯人の移動方向を地圖面で探知する。

六、各方面の被害通報により同一犯人の移動方向を地圖面で探知する。

七、手口廳では刑事日報（犯罪ニュース）を發行し連絡協調によつて犯人探索に努める。

八、被害者や證人に臺帳を示し犯人發見に努める。

九、贓品臺帳によつて贓品から犯人を探索する。

手口法は盜犯の種類が三七〇八種、詐欺が一九〇四種の手口に區別され、その分類は詳細精緻をきはめてゐる。なは手口ブロックは北海道、東北、關東、東海、北陸、近畿、中國、四國、九州、沖繩の十ブロックに區分され各ブロックは各中心地の手口廳に依て統一されてゐる。內務省では手口實施に先だち來る八月頃全國刑事課長會議を內務省に召集協議し、各ブロックもブロック每に協議會を持つ事になつた。

死型研究に新紀元

北大醫學部助手堀部治郎氏は「死型より見たる死の種類」といふ論文で十六日學位を獲得した。氏の研究は法醫學上の一大貢獻で犯罪捜査法に大きな光明を投ずるものと云はれてゐる。論文は人間の死が心臟停止か、肺運動停止か——卽ち心臟死と呼吸死の區別を明瞭に檢證し得る實驗的方法を研究したものである。元來心臟が停止すれば肺も運動を停止し、その逆の場合も同樣なので、從來何れが先であるかを決

定するのに多大の困難を感じられてゐた。それだけに今後の死體檢證の場合、氏の研究は非常な偉力を發揮するだらうと期待されてゐる。

氏の研究によれば死型には三つの種類があり、一は急性窒傷死で一般に云ふ火傷――これは心臟死、二は窒息死で一般には呼吸死と云はれてゐるが、方法によつては純粹な呼吸死ではない。例へば氣管閉塞や空氣缺乏による死は呼吸死であるが、密閉死になると兩型の中間型となる。溺死は窒息死といふよりは、肺から血液に水が侵入して心臟に至り肺よりは先に心臟機能が急停止するものである。三は溫浴死（入浴中老人が頓死したりするやうなもの）で、これはもともと兩型の何れに屬するか不明であつたが、堀部氏は家兎によつて心臟死の證明を得て、心臟麻痺による頓死說を裏書きした。

宗教界肅正に舊刑法適用

既成宗教團體の中では管長選擧を始め宗會議員その他の役員の選擧に際して買收や贈收賄がほとんど公々然として行はれてゐるむきがあり、これが既成宗教の腐敗の一因をなしてゐるといはれてゐる。從來これらの行爲は私的團體の私的行爲として檢察當局から見逃されてゐたが、この弊風が社會風教上に及ぼす惡影響の甚大なるに鑑み、司法、內務兩省打合せの上、明治十三年判定の舊刑法第二百三十四條及び第二百三十五條の法規によつて取締ることに決定した。右の法規は、賄賂を以て投票をなさしめ又は賄賂によつて投票したるものは二ヶ月以上二年以下の輕禁錮、二圓以上三十圓以下の罰金を附課す云々の趣旨から成り、今後各宗派のあらゆる選擧に對して全國警察部を督勵して取締りを行ふこととなつた。

警視廳斷種法制定方を建言

多年に亙つて關係當局及び學界の問題となり民族衞生學界等からも度々議會に建議されてゐながら、種々の事情から實施を見るに至らなかつた、癩病遺傳性惡質精神病患者等に對する斷種法の實現は各方面から熱望されてゐるが、この程警視廳衞生部から潮內相、挾間衞生局長等に同法の制定方につき種々建言するところがあつた。

現在帝都の癩療養所に收容されてゐる患者は一二三六名（全國の收容患者數は一五一九三名＝內務省調査昨年末現在＝）で漸次減少線を辿つてゐるが、一方精神病者は社會生活の複雜化するに伴ひ年々激增し目下八千餘名が精神病院に收容されてゐる。しかも既に病院の收容能力は飽和狀態に達し、放置しておいては優生學上由々しい問題であるばかりでなく、種々の悲慘な犯罪發生の溫床となる危險があるので、目下好成績をあげてゐる畜犬の斷種に刺戟された警視廳衞生部は、過般來學界の意向をも徵した結果同法設定を建議するに至つたものである。

海外異聞錄

◇年寄の自動車

サンフランシスコのポール・ハツバードといふ商人が、最近ロスアンゼルスでその自家用自動車を制限以上の時間街路上に停車してゐたといふ理由で、市の裁判官から二ドルの罰金に處すといふ判決を受けたが、この時のハツバードの釋明が振つてゐる。

「閣下、私は停車してゐたのではありません。何しろ私の自動車は三十六年も昔に買つたものなのですから、時々長く休息しなければ疲れて動けないのです、自動車とはいへこの位年寄ればそれは當然のことゝ思ひます」

◇殺した方が人道的

どうしても回復する見込のない病人や狂人なら、いつそのこと、そのまま殺した方が人道的ではないかとの議論が行はれ出したゝめオレゴン精神病者診療所で、その話を耳にはさんだ患者達がこれは自分達が皆麻醉藥をかけられて殺されるのだと早合點し、その內五名はつひに脫走してしまつたとのこと。

◇借金取立の自動車

ニューヨーク市ジアメカに住むフランク・T・バイヤーといふ男は、元來借金取立の天才として知られてゐたが、最近「赤塗自動車」借金取立法といふ珍方法を發明した。彼の新發明の方法は先づ最初に幾通に催促しても、どうしても借金を支拂つてくれさうもないとなつた時には、胴體に白文字で筆太々と「借金取立自動車」と書いた眞紅の自動車で債務者の家に乘付け、人目を惹くことによつて債務者のプライドを突ツつくのである。ところが此の方法で借金の取立を喰つたある男は辯護士を代理人として名譽毀損を理由に訴訟を起した。裁判官は執達史や辯護士を差向けられるよりも迷惑にならぬといふ理由で、赤塗自動車借金取立法は不法行爲ではないと判決を下した。

◇流行小唄から自殺者が續出

所はハンガリーの首都ブタペスト市に近頃「佗しい日曜日」といふ小唄が流行つて、その悲調に心を打たれ、自殺者續出十八人を數へるに至つたので、當局では狼狽してこの小唄を禁じるといふ騷ぎ。そして當局の處置宜しきを得て、悲歌も街から消え、ブタペスト市も靜まらうとしたところ、最近「日曜日」の當の作者の許嫁が、なんとしたことかこの歌を聽きながら自殺して了つたのである。かうなるとハンガリーだけでなく歐洲の話題になつて、パリあたりでは有名な悲歌の名歌手ダミヤいとなつた時には、胴體に白文字で筆太々と「借金取立自動車」と書いた眞紅の自動車で債務者の家に乘付け、人目を惹くことによつて債務者のプライドを突ツつくのである。ところが此の方法で借金の取立を喰つたある男は辯護士を代理人として名譽毀損を理由に訴訟を起した。裁判官は執達史や辯護士

◇死人に口あり、盜賊腰を拔かす

ハンガリーの首府ブタペストに近い農村で、村一番の金持の內儀さんが死亡したが、地方の習慣として生前婦人の身につけた貴重な寶石その他の裝飾

品を、死體と一緒に埋葬することになつたので、それを當て込んだ盜賊三人、內儀さんの葬儀が行はれたその夜、墓地に忍び込んで死體の身につけてある貴重品を盜み去らうとした。そして棺の蓋を開けた途端に「誰だい？」と亡者の聲、一人の盜賊はビックリして腰を拔かし氣絶してしまつたが、他の二人はスタコラ逃げ去つた。その後內儀さんはテンカンの一時的發作と判明、病院に入院して一命を取止めた。

◇犬に噛みついた男

犬が人間を噛むことは珍しくもないが、キューバのアグアラ・ダランテ市のレドンといふ男は三匹の犬に噛みついたといふかどで投獄された。事の起りは同人の子供が家の前で犬に噛まれたのに逆上し、いきなり戸外に飛び出し、附近に遊んでゐた犬共三匹に噛みついたものである。

◇電球や剃刀の刃を食ふ男

電球を食ふ男がゐる、と云つたら、すぐ「手品師」だらうとは誰しも考へるところだが、手品師ではなくて本當に電球を食ふ男がゐるのだ。アメリカのニューヨーク生れのウイリアム・ブラウンといふ今年二十九歲になる男がそれで、この男はある罪によつて現在テキサス州のヒューストン刑務所に投獄されてゐるが、普通の人間ならおよそ食ひさうもない、たとへば電球とか安全カミソリの刃などが大好物だといふのである。食ふ方はそれでいゝとして、困つたのは刑務所の方だ、まさかブラウンの食事だけを別につくるわけにもゆかないので、「カミソリの刃や電球などは刑務所の食事にはないから、もし食べるなら破損して間に合はなくなつたものを食つてもらひたい」といふことにし、ブラウンは「それで結構です」と承知した。

◇金庫破り至急入用

米國イリノイ州ジヨリエット市にあるカソリック教會のキーラング牧師は、州監獄に金庫破り名人囚の派遣方を請求したが、その請求といふのが變つてゐる。同牧師は教會の金庫の符號を忘れた爲め、一生一度の智惠をしぼつた揚句が、右の次第なのである。

◇墓場の花を盜んで罪

此のセチ辛い不況時代に、これはまた甚だしくほがらかな詩的犯罪事件である。被告は自ら最尖端詩人と稱するアルフレット・バンフイクといふ男、最近その鄉里からパリへやつて來たばかりの青年であるが、彼は平生「お菊さん」で有名な故文豪ピエル・ロチの作物に心醉するところから、先づパリに到着するや、イの一番にモンパルナスのロチの墓に詣で、小さな花環を供へたものだ。だが、彼はロチの墓前に花環を供へてしまつてから「しまつた」と考へたのである。それは彼がロチより以上にコンクール兄弟を崇拜し、自分の作が同兄弟の遺業に負ふものと考へついたが、最早花を買ふ金の持合せがなかつたので、他人の墓に手向けられてあつた菫や薔薇の花を盜み、それをコンクール兄弟の墓前に捧げたのである。ところが花泥坊として逮捕されて、彼はやがて裁判所に廻されたが流石の裁判官も破顏一笑、今後を戒め罰金二圓で釋放となつた。

選句所感

松風君の蔑切の句、そのスケールの大きなところ、動相を捉へてゐるところ、力のこもつた清新な句である。山中に湛へた湖はめぐりに深き樹林を持ち、その水邊には芦荻が繁つてゐる。そして、そこには蔑切がしきりに鳴く。山中は霧が立ちやすいもので、忽ちに襲ひ忽ちに晴れてゆく。襲ひかゝつて來た霧が見るまに水邊をかすめ湖面を覆つてゆくと、そこには水もなく草もなく、たゞ一色の霧の海となつてしまふ。だが蔑切はその中で鳴いてゐる。まるで霧から生れ出るものゝやうである。かと思ふと山霧はさつと退いてゆく、湖の水が赫と照らされて眩ゆいばかりに輝き立つ。霧に濡れた水邊の草は綠の色も鮮かに見える。蔑切のこゑは相變らずそこにある。かうして一日の中にいく度となく繰り返される霧であり。蔑切のこゑが時に水にひゞき、霧にこもつてきこえるのも山の靜けさにふさはしい。

動いてやまぬ山霧を配したところが、季題たる蔑切とその配材たる山の湖との鍵となつて、よき効果を擧げてゐるのである。單に山の湖邊の草叢に鳴く蔑切では、もう

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天

蔑切や霧去來する山の湖　千葉　松風

地

蔑切や刈り殘る麥田明りや梅雨の入　三重　鷺城

人

腹這ひて咽びつつ飲む清水かな　三重　半可通

秀逸

五月雨や延びるがままの庭の草　宇和島　龍
板渡す田川の水や目高浮く　名古屋　双葉
單衣きて病後の妻の細りかな　富山　千里
天井にうごかぬ蠅や梅雨の冷え　巢鴨　松泉
堰口の靑き淀みや水馬　千葉　古山

佳作

子がとりし土筆しなびて籠にあり　清州　雅房

ありふれたもので吾々の興趣にあづからぬが、そこに山に特有の霧の活躍が加はつて、葭切も生き湖も生きて來た。

◇

鷺城君の句は陰鬱な梅雨入りの情景である。眼に入るあちらこちらには麥が刈り殘されてある。多分は梅雨前に刈り取るつもりでゐながら手廻りかねたものであらう。そして、いよいよ本格的に催して來た梅雨の雲は、重く低く垂れ下つて來て、地上は不氣味な暗さに覆はれてゐる。その曇りが重く暗いだけ、ところ〴〵に刈り殘されてゐる麥田の、熟れ色が明り立つて見えるのである。この明り立つ麥田の色が陰鬱な梅雨の感じを具象してゐて、印象が極めて明瞭としてゐる。これは明と暗との對照から來る効果であるが、曇りの暗さは云はずに、特に其處に際立つ明るさのみを捉へて表現してゐるので、その對照を表面に少しも出さないところがいゝのである。これを意識的に對照して表現したら人工的なものとなつて、句の價値は無くなつてしまふ。こゝが作句上に心すべき點である。若し明暗の對照を句の表面に出すことに技巧の妙があり、印象的になるなどと考へたら、それは邪道に入つてゐるものだ。

半可通君の清水の句は、かぶりついて飲んでゐるさまが眼前に髣髴する。そして、これで清水のうまさ、冷たさが充分に出てゐるのであり、登山などの場合によく經驗することだが、體内の水分は汗になつて出てしまふのでその補給を欲して來る、少し疲れも手傳つて來ると余計に水が欲しくなる。どこにか水は無いかと眼をくばりながら行つて、それが見つかつた時のうれしさは、相當の寄り道をしても飲まずにはゐられない。そして手で少しばかりを掬ひ上げるとか、木や草の葉で掬ふとかのまだるこいことをしてはゐられないので、行きなり腹這ひになつて水へ口をあてるのであるが、飢ゑてゐる思ひから貪るごとき飲み方をするので、乾き切つた咽喉にぐつと閊えたり、鼻の穴へ吸ひこんだりする。それで思はず咽せ返るが、こんなことで中止は出來ない、咽喉をゴク〳〵と鳴らして飽くまでも飲むのである、「咽びつゝ」が此の句の中心であり感どころである、これで飲む者の貪るごとき氣持もその狀態も充分に出てゐるのである。だが此の感どころは選者の注射であり、注射によつて生きた句なのである。作者も讀者もよく心して悟るべき點である。

裏戸より表へ拔けし螢かな　宇和島　泰天樓
白亞殿閣みてポプラ新樹かな　淸州　十九甫
窓先に埋れ碑に つづく水田や夕蛙　柳町　花仙
白扇や威儀をつくろふ參列者　大淵　百川
笠一つ動いて廣き青田かな　富山　越人
國境の山脈晴るる雪解かな　岐阜　章水
吊橋や谿底深く鳴く河鹿　哈爾濱　晃泉
名も知らぬ鳥の浴びゐる淸水かな　名古屋　春汀
豆腐屋の臼の響きや明易き　宇和島　武魂
五六人桐の花掃く囚徒かな　富山　苦味子
白壁の藏一棟や柿若葉　海州　覗歩
朝の陽に燃えたつ如き新樹かな　岡崎　冷月
さんざめく溫泉の宿や明け易き　名古屋　一心
泉水に搖らぐ灯影や鳴く蛙　富山　枝竹
菜の花にまぎれて見えぬ螺々かな　釧路　漁翁
衣更へて足元かろき吾子かな　三次　九來生
眞直の道歩みゆく暑さかな　京城　麗園
花桐に屋根の甍の光りけり　西大門　龍門
隧道をぬけて青田の戰ぎかな　富山　劍兒
行軍の兵がとりまく淸水かな　釧路　船風
菜の花や雨に暮れゆく三井の鐘　岡崎　碧洋
旅順　漣

斥候の一騎駈けゆく夏野かな　大邱　凡平
登山車や窓に迫りて若葉風　大曲　刀羅象
すこやかに老います母や更衣　盛岡　雅風
寢し子に蚊帳片吊りて母は縫ふ　三重　ほがらか
門川に馬洗ふ人の裸かな　靑森　榮淵
岩淸水あふりて憩ふやハイキング　宇和島　弘法樓
古き樋に淸水ひきけり山の家　新義州　球磨蘇
滴み暮れてなほ草にある心かな　靜岡　皐月
庵の木に鳴くあわただし雨蛙　三重　如月
蚊柱にいつしか月の上りけり　大曲　華白
花白き菖蒲殘して水暮るる　釧路　星丘
一匹の蚤を追ふ子の裸かな　千葉　桑平
向日葵の搖らぎも見えず日の盛　金山浦　城山
鶯や夜明けより鳴く窓の先　奈良　松葉
新しき竹樋に引きぬ山淸水　滋賀　柏葉
馬冷やす川の閘飛ぶ螢かな　大曲　呑洋
街路樹の濃き影踏みて夏に入る　高知　高月
庭畑に色濃く咲きぬ茄子の花　德島　靜城
山裾の霧霽れてゆく靑田かな　八戸　葉月
落されて水に流るる螢かな　高知　鬼灯
日盛の土に鶺嘴擲へ打つ　室蘭　彩月

矯正図書館

訓令通牒

◇私本審査申請書様式一定ノ件

（司法省行甲第六五八號
行刑局昭和十一年五月十五日）

昭和十年十月二十三日行甲第一四六四號ヲ以テ私本審査ノ標準ニ關シ通牒致置候處同通牒第二項ニ基ク私本審査申請書ノ様式各所共區々ニシテ之カ取扱上不便鄙カラサルニ付キ別紙ノ通相定候條御了知相成度候

追テ用紙ハ美濃紙版ト致度候

昭和　年　月　日　刑務所

私本審査票

書籍			
名書	内容概要	種別	
者著			
所行發			
格價			
		見意	

記載例

各欄ノ記入上特ニ注意ヲ要スヘキモノ左ノ如シ

一、書籍ノ欄中

1. 書名ノ欄

全集書籍ナルトキハ何々全集第何巻何々篇ト記入シ月刊雑誌其ノ他ノ附録トシテ發行セラレタルモノナルトキハ其ノ旨記入スルコト

2. 著者ノ欄

特ニ著者名ナキ書籍ハ編輯者又ハ發行者名ヲ記入シ何某編又ハ何某發トシ、翻譯書籍ナルトキハ何某著何某譯ト記入スルコト

3. 發行所ノ欄

發行所ノ所在地ヲ肩書スルコト　例　京都　何某社

4. 内容概要ノ欄

書籍内容ノ目次ヲ列記シ概要ヲ略記スルコト

5. 意見ノ欄

專ラ書籍ノ内容ニ依リ種別指定ノ理由ヲ記入スルコト

二、出願者ノ欄中

1. 階級別ノ欄

累進處遇令適用除外者ナルトキハ「除外」ト記入スルコト

2. 講入方法ノ欄

作業賞與金ニ依ル購入ナルヤ領置金ニ依ル購入ナルヤ將又現品ノ差入ナルヤヲ明記シ特ニ作業賞與金ニ依ル購入ナルトキハ作業賞與金現在計算高ヲ記入スルコト

尚現品保管中ナルトキハ其ノ旨記入スヘシ

出願者												閲讀ヲ必要トスル理由	其ノ他審査上參考トナル事項ヘキ
罪名	刑名刑期	刑終了日	出願月日	希望理由	職業 入所前	職業 現在	職業 出所後	教育程度	氏名	年齢	階級別	犯數	
				既ニ看讀許可シタル書名及年月日									
			購入方法										

3. 既ニ看讀許可シタル書名及年月日ノ欄

看讀許可私本多クシテ全部ノ記入餘白ナキトキハ其ノ主ナル書籍名ト許可年月日ヲ記入シ外何冊トセラルルコト

三、閲讀ヲ必要トスル理由ノ欄

出願者ノ個人的事情ニ依リ其ノ要否ヲ決シ特ニ累進處遇第三級以下ノ者又ハ適用除外者ニ係ルトキハ教化上閲讀ヲ必要トスル理由ヲ記入スルコト

◇作業別食量表中細目追加ニ關スル件依命通牒

（司法省行甲第六九一號
行刑局昭和十一年五月二十五日）

收容者食糧給與手續第二號表作業別食糧表中網工ノ細目ニ左記ノ通追加相成度候條御了知相成度

記

網工普通器械編、器械直シノ欄ニ「編網」ヲ加フ

以上

追テ網工（編網）ハマニラトワインヲ編針ヲ使用シ所定ノ目合ニ手ニテ編網スル座作業ナルモ普通綿絲（俗ニカスミ網）等ト異リ原絲太ク之カ編網ニ相當ノ力量ヲ要スル作業ニ付六等食ヲ給與セラレタル次第ニ有之候條申添候

◇未決拘禁者ニ對スル自辨物品

取扱品目増加ノ件申請

（甲　號）

（刑發第四一八號
昭和十一年四月二十八日）

市谷刑務所長　谷内庄太郎

司法大臣　林頼三郎殿

未決拘禁者自辨物品取扱規則ニ基キ昭和五年十一月行丙第二〇二八號ヲ以テ御認可ヲ仰キ販賣又ハ取扱人ヲ指定シ夫々取扱ハシメ來ル候處當所收容ノ被告人中勾留長期ニ渉ル者ニシテ慢性ノ腎臟病ヲ有スル爲滋養强壯利尿ノ目的ヲ以テ通俗ニ往々使用セラルル左記物品ノ自辨購入ヲ願出テタル者ニ對シ保健技師又ハ保健技手ニ於テ病狀ニ依リ差支無シト認メタル場合ニ限リ之カ購入ヲ許シ指定販賣人ヲシテ其ノ取扱ヲ爲サシメ度候ニ付品目増加ノ義御認可相成樣御詮議仰度候

記

西瓜糖

（乙　號）

（司法省
行刑局行丙第八二六號ノ一）

市谷刑務所長　谷内庄太郎

四月二十八日刑發第四一八號ヲ以テ申請ニ係ル未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱品ニ西瓜糖増加ノ件認可ス

昭和十一年六月二日

司法大臣　林頼三郎

◇思想犯ノ假釋放上申ニ際シ判檢事ニ求意見ノ照會文樣式ニ關スル件

（司法省　甲第七六一號
行刑局　昭和十一年六月八日）

思想犯ノ假釋放上申ニ際シ判檢事ノ意見ヲ求メラルル場合ニ於ケル照會文區々ニシテ行刑成績保護關係等ヲ明示セサル向アリ詮議上支障アル趣ナルヲ以テ爾今左記要項ヲ具シ協議スルコトニ御取計相成度候

記

一、指揮書日付及日記番號
二、本籍
三、罪名犯數入所度數　氏名　生年月日
四、刑名刑期未決勾留通算
五、刑ノ起算日
六、刑ノ終了日
七、收容後ノ行狀
八、健康狀態
（病者ニ對シテハ發病ノ時期原因現症及豫後ヲ簡明ニ記載スルコト）
九、思想推移ノ狀況及現在改悛ノ情態
一〇、釋放後ノ歸住地家庭ノ狀況及生活ノ方法
一一、保護者ノ氏名續柄職業財產關係思想素行及保護ノ方法
一二、前項ノ者トノ親和狀態
一三、其他ノ參考事項

敍任辭令

五月一日

従七位　看守長　山根金一郎（八日市場支）
同　同　古屋盛安（甲府）

勲八等　五月十一日　同　山根金一郎（八日市場支）

願免　五月十九日　教誨師　野口堯尙（千葉）

同　五月二十日　看守長　原長榮（高松）
同　同　荒木新一（長崎）
高松　同　藤澤清（岡山）
岡山　同　小久保義晴（廣島）
看守長（長崎）　看守　岩橋鶴吉（久留米少年）
同（廣島）　同　瀧石絲（廣島）

五月三十日

六等　典獄補　齋藤信一（大分）
同　同　根田兼治（府中）

願免　看守長　綿野靜三郎（市谷）
同　同　押谷彦三郎（甲府）

看守長（甲府）　看守　柳澤利喜平（川越少年）

六月三日

願免　所長　典獄　辻敬助（府中）
典獄（函館所長）七等　所長　佐藤備六郎（岡崎少年）
府中所長　九級　典獄補　所長　典獄　椎名通藏（小菅）
小菅所長　同　栁原鎭平（長崎）
長崎所長心得　同　戸田作造（松江）
松江所長　同　高野瀨利衞（函館）
岡崎少年所長　典獄補　鈴木眞三郎（府中）
府中　同　小川太郎（神戸）
市谷　看守長　岩淵稔（小田原少年）
看守長（小田原少年）八級　看守　鈴木治三郎（小田原少年）

六月四日

神戸　看守長　奥田寬（橘通支）
橘通支　同　岡井定男（神戸）
朝鮮總督府法務局

五月一日

敍正七位　海州典獄　武藤勝次
敍正七位　補　木浦同　水町忠三

五月十五日

敍從七位　平壤看守長　杉山季治

◇◇◇ 行刑統計 ◇◇◇

昭和十一年五月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of May 1936

	入監	出監	現員	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	6,918	6,238	51,344	680	1,526
被疑者	1,505	1,518	240	△ 13	85
刑事被告人	4,284	4,922	5,273	△ 638	482
勞役場留置者	1,010	969	718	41	△ 100
兒	11	7	15	4	10
總計 男	13,413	13,336	56,611	77	1,988
總計 女	315	318	979	3	15
總計 計	13,728	13,654	57,590	74	2,003

備考 受刑者現員中ニ朝鮮人 男 2,564人 女 7人 ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國 男	67	2	2	—	71
露西亞 男	2	—	—	—	2
女	—	—	—	—	—
計	2	2	2	—	4

	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
不詳 男	2	—	—	—	2
總計 男	71	2	2	—	75

法學協會雜誌

第五十四卷 第七號
昭和十一年七月一日發行
五十錢 送料二錢

東京帝大 **法學協會發行**

論說

羅馬法か東方か……九州帝國大學助教授 武藤智雄
德川時代の民事裁判實錄續篇……東京帝國大學教授 中田薫
科學的自由探究……東京帝國大學教授 牧野英一
と進化的解釋

資料

新法令解說——杉村章三郎——小野清一郎——鈴木竹雄——我妻榮——石井照久——川島武宜
第六十九回帝國議會審議法案一覽表
臺灣法律進化の一考察……臺北帝國大學助教授 增田福太郎

紹介

石田文次郎著、擔保物權法論下卷（三潴信三）——石田文次郎著、オツトー・ギールケ（小野清一郎）——後藤清著、勞働協約理論史（川島武宜）

判例研究

民事訴訟法判例批評（一六七）……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
民事法判例研究錄（昭和一一年度・一）
山田晟——菊井維大——有泉亨——戒能通孝——穗積重遠——鈴木竹雄——我妻榮——末延三次——石井照久——東季彥

雜報

法理研究會記事「農村更生について」

法學論叢

論說・資料

主權概念と正當性……黒田覺
イギリス議會への婦人參政權の平面的繼起……池田榮
佛蘭西商法破産編の改正……齋藤常三郎
——並に破産に關する其他の緊急命令——
英法に於ける使用者の賠償責任について……清水金二郎
商法改正法案を評す（七）……鳥賀陽然良

批評と紹介

レグラス『瑞西法制史大綱』……西本穎

昭和十一年七月七日 第三十五卷第一號 第壹冊 金五拾錢 郵稅壹錢半

發行所 **京都帝國大學法學會**
發賣所 東京 **有斐閣**

細川龜市氏著『日本固有法研究』……小早川欣吾
フーバー『獨逸國の元首』……大西芳雄
グラボウスキイ『政治學に於ける沒價值性の問題』長濱政壽

判例研究

〔民事法〕擔保物の價格の減少と保證人の免責……石田文次郎
限定承認と相續人の賃料支拂義務……近藤英吉
失權手續著手中の株式の名義書換……大森忠夫
株券引渡請求權に對する强制執行……小野木常

雜報

研究會記事

刑政第49巻第7号
矯正図書館

警察研究

昭和十一年七月五日發行　東京市小石川區江戸川町一五
第七卷　第七號　發行所　良書普及會
一冊四拾錢　一年四圓五拾錢　振替東京六四四九番

論說

法律に於ける概念的と價値的(下の二・完)……東京帝大教授　牧野英一
不穩文書臨時取締法略解……内務事務官　久山秀雄
退職積立金及退職手當法の解說……社會局事務官　沼越正巳
議院法逐條示解(七)……警察講習所教授　有松昇
ゲシタルト心理學と映畫現象……内務理事官　田嶋太郎
新改正ドイツ國籍護士法(下)……司法書記官　齋藤悠輔

研究

スパイの國外誘拐事件……社會局書記官　中野善敦

資料

新法令の研究—訓令通牒—警察關係判例—質疑應答……擔當者　内務屬　種村一男　内務屬　松尾英敏

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十六卷　第七號　昭和十一年七月

有限責任會社法私案……教授　佐々穆
國家法人說の否認……佐治讓
新刑法に於ける常習犯人處遇の形式……安平政吉
各國の海難審判制度……教授　森清
獨逸の和議法の成績と我が和議法……齋藤常三郎

刑事判例研究
職務行爲が不特定なる場合と收賄罪—公務員の職務執行の效力と收賄罪……講師　吉田常次郎
信書開披罪に於ける告訴權者……講師　草野豹一郎
民事判例研究(一八)……民事判例研究會
無權代理人の行爲と不當利得(岩田新)—不當なる訴の提起の不法行爲(岡村玄治)—停止命令の執行力と即時抗告(高橋靜一)—民法第九十七條第一項に所謂意思表示の到達(和田于一)—建物買收請求權の消滅(前野順一)—競賣法第三十三條の代價の納入期(黒川眞前)
略註商法中改正法律案(六)……教授　佐々穆
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十四卷　第七號
昭和十一年七月一日發行　司法省構内　法曹會
定價金五十錢　振替口座東京一五六七〇番

○破產宣告又は破產手續の解止による訴訟手續の中斷と其の受繼(一)……東京民事地方裁判所判事　加藤令造
○本邦上古行刑考(二・完)……大審院檢事　佐々波與佐次郎
○破產管財人及び和議管財人の報酬給與に關する獨逸國司法省命令に就て……京都帝大神戸商大教授　齋藤常三郎
○日本中世に於ける法人の形態—特に寺院の法人格—……法政大學講師　細川龜市
○民法第九百七十條の相續順位に就て(一)……神戸地方裁判所判事　小石壽夫
○名判官物語(十五)。德川將軍の直裁(その五)……小山松吉
○司法官官職職制及官等俸給令沿革(一)……石川金治郎
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨
○戸籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

京都帝國大學
教授法學博士 石田文次郎著

擔保物權法論

菊判總布製
總頁數四〇八
金二圓八十錢
送料內地廿二錢

新刊

石田博士文次郎著

物權法論
投資抵當權の研究
擔保物權法論 上卷

待望の下卷愈々完成!!

本書は斯學の權威石田博士が多年の精研に成る擔保物權法の體系的解說書にして、曩に公刊せる學界定評の好著「投資抵當權の研究」の姉妹篇であり同時に「物權法論」の續篇である。昨春上卷（第一章總論・第二章抵當權）の發賣さるるや、好評嘖々、之に對する學徒、實際家、學生、受驗者其の他の力强き支持は忽ち群書を壓倒した。之と同時に下卷の完成を翹望する聲は陸續各方面より寄つたが、爾來著者は銳意筆陣を進めて續稿の完成に努められ今や江湖の久しき渴望を充さる。下卷は第三章質權・第四章賣渡擔保・第五章留置權・第六章先取特權の四章を收むると共に、卷末には上下兩卷を通ずる條文索引を附し研學上の便宜をも周到に用意せらる。難解なる斯法の眞髓に關する著者の蘊蓄は、玆に博士獨自の整然たる體系と簡明な敍述によつて、其の全貌を窺ふことを得るに至つた。敢て大方の座右に薦む。

菊判總布裝 總頁六四二 定價金四圓二十錢 送料
菊判背革裝 總頁三三三 定價二圓八十錢 送料十四錢
菊判總布裝 總頁四〇三 定價二圓八十二錢 送料廿二錢

東京 神田 神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

編輯餘錄

□ 思想犯保護觀察法の誕生はいろいろの意味に於て我刑事政策のターニング・ポイントを作つた。その制度が成功するか否かは將來の問題であるがさし當り所謂確信犯の槪念、處遇及刑の本質論にまで大きなひゞきがあつたことはいなめない。

□ かやうに重大な法律の誕生を意義あらしむべく玆に牧野英一博士の之に關する第一筆を受けることを得たことを感謝せねばならぬ。確信犯の問題は今日の刑事政策の喜望峯でもあるが又それは教育刑の喜望峯でもあるとせられた。その問題と關聯して教育刑の鼻祖ともいふべき博士の論述は蓋し現下隨一の一大文獻であらねばならぬ。

□ 一九一三年に創定せられ當代隨一の斬新なる少年法であつたスウィスの少年法がイタリヤの少年法の影響の下に玆に一九三五年十一月一日より新らしく改正實施せらるゝに至つた。その改正少年法の下に於ては十歲以上十八歲以下の者が主體とされて居るのである。そしてその審判官は判事一名の外に一名の醫師と一名の教育者が加はらなければならぬことがたのもしい。

全二十六箇條。

□ 有名なグスターフ・アシャッフエンブルグ教授が五月二十三日に滿七十歲の誕生日を迎へたさうである。我刑事政策に多大の寄與をなした教授の犯罪鬪爭論は三十五年前に出版したものでその間世界の刑事政策がそれによつてどれほど導かれたことか。

□ 尙教授は犯罪鬪爭論を出版した數年後に又有名な犯罪心理學及刑事法改正に關する月刊雜誌を起して世界の學界をリードして居たが、それが今ミユンシエンに於てエキスナー教授等によつて第二十七卷を續刊しつつあるのである。

□ 議論に倒れることなく實際舞臺に力を致された教授の七十年の生涯！更に榮光あれ。

□ 橫濱刑務所が落成式の式典をあげた。地味で、質素で、淡白で、そんなところにゆかしさがあふれる。而も編輯子が往年しきりに主張したパビリオン式を以て。その日所長の東君が挨拶された「この刑務所の舍房がアパートに代る日が望ましい」といふその言葉が更に淡白なこの刑務所の價値をますであらうことを信ずる。

昭和十一年六月十四日夜

——あき羅——

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓	普通二頁	金三十圓

注文規定

※御注文は總て前金のこと
※御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
※御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年六月二十八日印刷納本
昭和十一年七月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人 竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第49巻第7号

矯正図書館

49e Année N° 7 Juillet 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale

Makino, E. — De la nouvelle Loi sur la "probation" des "délinquants d'idée".

Mouvement des idées à l'étranger:

Lawrence Preuss ; — Punishment by Analogy in Nazi Penal Law.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice